

目 次

中小企業関係補助金・助成金

～石川県における補助金・助成金・支援事業のご紹介～

1. 県の補助金・助成金	
商工労働部産業政策課	1
商工労働部経営支援課	2
観光交流局交流政策課	4
石川県工業試験場の技術支援	8
2. 市の補助金・助成金	
金沢市	11
七尾市	33
小松市	34
輪島市	41
珠洲市	48
加賀市	49
羽咋市	51
かほく市	53
白山市	54
能美市	56
3. 各種機関の補助金・助成金	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	60
財団法人石川県産業創出支援機構	78
いしかわサイエンスパーク	83
金沢大学共同研究センター	88
ジェットロ金沢貿易情報センター	89
社団法人石川県発明協会	92
財団法人21世紀職業財団石川事務所	94
独立行政法人雇用・能力開発機構いしかわ	100
4. 中小企業団体中央会の支援事業	
石川県中小企業団体中央会	107
《問合わせ先一覧》	111

1. 県の補助金・助成金

石川県商工労働部産業政策課

事業名	産学・産業間連携支援事業				
補助金名称	F/S (予備的調査)		研究開発	実用化	
	大型研究開発プロジェクト支援事業	新技術・新製品開発事業化可能性調査	研究開発事業費補助金	新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業	新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業(サービス産業枠)
対象者	企業、大学等からなる連携体の代表者(県内企業(大企業も可))	企業、大学等からなる連携体の代表者(県内企業)		企業、大学等からなる連携体の代表者(県内企業(大企業も可))	
対象事業	国等の研究開発助成事業に応募しようとする前段階で実施する予備的調査	県内中小企業と大学等の連携体による新技術・新製品の研究開発において必要な予備的調査(実用化可能性調査、市場調査等)	産学・産業間の連携体が行う新技術・新製品の研究開発	産学・産業間で取り組んできた共同研究開発等の成果を実用化又は事業化するための研究開発	産学・産業間が連携して取り組む国等のモデル事業の実用化に向けたサービスに対する支援
補助対象経費	材料・消耗品費 旅費 謝金 機器・設備等賃借料 委託費 その他の経費		直接人件費 構築物費 機械装置費 材料・消耗品費 外注加工費 技術指導費 連携体委託費 その他の経費	材料・消耗品費 旅費 指導費 印刷製本費 展示会等出展費 連携体委託費 外部委託費 その他の経費	
補助率 補助金額	200万円以内委託	100万円以内委託費	200～1,000万円 補助率1/2	年間2,000万円以内補助率2/3 (2年間で最大4,000万円)	年間300万円以内補助率2/3
対象期間	4ヶ月程度(年度跨ぎ不可)		1年(12ヶ月)以内(年度跨ぎ可)	2年(24ヶ月)以内(年度跨ぎ可)	1年以内(年度跨ぎ不可)
必要書類	提案書		計画書 申請者の過去2年の決算	連携体を構成する全ての企業の最新の決算書	
採択方法	書面審査及び審査会(ヒアリング)を経て、採択を決定				
申請先	(財)石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 TEL 076-267-6291		石川県商工労働部産業政策課 技術振興開発支援グループ TEL 076-225-1513	(財)石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 TEL 076-267-6291	

HPアドレス <http://www.pref.ishikawa.jp/shoko/renkeihojokin>
各種募集要項・計画書様式等ダウンロードできます。

石川県商工労働部経営支援課

事業名	商店街競争力強化推進事業		
対象者	商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等		
対象事業	商店街振興組合もしくは同連合会であって事業者の3分の2以上が中小事業者であるもの。事業協同組合もしくは同連合会であって事業者の3分の2以上が中小事業者であり、かつ、2分の1以上が中小小売商業者。商工会、商工会議所が実施する、基本構想策定事業、高齢者等対応事業、環境・リサイクル関連事業、テナントミックス事業、商店街等C I事業を実施するための経費を助成する。		
事業内容	事業計画、システム構築、実験・テナントミックス事業	調査事業	その他の事業
補助率 補助金額	助成率3/4以内 限度額10,000千円	助成率3/5以内 限度額10,000千円	助成率3/5以内 限度額10,000千円
採択方法	上記条件を具備した団体が、県の担当部局に申請書を提出し、外部の専門家等の審査会の認定を受けたものについて支援		
申請先	石川県商工労働部経営支援課 商業活性化グループ TEL 076-225-1524 HPアドレス http://www.pref.ishikawa.jp/kinyuu/syougyougl/syougyou/meneu.htm		

事業名	商店街賑わい創出支援事業	
対象者	中小小売商業者（個店、グループでも可）	
対象事業	個店やグループが構想しているビジネスプランのマーケティング調査・試行を支援 不足業種の誘致、業態変換の商店街活性化の核となる個店の改装費を支援	
事業内容	活性化調査事業	賑わい創出支援事業
補助率 補助金額	助成率1/3以内 限度額500千円（市町も同額補助）	助成率1/4以内 限度額1,500千円（市町も同額補助）
補助対象 経費	謝金、旅費、会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、借損料、雑役務費、調査等の委託費	個店の内装・外装工事費 但し解体工事費、空調・トイレ設置費は対象外
採択方法	上記条件を具備した団体が、経営計画、レイアウト等を作成し、県の担当部局に提出し、外部の専門家等の審査会の認定を受けたものについて支援	
申請先	石川県商工労働部経営支援課 商業活性化グループ TEL 076-225-1524 HPアドレス http://www.pref.ishikawa.jp/kinyuu/syougyougl/syougyou/meneu.htm	

石川県商工労働部経営支援課

事業名	商業活性化推進事業		
対象者	石川県内の中小小売商業者が主たる構成員となって組織する団体及び個人。ただし、中小小売商業高度化事業構想（TMO構想）により認定されている地域内の商店街は除く。		
対象事業	商店街等が実施するイベント事業や、商店街内の有志グループや中小小売商業者が主たる構成員となって実施する、コミュニティビジネスやIT活用をテーマとした新規事業に要する経費を助成する。		
事業内容	商店街振興組合等 イベント事業	新規事業等展開支援事業	地域商業活性化事業
補助率 補助金額	助成率3/4以内 限度額3,000千円	助成率3/4以内 限度額3,000千円	助成率3/4以内 限度額3,000千円
採択方法	上記条件を具備した団体が、県の担当部局に申請書を提出し、外部の専門家等の審査会の認定を受けたものについて支援		
申請先	石川県商工労働部経営支援課 商業活性化グループ TEL 076-225-1524 HPアドレス http://www.pref.ishikawa.jp/kinyuu/syougyougl/syougyou/meneu.htm		

事業名	タウンマネジメント推進事業			
対象者	中心市街地活性化法の認定を受けた商工会、商工会議所又は特定会社もしくは公益法人			
対象事業	中心市街地活性化法の認定を受けた商工会、商工会議所又は特定会社もしくは公益法人が実施するコンセンサス形成事業、テナントミックス管理事業、広域ソフト事業、事業設計・調査・システム開発事業に要する経費を助成する。			
事業内容	コンセンサス 形成事業	テナントミックス 管理事業	広域ソフト事業	事業設計・調査・ システム開発事業
補助率 補助金額	助成率9/10以内 限度額7,000千円	助成率9/10以内 限度額7,000千円	助成率9/10以内 限度額7,000千円	助成率9/10以内 限度額7,000千円
採択方法	上記条件を具備した団体が、県の担当部局に申請書を提出し、外部の専門家等の審査会の認定を受けたものについて支援			
申請先	石川県商工労働部経営支援課 商業活性化グループ TEL 076-225-1524 HPアドレス http://www.pref.ishikawa.jp/kinyuu/syougyougl/syougyou/meneu.htm			

観光交流局交流政策課

事業名	ユニバーサルデザイン推進事業
対象者	温泉旅館等
事業内容	温泉地に代表される主要観光地等の魅力向上を図るため、県の「新 ほっと石川観光プラン」を踏まえ、各市町が策定する「観光振興計画」等に基づき、旅館等が実施する宿泊施設のユニバーサルデザイン関連整備に対し、支援する事業です。 対象事業としては、温泉旅館等が先進的に実施する高齢者、外国人、障害者等に配慮したユニバーサルデザイン関連の事業です。
支援内容	補助率：1/3以内 補助限度額：5,000千円 交付先：温泉旅館等（旅館組合経由） その他：市町が県と同額以上の補助を行うものが対象です。
利用方法	手続きの流れ：各旅館等（提出） 旅館組合等（申請） 市町（進達） 県 必要書類：ユニバーサルデザイン推進事業実施計画書等
申請先	石川県観光交流局 観光推進課 TEL 076-225-1538

観光交流局交流政策課

事業名	石川県伝統工芸新分野開拓等推進補助金
対象者	<p>(1) 新分野進出 1年以上県内に本店、支店又は営業所等の生産拠点を有し、伝統的工芸品又はこれに関連する工芸品の製造に携わっている個人事業者、企業又はこれらのグループ（グループの場合は5社以内）</p> <p>(2) 伝統工芸振興 4年以上県内の伝統的工芸品製造に従事した経験を有する現職の個人であって、1年以上県内に住所を有している者 県立の研修施設において伝統的工芸品製造に関する高度で専門的な技術・技法等を習得した又はこれと同等と認められる個人であって、一定期間製造に従事し、かつ1年以上県内に住所を有している者</p>
事業内容 補助率 補助金額	<p>新分野進出</p> <p>(1) 新商品開発事業 従来からの技術・技法等を活かし、伝統的工芸品又はこれに関連する工芸品以外の新たな分野への進出を目的としたものであり、かつ、これまで県内において企業化された事例がないもの（他業種との融合による商品開発及び機能性を高めた商品開発を含む） （補助率等）補助対象経費の1/2以内で1件あたり100万円以内</p> <p>(2) 製造設備近代化事業 従来からの技術・技法等を活かし、伝統的工芸品又はこれに関連する工芸品以外の新たな分野への進出を目的とする生産能力又は品質向上を図るための設備投資であって、当該産地における取組事例がないか又は極めて少なく、今後のモデルケースと認められるもの （補助率等）補助対象経費の1/2以内で1件あたり200万円以内</p> <p>伝統工芸振興事業 伝統的工芸品製造の分野において経営的に独立する（経営の実態上、実質的に独立するものに限り、法人設立を含む。）際に必要な設備投資 （補助率等）補助対象経費の1/3以内で1件あたり50万円以内</p>
採択方法	<p>(1) 公募にて申請があった事業案について県担当者が要件審査を行い、その後、有職者で構成する審査会に諮って決定する</p> <p>(2) 上記審査会においては、申請者が直接事業案を説明する機会を設ける</p>
申請先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県観光交流局交流政策課 伝統産業グループ 担当：山岸、末井、中田 TEL 076-225-1127 FAX 076-225-1129

事業名	伝統工芸海外マーケット開拓事業費補助金														
対象者	伝統的工芸品産業に携わる事業者（個人事業者を含む）又は事業者のグループのうち、石川県知事が認めた者で、展示会に出展する者のすべてが伝統工芸品産業に携わる事業者であること。														
対象事業	パリにおいて開催される展示会「メゾン＆オブジェ」展（総合ライフスタイル見本市）を活用し、海外市場開拓を目指す者の、県内伝統的工芸品及びこれに関連する工芸品の出展事業														
支援内容	<p>1. 対象経費については、同一事業者が3カ年連続しても可 グループの場合、複数年出展事業を行うときに、グループを構成する事業者毎に対象経費を算定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成 初回</td> <td>小間料、小間装飾費、輸送費、印刷費、通信費、通訳料</td> <td>対象経費の2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>助成第2回</td> <td>小間量、輸送費（同一事業者が2年続けて出展する場合）</td> <td>対象経費の3分の1以内</td> </tr> <tr> <td>助成第3回</td> <td>小間量、輸送費（同一事業者が3年続けて出展する場合）</td> <td>対象経費の4分の1以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 交付先あたり100万円を限度とします。</p> <p>2. 「1」の助成を受ける者が、欧州における販路開拓を目的としたコーディネータ確保に関する経費を必要とする場合、200万円を限度とし、対象となる経費の2分の1以内を補助します。</p>			区分	補助対象経費	補助率	助成 初回	小間料、小間装飾費、輸送費、印刷費、通信費、通訳料	対象経費の2分の1以内	助成第2回	小間量、輸送費（同一事業者が2年続けて出展する場合）	対象経費の3分の1以内	助成第3回	小間量、輸送費（同一事業者が3年続けて出展する場合）	対象経費の4分の1以内
区分	補助対象経費	補助率													
助成 初回	小間料、小間装飾費、輸送費、印刷費、通信費、通訳料	対象経費の2分の1以内													
助成第2回	小間量、輸送費（同一事業者が2年続けて出展する場合）	対象経費の3分の1以内													
助成第3回	小間量、輸送費（同一事業者が3年続けて出展する場合）	対象経費の4分の1以内													
申請先	石川県観光交流局交流政策課 伝統産業グループ TEL 076-225-1127 HPアドレス http://www.pref.ishikawa.jp/kouryu/														

観光交流局交流政策課

事業名	石川県クラフトギャラリー出展事業費補助金																										
対象者	販売を目的に工芸品の製造に従事している個人又はグループ（グループ内すべての者）で次の条件をすべて満たしている者 (1) 1年以上県内に住所を有する者又は県内の工房に在籍している者 (2) 経験年数が通算20年未満であること (3) 年齢50歳未満であること (4) 市町等が行う類似の助成制度を利用できないこと																										
展示場所	海外、首都圏及び関西圏その他政令指定都市、中核市（北陸三県を除く）																										
補助金 交付対象 経費	販路開拓のための展示会におけるギャラリー借上げ料及び運搬料（ただし運搬料については海外展示に限る）																										
補助金額	ギャラリー借上げ料及び運搬料の2分の1以内で、1展示会につき20万円を限度																										
補助回数	年度1回、通算3回を限度とする。ただし、グループ展は5回まで 通算回数には、いしかわクラフト展示ギャラリー運営委員会が実施したギャラリー開設を含む（基準：H14年度）																										
交付事務 の流れ	<p>補助金は個展開催期間終了後に支払いとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th></th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会期・会場決定 申込書の提出</td> <td></td> <td>対象者条件等確認 審査・補助金の決定</td> </tr> <tr> <td>1. 補助金交付申請書の提出 添付書類 ギャラリーとの賃貸契約書の写し</td> <td>→</td> <td rowspan="2">2. 交付決定通知書</td> </tr> <tr> <td>(変更等があった場合) 変更承認申請書 (遅延等の報告) 補助事業遅延等報告書</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>個展の開催・終了</td> <td></td> <td>審査・補助金の確定</td> </tr> <tr> <td>3. 補助金実績報告書の提出 添付書類 会場写真、DM類</td> <td>→</td> <td rowspan="2">4. 額の確定通知書</td> </tr> <tr> <td>5. 補助金請求書の提出 (3と同時提出) 補助金の受け取り</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>支払い事務執行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>←</td> <td>6. 補助金の支払</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		県	会期・会場決定 申込書の提出		対象者条件等確認 審査・補助金の決定	1. 補助金交付申請書の提出 添付書類 ギャラリーとの賃貸契約書の写し	→	2. 交付決定通知書	(変更等があった場合) 変更承認申請書 (遅延等の報告) 補助事業遅延等報告書	←	個展の開催・終了		審査・補助金の確定	3. 補助金実績報告書の提出 添付書類 会場写真、DM類	→	4. 額の確定通知書	5. 補助金請求書の提出 (3と同時提出) 補助金の受け取り	←		→	支払い事務執行		←	6. 補助金の支払
申請者		県																									
会期・会場決定 申込書の提出		対象者条件等確認 審査・補助金の決定																									
1. 補助金交付申請書の提出 添付書類 ギャラリーとの賃貸契約書の写し	→	2. 交付決定通知書																									
(変更等があった場合) 変更承認申請書 (遅延等の報告) 補助事業遅延等報告書	←																										
個展の開催・終了		審査・補助金の確定																									
3. 補助金実績報告書の提出 添付書類 会場写真、DM類	→	4. 額の確定通知書																									
5. 補助金請求書の提出 (3と同時提出) 補助金の受け取り	←																										
	→	支払い事務執行																									
	←	6. 補助金の支払																									
申請先	石川県観光交流局交流政策課 伝統産業グループ TEL 076-225-1127																										

石川県工業試験場の技術支援

事業名	ものづくり支援センター「企業のための試験室・実験室」の開放
対象者	技術開発、製品開発を行う企業
事業内容	<p>技術相談・指導</p> <p>企業が抱えている技術的な問題点を解決するための相談・指導</p> <p>新産業創造に対応する技術支援</p> <p>企業の技術者が工業試験場での研究・試作・分析などの業務に参画し、研究開発や試作のノウハウ、評価・分析技術を習得する「モノづくり技術高度化開発指導」</p> <p>既存産業の高度化支援</p> <p>ア 豊富な知識と経験を有する技術アドバイザーが現地に出向き、生産技術、新技術、製品開発などの技術的支援を行う「技術アドバイザー指導」</p> <p>イ 工業試験場研究員や専門家等を企業に集中的または長期間にわたって派遣し、製品開発における技術的課題の解決などの支援を行う「研究員等派遣指導」</p> <p>ウ 技術移転した研究成果について、生産体制の確立に向けた支援を行う「技術移転フォローアップ推進指導」</p> <p>エ 各産地へ工業試験場職員が出向き、技術相談に応じる「拠点技術指導」、「巡回技術指導」</p> <p>オ 企業の緊急的な技術課題について技術相談に応じる「簡易技術指導」</p> <p>カ 九谷焼産地の活性化と近代化を図るため、陶磁器全般に渡る技術課題の討議や生産技術の指導</p> <p>社会的課題の技術的解決</p> <p>ア 中小企業が行うリサイクル製品、環境計測や浄化装置等の環境開発関連製品を開発支援するための指導</p> <p>イ 情報セキュリティポリシー作成支援システムの開発による中小企業の情報セキュリティ対策の相談指導</p> <div style="text-align: center;">  <p>操作画面のイメージ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>情報セキュリティポリシー作成支援システム</p> </div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【セキュリティポリシー作成の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現状の対策に関する質問に答える <li style="text-align: center;">▼ 2) リスクの発生頻度や危険度を入力する <li style="text-align: center;">▼ 3) 対策ごとの重要度が順位ごとに算出される <li style="text-align: center;">▼ 4) 詳細な対策の実施方法を選択する <li style="text-align: center;">▼ 5) およそ2時間でセキュリティポリシーの基本部分ができあがる。 </div>

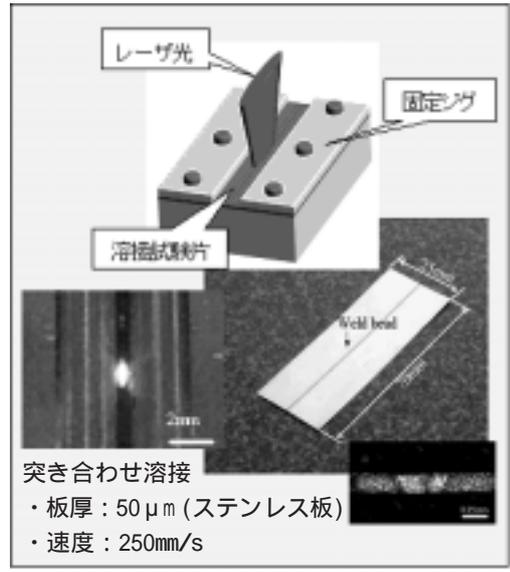
石川県工業試験場の技術支援

事業内容

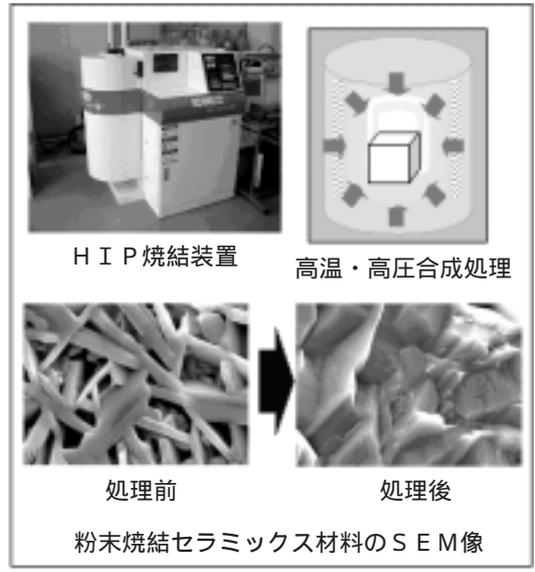
研究開発

企業や大学との共同研究を積極的に行い、その成果を広く業界に普及し、技術振興に役立っています。

業界のニーズに応える生産技術や、新分野開拓に必要な技術の開発
 国内外の研究者との「研究交流」と、県内企業に対する技術の橋渡し
 社会的な課題である「情報技術」、「環境対応技術」、「医療・福祉技術」、「新エネルギー技術」などについて、産学官による研究会の開催や研究の実施



研究例 1
 半導体レーザーによる微細溶接システム開発



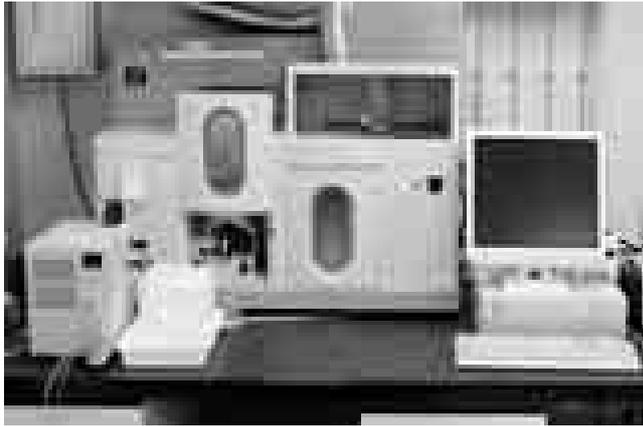
研究例 2
 新規セラミックス材料合成技術の開発

技術情報の提供

製品開発や技術開発を行っている皆様へ、最新の技術情報を提供しています。
 当場の活動や成果を載せた「技術ニュース」、「研究報告」などの発行
 インターネットを用いた情報提供、技術相談



工業試験場のホームページ

<p>事業内容</p>	<p>測定・分析</p> <p>企業から持ち込まれた製品や材料などの試験、測定、分析を最新鋭の試験計測機器で行います。また、これらの試験データを用いた技術指導も行っています。</p> <p>材料試験、繊維試験、化学・分析試験、精密測定試験など</p>  <p>新しく導入した原子吸光分光分析装置 工業材料、工業用水、食品中の金属成分を定量分析することができます。</p>
<p>申請先</p>	<p>石川県工業試験場 TEL 076-267-8081 FAX : 076-267-8090 HPアドレス http://www.irii.go.jp/</p>

2. 市の補助金・助成金

金 沢 市

商業振興策

1. まちなかの活性化

(1) まちなかビジネスの振興

(千円)

事業名	内 容	予算額																																															
中心市街地業務機能集積促進事業	<p>中心市街地の活性化及び業務機能の集積を促進するため、オフィス進出等を支援する。</p> <table border="1"> <tr> <td>区 域</td> <td colspan="3">金沢駅～21世紀美術館に至る指定経路に面する区域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入居事業者</td> <td>要件</td> <td colspan="2">事務所の新增設（市内間移転除く） 常雇従業員3人以上（増設は3人以上増）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 容</td> <td>区分</td> <td>開設経費</td> <td>家賃 (共益費を除く)</td> <td>雇 用</td> </tr> <tr> <td>率</td> <td>1/2</td> <td>1/2×3年間 (特認は5年間)</td> <td>新規50万円、 移転10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">限 度</td> <td>200万円</td> <td>500万円/年</td> <td>2,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計3,700万円 (新規雇用50人以上の場合は特認：4,700万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物所有者</td> <td>要件</td> <td colspan="3">新規入居があること 建物所有者が行う改修工事</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td colspan="3">新規入居に伴う改修工事費用</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>率</td> <td colspan="2">20%</td> </tr> <tr> <td>限 度</td> <td colspan="3">1年間5,000万円 通算合計1億円</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td colspan="3">助成交付後5年間は財産処分を制限</td> </tr> </table>	区 域	金沢駅～21世紀美術館に至る指定経路に面する区域			入居事業者	要件	事務所の新增設（市内間移転除く） 常雇従業員3人以上（増設は3人以上増）		内 容	区分	開設経費	家賃 (共益費を除く)	雇 用	率	1/2	1/2×3年間 (特認は5年間)	新規50万円、 移転10万円	限 度	200万円	500万円/年	2,000万円		合計3,700万円 (新規雇用50人以上の場合は特認：4,700万円)				建物所有者	要件	新規入居があること 建物所有者が行う改修工事			対象	新規入居に伴う改修工事費用			内 容	率	20%		限 度	1年間5,000万円 通算合計1億円			そ の 他	助成交付後5年間は財産処分を制限			29,000
区 域	金沢駅～21世紀美術館に至る指定経路に面する区域																																																
入居事業者	要件	事務所の新增設（市内間移転除く） 常雇従業員3人以上（増設は3人以上増）																																															
	内 容	区分	開設経費	家賃 (共益費を除く)	雇 用																																												
		率	1/2	1/2×3年間 (特認は5年間)	新規50万円、 移転10万円																																												
	限 度	200万円	500万円/年	2,000万円																																													
合計3,700万円 (新規雇用50人以上の場合は特認：4,700万円)																																																	
建物所有者	要件	新規入居があること 建物所有者が行う改修工事																																															
	対象	新規入居に伴う改修工事費用																																															
	内 容	率	20%																																														
	限 度	1年間5,000万円 通算合計1億円																																															
そ の 他	助成交付後5年間は財産処分を制限																																																
アートアベニュー賑わい創出事業	<p>魅力的な商業施設の集積をめざし、金沢駅から金沢21世紀美術館の通り沿いにおけるアートを活かした店舗の改修や新たな出店に対し助成</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>補助率</td> <td>限 度 額</td> </tr> <tr> <td>整備改修</td> <td>1/2</td> <td>200万円 (強化ガラス使用+100万円)</td> </tr> <tr> <td>賃借経費</td> <td>1/2</td> <td>100万円×2年間</td> </tr> </table>	区 分	補助率	限 度 額	整備改修	1/2	200万円 (強化ガラス使用+100万円)	賃借経費	1/2	100万円×2年間	4,800																																						
区 分	補助率	限 度 額																																															
整備改修	1/2	200万円 (強化ガラス使用+100万円)																																															
賃借経費	1/2	100万円×2年間																																															

2.

市の補助金・助成金

雇用拡大関連企業立地助成金	雇用の拡大が期待できるコールセンター等の進出を支援する		23,910
	対象業種	情報処理・提供サービス施設	
	要件	以下の要件に全て該当するもの 市外からの新たな設置で事業用建物が賃借 常用雇用者（＝従業員）の人数が100人以上 市民新規雇用者が20人以上（50人以上で特認） 平成21年3月31日までに申請受理	
	助成額	a, bの合計2億円限度 a 設備等の取得（初期投資）経費×5% b 区域に応じた賃料助成 ア. 中心市街地活性化ゾーン 賃料×1/2 イ. その他の区域 賃料×1/3 （1,000万円/年、特認2,000万円/年） 新規雇用者人数×20万円（4,000万円限度） との合計限度額 2億4千万円	
テレマーケティング人材養成講座開催事業	コールセンターの誘致を促進するため、質の高い人材を養成する講座を開設		700

(2) (株)金沢商業活性化センターとの連携事業

(千円)

事業名	内 容	予算額
香林坊・武蔵間「都心賑わい回廊」形成事業	香林坊・武蔵間「都心賑わい回廊」において、まちなかの活性化のため、学生サテライト教室や都心ゼミナールを開催する。	900
アートアベニュー「オフィスアート」事業	金沢駅から金沢21世紀美術館の通り沿いにおいて、ショーウィンドーを活用し、学生等による共同芸術作品を展示	3,000
5タウンズ・ウィンタープレゼンツ開催事業	中心商業地（香林坊地区）において実施する共同イベントに対して助成	4,500
むさしまつり開催事業	中心商業地（武蔵地区）において実施する共同イベントに対して助成	4,500
まちなかパフォーマンスシアター（マップス）開催事業	市内中心部の広場等でアマチュアパフォーマーによるイベントを開催し、まちなかの賑わいを創出	9,900

金 沢 市

(3) まちなかにおける賑わいづくり

(千円)

事業名	内 容	予算額
中心商店街賑わい創出事業	中心市街地の活性化のために自らが企画して行うイベント開催費に対して助成 補助率 1/3 限度額 200万円	12,900
「かなざわ・まち博」開催事業	まちなかの貴重な資源や魅力を発掘し、まち全体をパビリオンに見立てる市民イベントに助成	6,000
春の舞ひろさか開催事業	広坂通りや広坂緑地でストリートパフォーマンス、ステージイベント等を実施する市民イベントに助成	2,000

2. 商店街の振興

(1) 商店街の振興

(千円)

事業名	内 容	予算額												
商店街振興プラン作成事業	商店街の活性化に向け、集客力の強化や賑わいの創出をめざしたビジョンの策定に助成	600												
商店街振興イベント事業	地域商店街が消費者とのふれあいを推進するために行うイベント開催費に対して助成 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 率</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独商店街開催</td> <td>1/3</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>複数商店街開催</td> <td>1/3 + (10万円 × 商店街数)</td> <td>100万円 × 商店街数 + 10万円 × 商店街数</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 率	限 度 額	単独商店街開催	1/3	100万円	複数商店街開催	1/3 + (10万円 × 商店街数)	100万円 × 商店街数 + 10万円 × 商店街数	20,700			
区 分	補 助 率	限 度 額												
単独商店街開催	1/3	100万円												
複数商店街開催	1/3 + (10万円 × 商店街数)	100万円 × 商店街数 + 10万円 × 商店街数												
商店街C I戦略事業	統一したコンセプトに基づき商店街の個性や特徴のPRを展開していくC I戦略事業に対して助成 補助率 1/2 限度額 100万円	3,400												
商店街I T活用事業展開助成事業	I Tによる情報発信を活用して新たな事業展開を努める商店街に対して助成 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 率</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新事業展開推進</td> <td>1/2</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>コンテンツ作成</td> <td>1/2</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>I T講習会開催</td> <td>1/2</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 率	限 度 額	新事業展開推進	1/2	100万円	コンテンツ作成	1/2	30万円	I T講習会開催	1/2	15万円	400
区 分	補 助 率	限 度 額												
新事業展開推進	1/2	100万円												
コンテンツ作成	1/2	30万円												
I T講習会開催	1/2	15万円												
商店街アメニティ空間整備事業	商店街の快適性・利便性向上を目指した整備の設備費及び購入費に対して助成 補助率 1/2 限度額 年間100万円 期間 2年間	1,000												

(2) 魅力の創出 金 沢 市
(千円)

事業名	内 容	予算額
活性化モデル商店街支援事業	県内商店街のモデルとなるべき商店街づくりを推進するため、県と市が共同で多角的・継続的に支援を実施	23,900
中心商店街ファサード整備事業	中心市街地における魅力ある商店街づくりを目指し、商店街のコンセプトに沿ったファサードの改装費の一部を助成 補助率 1/2 限度額 1店舗200万円 1商店街1,000万円 期間 3年間	8,000
横安江町商店街まちなみ整備事業費	歴史的な街並みを重視したファサードの改装費に対し助成 補助率 1/2 限度額 1店舗200万円	10,000
瓶割り坂通り(野町広小路地区)魅力アップ再活性化事業	国道の拡張を機に、まちづくり協定を締結した当該地区のファサードの改装費に対し助成 補助率 1/2 限度額 1店舗200万円	4,000
地域商店街経営改善モデル商店奨励事業	地域商店街のコミュニティの形成拠点となる商店の改装費、空き店舗借上料に対し助成 改装費 商店街 補助率 1/2 限度額 5,000千円 個 店 補助率 1/3 限度額 2,500千円 借上料 商店街 補助率 1/2 限度額 1,000千円 個 店 補助率 1/2 限度額 1,000千円	2,090

(3) 環境整備 (千円)

事業名	内 容	予算額																						
商店街共同施設設置事業	商店街が街路灯、アーケード、駐車場等の共同施設を設置するための経費の一部を助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>施設区分</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">T M O 関連事業</td> <td>収益施設</td> <td>25%</td> <td>3億円</td> <td rowspan="2">融資を受ける場合は、別に10%を10年間で分割交付</td> </tr> <tr> <td>非収益施設</td> <td>25%</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他 事業</td> <td>収益施設</td> <td>25%</td> <td>1.5億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非収益施設</td> <td>35%</td> <td>1.5億円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	施設区分	補助率	限度額	備 考	T M O 関連事業	収益施設	25%	3億円	融資を受ける場合は、別に10%を10年間で分割交付	非収益施設	25%	3億円	その他 事業	収益施設	25%	1.5億円		非収益施設	35%	1.5億円		11,205
事業区分	施設区分	補助率	限度額	備 考																				
T M O 関連事業	収益施設	25%	3億円	融資を受ける場合は、別に10%を10年間で分割交付																				
	非収益施設	25%	3億円																					
その他 事業	収益施設	25%	1.5億円																					
	非収益施設	35%	1.5億円																					
まちなか飲食街再生事業	飲食街の耐震工事等店舗整備及び、環境改善のための施設整備を支援する <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗等工事</td> <td>1/2</td> <td>1店舗 200万円</td> </tr> <tr> <td>公共的設備工事</td> <td>2/3</td> <td>1施設 300万円</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助率	限度額	店舗等工事	1/2	1店舗 200万円	公共的設備工事	2/3	1施設 300万円	14,000													
事業区分	補助率	限度額																						
店舗等工事	1/2	1店舗 200万円																						
公共的設備工事	2/3	1施設 300万円																						

3. 商業団体等の育成 金 沢 市
(千円)

事業名	内 容	予算額
中小企業指導団体育成事業	商工会議所、商工会等が商業者の経営基盤の強化を図るために開設する経営相談所、移動相談所、臨時相談所等による経営指導、相談事業や小規模事業所による経営診断事業に対して助成	25,850
金沢市商店街連盟助成	市商店街連盟運営事業に対して助成 市商連の規模 加盟 40商店街 構成員 2,040名	6,910
「かなざわお買い物ネット」整備事業	市商店街連盟の「金沢商店街物語」にショッピング機能を付加するなど整備を行う。	1,000
ほくりく外食産業展開催事業	外食産業の発展と食文化や技術進歩に対する意識の高揚を目指し助成	1,000

4. 従業員等の育成 (千円)

事業名	内 容	予算額
金沢商人塾開設事業	中小企業者等を対象にした経営能力の向上をめざす実践セミナーの開設に助成	700
商店街おかみさん育成研修事業	金沢市商店街連盟おかみさん連絡会の研修活動に対して助成	500
金沢青年会議所研修事業	金沢青年会議所の開催する経営問題研修活動に対して助成	150
中小企業永年勤続優良従業員表彰	金沢市、金沢商工会議所の連名による表彰 対象 勤続30年 表彰予定者 59名	110

5. 地場産品等展示会 (千円)

事業名	内 容	予算額
石川の観光と物産展	開催場所 東京.....東急東横百貨店、東急吉祥寺店 仙台.....藤崎百貨店 神戸.....大丸百貨店 大分.....大分トキ八店	750
加賀能登地酒まつり	開催場所 石川県中央公園、石川県産業展示館など	200

金 沢 市

6. 金沢港振興事業

(千円)

事業名	内 容	予算額
金沢港振興協会事業 助成	港湾整備、施設の充実、広報宣伝活動、集荷促進のほか、定期航路の育成等の推進を図る。	12,764
港フェスタ「金沢」 開催事業	港の賑わいを創出する夏の継続イベントの開催に対して助成	1,000
鯨類捕鯨調査船団入 港歓迎事業	鯨捕獲調査から帰国した調査船団を広く一般公開し、食文化等の理解を得るためのイベントを開催	1,800

7. 貿易振興事業

(千円)

事業名	内 容	予算額
環日本海経済交流促進事業	日本海を取り巻くロシア、中国、北朝鮮、韓国との経済交流の可能性を探り、市内民間企業者に経済情報を提供するための資料収集、セミナーの開催に助成	1,000
地場企業国際化推進事業	近圏の国際物流拠点化が進展する中、情報需要の高い国や地域について具体的な調査を行い情報提供を行うことにより地場企業の国際化を進展	2,500

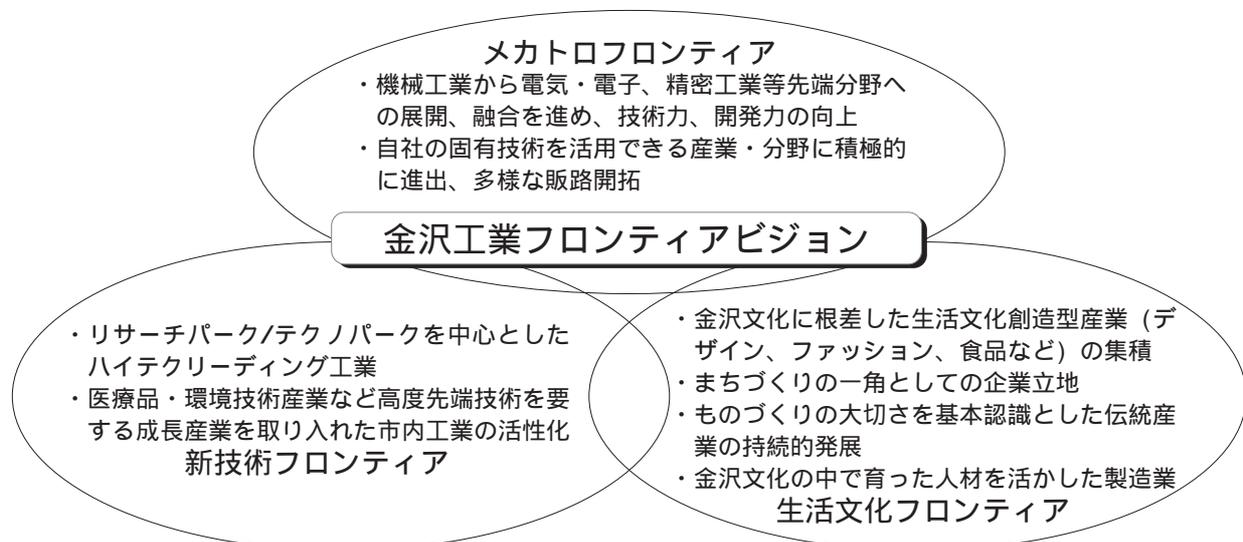
工業振興策

金沢市のこれまでの工業基盤は、複数の中堅、大手メーカー或いは産元、商社等がシステムオルガナイザーとして、いくつかの試練を乗り越えて、醸成されてきた。

一方、今日の厳しい経済情勢の中にあっては、都市の活性化を図るため、産業の振興が緊急の課題となっている。

こうした中、「金沢市21世紀工業振興ビジョン」に基づき、中小企業の振興を積極的に推進し、さらには、産業の空洞化に対応するため金沢テクノパークの整備促進、安原異業種工業団地や既存工業団地の再整備支援、新たな工業団地の開発など企業立地基盤の整備に努める。

金沢工業フロンティアビジョン（金沢市21世紀工業振興ビジョンより）



ファッション産業都市推進事業

ファッション産業都市の推進

- (1) ライフ&ファッション 金沢ウィーク開催事業
繊維、工芸品の見本市やファッションショーの開催などの各種イベントを展開
開催期日 平成18年10月10日～22日
開催場所 金沢21世紀美術館を主会場に市内一円で開催
- (2) 金沢ニューファッション研究事業費
ファッションウィークの開催に向け、若手デザイナー等による新製品の研究開発を推進
- (3) 金沢ファッション産業都市戦略会議
ファッション産業都市宣言の具現化施策を構築
- (4) 金沢ファッション産業創造機構運営事業
金沢市のデザイン分野と地場産業とのビジネスマッチングを推進し、付加価値の高い新製品を開発
- (5) 国外向け新製品開発事業
海外デザイナーの指導により、伝統工芸品や地場産業において金沢の素材を活かした国外向けの新製品を開発
- (6) 機械製品デザイン基盤整備事業
産産連携による機能面の高度化、ファッション・デザイン性に優れた新製品開発を支援
- (7) 文化情報企業受注開拓交流会開催事業
ファッション関連業界からの新規受注開拓に向けた交流会の開催を支援
- (8) 新製品販路開拓事業
グッドデザイン製品の開発や商品の販売促進に向けた市場調査を実施
- (9) 縫製業界販路開拓推進事業
縫製協会が行う国際見本市への共同出展に対し助成
- (10) 繊維産業人材育成助成事業
人材育成のための各種デザイン講座や研修活動に対し助成
- (11) 繊維展出展参加費補助事業
グローバル化、情報化に対応した自立型企業を育成するため、国際見本市の出展費用に対し助成
- (12) 国際ガラス展・2007金沢開催準備
時期 平成19年8月下旬
場所 香林坊大和
作品公募、関係団体との連絡調整、PR等
- (13) 各種デザイン展
いしかわファッションウィークなど3展示会を開催

伝統工芸品産業の振興

金沢市は、京都市に次いで伝統的工芸品産業が数多く継承されてきている都市である。確認されている伝統産業は次の業種である。

金沢市の主要な伝統的工芸品産業

伝統産業	伝産法指定	主 要 製 品
九 谷 焼		花器、茶器、酒器
大 樋 焼		茶道具
加 賀 友 禅		留袖、色留袖紋付、訪問着
金 沢 漆 器		茶道具、調度品等の一品生産
金 沢 箔		金箔、銀箔
加 賀 象 嵌		花瓶、置物、装身具等
茶 の 湯 釜		茶釜
金 沢 仏 壇		仏壇（蒔絵技術と欄間彫刻）
桐 工 芸		桐火鉢、茶器、灰皿、菓子器等
郷 土 玩 具		加賀人形、獅子頭、加賀八幡起上
加 賀 毛 針		あゆ毛針
加 賀 竿		漆塗の継竿
竹 工 芸		網代編みの茶、華道用竹工品
二 俣 和 紙		工芸用紙、箔紙
水 引		水引、水引人形
銅 鑼		銅鑼
和 傘		和傘
提 灯		提灯
太 鼓		各種太鼓
琴		生田流琴
三 弦		三弦
加 賀 繡		刺繡帯等
金 沢 表 具		屏風、掛け軸等
手捺染型彫刻		手捺染型彫刻

(但し生産額は産地組合調)

本市の伝統産業に関連する製造業事業所は、約900事業所であり、従業者数は約3,000人に達する。これらは、市内工業の事業所数の約20%、従業者数の約6%を占めており、金沢市の一つの基幹産業といえる位置にある。したがって、伝統産業の振興は、本市の商工行政で欠かすことのできない主要施策である。

1. 後継者育成事業

市内伝統産業、伝統工芸にとって最大の課題である後継者育成の問題に対処し、「金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則」により「金沢市伝統産業技術研修者」の制度を設けている。さらに平成2年度より「金沢市希少伝統産業後継者」制度を設け、特に後継者の少ない業種の保護育成に努めている。このほか、4年度には、高齢者、障害者を雇用する事業者をも対象とした「金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者」制度を設けている。

2. 販路開拓展覧会事業

工芸の振興を図るため、各種工芸展等を開催し、技術保存後継者の発掘育成につとめる。

名 称	期 日	会 場
ひと・器・出会い展	10月中旬 (隔年)	香 林 坊 大 和
金 沢 市 工 芸 展	3月上旬	めいてつエムザ

3. 伝統工芸活性化推進事業

金沢市の伝統産業については、従来から一部の業界を除き産業基盤が極めて脆弱であり、このため、時代に適応した商品開発力の欠如、後継者の不足等をきたし、業種そのものの存続さえ危ぶまれるものがある。

これらのことから、本市伝統産業の商品開発、販路の開拓について、意欲のある個人、グループ団体に対し、金沢ブランド工芸品開発推進費として開発費の一部を助成し、促進を図っている。

また、平成9年度から伝統工芸の集積する広坂通りで開設している希少伝統工芸品のアンテナショップ「金沢・クラフト広坂」を平成18年度から金沢能楽美術館内に移転するとともに、平成10年度には横安江町商店街に若手工芸家のアンテナショップ「さとやまクラフト・横安江」を開設、平成17年度からは県観光物産館へ移転して「金沢・クラフト兼六」と改称、販路拡大を図っている。

4. 金沢工芸普及推進協会

伝統工芸品は長い間生活の中で愛用され発展してきたが、生活様式や産業構造の変化により使用されなくなってきたことが工芸産業全体の低迷につながっている。このため、平成14年度から業界や作り手と行政が一体となり、金沢工芸のブランドを確立し、消費者へのすばらしい本物文化の情報発信や、潤いと安らぎのある工芸品を取り入れた生活文化の提案を通じ、工芸品の市場を開拓拡大することを目的に金沢工芸普及推進協会を設立し、情報誌の発行など各種の工芸普及事業を行っている。

5. その他振興策

伝統産業に従事し長年にわたり技術の向上、後継者の育成、指導に貢献してきた職人等を表彰する「金沢市伝統産業貢献者表彰」制度を設けており、また、各種伝統工芸展並びに関係団体等に対し助成を行うなどきめ細かな施策を推進している。

(1) 各種展覧会開催

展 覧 会 名	主 催	会 期	会 場
二俣紙すきの里まつり	紙すきの里まつり実行委員会	6月	二 俣 町
伝統加賀友禅工芸展	加賀友禅技術保存会	6月	香林坊大和
かなざわ箔まつり	金沢箔青年会	8月	市 内
金 沢 漆 器 作 品 展	金沢漆器商工業 (協)	8月	香林坊大和
青 花 会 創 作 展	青花会	11月	友 禅 会 館
加賀金工作家協会展	加賀金工作家協会	1月	香林坊大和
石川県伝統工芸展	県伝産協議会	1月	名古屋市

SOHO支援事業

SOHO支援

まちなかビジネスプラザ支援事業

- ・金沢ビジネスプラザ南町（金沢市高岡町2番35号）
開館日 平成17年7月17日
主な施設 ビジネスブース5室、ビジネスルーム3室
- ・金沢ビジネスプラザ尾山（金沢市尾山町2番17号）
開館日 平成18年6月24日オープン
主な施設 ビジネスブース7室、ビジネスルーム2室

eAT金沢推進事業

1. eAT '07金沢

金沢に伝わる伝統文化とエレクトロニックアートという新しい文化の融合をテーマに、国内外で活躍するエレクトロニックアーティストと地元のエレクトロニック関係者によるパネルディスカッションの開催等を通じ、21世紀における金沢発展に必要な地域に根ざした人材の育成を目指す。

開催時期 平成19年1月～2月
開催場所 金沢市観光会館等

2. eATジュニアスクール

子どもたちを対象としたデジタルアートの講座を開設することで、将来の本市新産業を担う人材育成につなげる。

開催時期 平成18年7月～8月
対 象 小学校5年生以上

3. eATジュニア芸術展

小中校生を対象にCG作品を募集し、優秀な作品を表彰することにより、将来の地域文化においてリーダーとなる人材育成を目指す。

募集時期 平成18年9月～11月

工業指導育成事業

1. 産学連携推進

(1) 新製品・デザイン開発促進事業

産学連携を含めた企業の新製品開発に助成

産学連携コース

大学等との共同研究による新製品、新事業発展を目指す市内企業及び団体に研究開発費を助成

[対象] 市内に主たる事業所又は生産施設を有する企業、企業団体

[内容及び助成額]

環境、福祉、医療分野における共同研究開発事業

補助率2/3 限度額1,000万円（3年間で3,000万円まで可）

中小企業、中小企業団体が取り組む共同研究開発事業

補助率2/3 限度額500万円（2年間に亘ることも可、ただし限度額は変わらず）

中小企業と若手研究者の萌芽的研究事業

補助率2/3 限度額50万円（2年間に亘ることも可、ただし限度額は変わらず）

その他の共同研究開発事業

補助率2/3 限度額500万円（2年間で1,000万円まで可）

一般コース

中小企業の新製品、新システムの開発にかかる事業費を助成

【対象】市内の事業所で製造業、デザイン業等を営む中小企業者及び中小企業団体

【内容及び助成額】補助率1/2 限度額200万円

（ただし、創業5年未満のベンチャー企業は2/3以内）

(2) 省エネルギー調査研究事業

市内事業所の省エネルギー化について調査・検討（モデル団地：安原異業種工業団地）

(3) 産学連携運営委員会運営事業

市内企業と周辺大学との産学連携を促進するため、運営委員会を設置

(4) 技術開発ゼミナール開設事業

自社製品開発に取り組む企業の若手経営者や従業員を対象に、大学教授陣による専門的技術講座を開設

【コース】	新技術開設コース	製品デザインコース	マイコン制御入門コース
	品質管理入門コース	先進工場見学	

2. 中小企業新製品開発促進

(1) 産業発明奨励事業

産業発明の啓発事業、発明教室開催に対する補助

(2) 金沢ブランド優秀新製品開発奨励事業

市内中小企業者が開発した新製品等にうち、優秀と認めるものを「金沢ブランド優秀新製品」として表彰

奨励額 1社200千円

3. 中小企業人材育成

(1) 中小企業人材育成事業

経営革新セミナー…… I S O、現場改善、財務、経理等に関する講座及び実習

M O T交流………最先端のM O T（技術経営）を実践する企業グループとの交流

(2) 中小企業外国人研修生受入助成事業

中小企業団体が行う外国人研修生の受入事業に対して助成を行う

(3) モノづくり人材育成事業

モノづくりの基盤を支える人材の確保・育成対策に対し助成する

(4) アパレル技能者研修助成事業

アパレル業界の企画担当者、生産管理者等を対象とした研修事業に対して助成を行う

4. 中小企業IT化促進

ITビジネスクリエーション大賞奨励事業

独創的な製品やシステムの開発、新たなビジネスモデルの構築等を行った企業を表彰

金 沢 市

5. 中小企業経営指導

(1) 機械金属工業経営相談室設置事業

機械金属工業における経営指導等について常駐相談員を配置し、各種の相談・指導を行う

開設場所.....石川県鉄工会館内

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
相談件数	808件	682件	1,200件	1,048件	1,248件	538件

(2) 金沢市工業団地連絡協議会活動事業

本市既存工業団地（8団地）の情報交換、活性化のための連絡協議会の活動を支援する

(3) 企業革新指導事業

市内中小企業に対し、専門指導員による経営診断指導を行い、経営の向上を図る

(4) 中小企業支援コーディネーター設置事業

市内中小企業のモノづくりや経営、販路開拓等の諸課題に対し、専門のコーディネーターが訪問指導する

(5) 中小企業設置投資促進助成事業

中小企業の設備投資意欲の高揚と経営基盤の強化を図るため、機械設置貸与制度の貸与料に対し助成

[補助率] 貸与料2.75%のうち2.0%

[限度額] 1年度600千円

[補助期間] 貸与の日から3年間

[対象制度] 石川県鉄工機電協会が行う延払いによる機械貸与制度

(財)石川県産業創出支援機構が行う設備貸与制度及びモノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度

(6) 食品産業振興助成事業

食品業界が行う振興対策、機能高度化推進等の事業活動に対し助成を行う

(7) 中小企業団体モノづくり技術研修促進事業

中小企業団体（製造業）の活性化を図るため、研修会・組織活性化活動に係る経費に助成

受注促進事業

見本市等開催参加助成対策

(1) 国際見本市出展促進助成事業

販路拡大のため、国際見本市へ出展する中小企業等を支援する

[対象] 自社製品を国際見本市等へ出展しようとする市内中小企業者、中小企業団体及び異業種交流団体

[内容] 出展経費（小間料、小間装飾料、出展物輸送費）

[助成額] 補助率1/2 限度額 国内50万円・海外100万円

(2) 見本市等開催助成事業

いしかわ情報システムフェア（e-messe kanazawa2005）

(社)石川県情報システム工業会主催 [平成17年度出展企業数65社・団体]

下請産業受注促進事業（石川県中小企業技術交流展）

(財)石川県産業創出支援機構主催 [平成17年度出展企業数69社・6団体]

M E X（機械工業見本市）金沢開催等新市場開拓助成事業（M E X金沢2005）

(社)石川県鉄工機電協会主催 [平成17年度出展企業数109社16団体]

- (3) 異業種交流グループ活動支援助成事業
 - 異業種交流開発商品販路開拓キャンペーン事業
 - 異業種交流団体の見本市共同出展に対し助成を行う
 - ニュービジネス創造化活動推進助成事業
 - 異業種交流団体（22団体）の連絡組織活動に対し助成を行う
- (4) ネクストフーズいしかわ2007（仮称）開催準備
 - 基本計画の作成、出展企業の募集等
 - 開催時期 平成19年秋
 - 開催場所 県産業展示館
- (5) 国際化促進基盤強化助成事業
 - 海外見本市出展や地元業界との交流、海外市場での販路開拓により国際化を推進する

企業立地推進策

金沢市における工業立地の促進及び中小企業構造の高度化の推進を図るため、必要な助成措置を講ずるほか、工業立地の基盤の開発・整備並びに立地環境の保全を図る。

1. 金沢港の整備・活用および周辺地区での企業集積を促進する。
2. 金沢テクノパーク及び市内工業団地等への企業立地を推進する。
3. 本市中小企業の産業構造の高度化に対応するため、新たな工業用地の造成開発を進める。
4. 本市産業構造の多様化に資する新規産業を導入するための企業誘致活動を強化する。

1. 企業立地助成事業

(1) 立地促進にかかる助成と融資

(金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例)

区 分		研 究 所 ・ 先 端 産 業	そ の 他 製 造 業 等
対 象	対象業種等	研究所等の特定事業所 高度技術製品製造工場	一般製造工場（付帯物流施設含む）
	地区指定	工専、工業、準工（特定事業所は指定なし）	工場適地
	対象内容	土地、建物・設備（既存工場の取得を含む）、新規雇用（助成のみ対象）	
助 成	助成基準	従業員10人以上で下記要件のもの 〔土地 3,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 または 投下資本 1 億円以上〕	従業員10人以上で下記要件のもの 〔土地 3,000㎡以上（土地助成の場合） 建物 1,000㎡以上 （土地助成は安工は適用除外）〕
	立地助成	土地 20% } 2 億円限度 建物・設備 5% } または 投下資本額の10% 特認の場合 3 億円限度	土地 20% } 2 億円限度 建物・設備 5% } 特認の場合 3 億円限度
	雇用助成	上記対象工場等の新規雇用（市民5人以上）に対する助成 1人につき20万円、4,000万円限度	
融 資	利 率	低利、固定金利（利率は変更することがあり、融資実行時点の利率を適用。）	
	返 済 期 間	15年以内（ほか1年以内据置）	
	限 度 額	5 億円（対象経費の3/4以内）	
	対象となる事業	特定事業所および高度技術製品製造工場 （投資額 5 千万円以上、従業員10人以上） の新設、増設	製造工場等、流通業務施設（投資額 1 億 円以上、従業員10人以上）の新設、増設

(2) 金沢テクノパークにおける助成（金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例）

対象業種	高度技術産業	地域拠点産業	試験研究開発事業
定 義	高度技術に係る物の製造、加工等の事業及びこれに類する事業で市長が認めるもの	独自技術又は付加価値を有する事業、新分野の事業その他の地域産業の拠点形成に資する事業及びこれらに類する事業で市長が認めるもの	高度技術に係る製品の試験研究及び開発等を行う事業及びこれに類する事業で市長が認めるもの
地区指定	金沢テクノパーク内		
対象内容	土地、建物、設備、新規雇用		
助成基準	建物 1,500㎡以上 従業員 10人以上	建 物 1,000㎡以上 従業員 5人以上	
立地助成	土地 20% 建物・設備 10% 5億円限度		
雇用助成	新規雇用（市民10人以上）に対する助成 1人につき50万円 1億円限度		

(3) 工業団地再整備事業補助金（金沢市工業団地再整備事業費補助金交付要綱）

区 分	補助金の交付対象となる経費	補 助 率
表示塔等の設置	ア．工業団地名の表示塔の設置に要する経費 イ．工業団地全体の案内板の設置に要する経費 ウ．街路灯の設置に要する経費 エ．その他市長が工業団地における景観及び機能性の向上を図るために必要であると認めるものの設置に要する経費	対象経費の1/2、 限度額1,000千円
緑 地 の 新 設	ア．樹木、芝生等の植栽に要する経費 イ．植樹樹の設置に要する経費 ウ．その他市長が必要であると認める経費	対象経費の1/3、 限度額1,000千円

労 働 政 策

名 称	金沢市高齢者雇用奨励金	金沢市母子家庭の母等雇用奨励金	金沢市安定雇用奨励金
目 的	高齢者（60歳以上65歳未満）を雇用する事業主に対し、奨励金を交付し、雇用の促進と安定を図る。	母子家庭の母等を雇用す事業主に対し、奨励金を交付し、雇用の促進と安定を図る。	若年者、障害者、中高年齢者、母子家庭の母等を雇用する事業主に対し、奨励金を交付し、雇用の促進と安定を図る。
交付対象者	国の助成金の支給の対象とされた者のうち、金沢市に居住する高齢者を、国の助成金支給対象の期間満了後も引き続き雇用し、または雇用していた事業主	国の助成金の支給の対象とされた者のうち、金沢市に居住する母子家庭の母等を、国の助成金支給対象の期間満了後も引き続き雇用し、または雇用していた事業主	国のトライアル雇用事業を活用し、試行雇用奨励金の対象とされた者のうち、金沢市に居住する者を常用雇用に移行して引き続き雇用している事業主
交付対象期間及び奨励金の額	高齢者1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、 1年目は支払賃金の月額1/5（22,000円限度）、12カ月 2年目は1/10（11,000円限度）、12カ月	母子家庭の母等1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、 1年目は支払賃金の月額1/5（22,000円限度）、12カ月 2年目は1/10（11,000円限度）、12カ月	若年者、障害者、中高年齢者、母子家庭の母等1人につき、トライアル雇用終了後、常用雇用に移行してから最初の3カ月 75,000円/3カ月
実績及び予算	平成17年度実績 179事業所 197人 18,224千円 平成18年度予算 190人 17,000千円	平成17年度実績 60事業所 60人 7,193千円 平成18年度予算 75人 7,500千円	平成17年度実績 99事業所 118人 8,850千円 平成18年度予算 95人 7,100千円

国の助成金……特定求職者雇用開発助成金
同一雇用者にかかる奨励金は併給しない。

3. 金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金制度

名 称	金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金（昭和53年4月から実施）							
目 的	金沢市内の中高年齢者および障害のある人の雇用の促進と生活の安定を図るため、職業訓練生に訓練奨励金を支給する。							
対 象 者	公共職業能力開発施設等において、職業訓練を受講し、技能を修得しようとする者で、本市に1年以上引き続き居住している30歳以上の者または障害のある人で15歳以上の者。							
奨励金の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>訓 練 期 間</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 以 上</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>6 カ月以上1年未満</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>		訓 練 期 間	金 額	1 年 以 上	10万円	6 カ月以上1年未満	5万円
訓 練 期 間	金 額							
1 年 以 上	10万円							
6 カ月以上1年未満	5万円							
実績および予算	<p>平成17年度実績</p> <p>1年コース 27人 × 100,000円 = 2,700,000円</p> <p>6カ月コース 132人 × 50,000円 = 6,600,000円</p> <p>平成18年予算</p> <p>1年コース 19人 × 100,000円 = 1,900,000円</p> <p>6カ月コース 132人 × 50,000円 = 6,600,000円</p> <p>上記のうち障害のある人を対象とした予算分</p> <p>19人 × 100,000円 = 1,900,000円</p>							
県内の主な公共職業能力開発施設	金沢産業技術専門学校 小松産業技術専門学校 石川障害者職業能力開発校 石川職業能力開発促進センター							
訓練科目	配管 電気工事 建築 溶接 自動車整備 機械 電子機械 洋裁 陶磁器製造 製版 金属加工							
そ の 他	平成10年度から既存の中高年齢者職業訓練奨励金制度を改定して、障害のある人を対象とした職業訓練奨励金を制度化した。							

4. 障害者雇用定着促進事業

内 容	法（障害者の雇用の促進等に関する法律）に基づき、地域障害者職業センターが実施する職場適応援助者事業とは別に、金沢市内在住の障害者の一般雇用を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）が障害者とともに企業の中に入り、職務上の訓練に加え、同僚との協力関係の形成、通勤、食事、休憩時間の過ごし方などの援助、家庭や関係機関との連携といった職業生活の安定に必要な多様な援助を実施。	
支 援 期 間	6カ月程度（ジョブコーチ専任3名を配置）	
事業委託先	市社会福祉協議会	
平成17年度実績	<p>(1) 就労相談</p> <p>・延べ相談件数 5,307件</p> <p>・登録者数 129人</p> <p> うち在職中の者 69人</p>	

金 沢 市

5. 子育てにやさしい企業支援事業

内 容	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に届出した企業、または、金沢市子育てにやさしい企業認証企業で金沢市制度融資を利用した場合に利子の一部を助成する。	
補 給 内 容	補給期間	1年間
	補給額	当初1年間分の利子の1/2（上限月額25,000円） 市認証企業については2/3（上限月額50,000円）

6. 金沢市勤労者融資制度

	勤労者小口融資制度	勤労者育児休業等融資制度
実 施 年	昭和53年4月12日	平成5年4月1日
目 的	勤労者へ小口資金を融資し、生活の安定と向上を図る。	育児休業又は介護休業をする者に、生活資金の融資を行うことにより、就業継続化の推進、労働力の確保を図る。
融 資 対 象	教育費、医療費、住宅費、生活費	育児休業・介護休業取得者の生活費等
	100万円以内	100万円以内
融 資 利 率	年2.80%（金利情勢により変動あり）	年1.30%（金利情勢により変動あり）
償 還 期 間	3年以内	5年以内 （融資金額50万円以下の場合3年以内）
対 象 者	次の条件を全て満たす者 ・金沢市内に引き続き1年以上居住し、かつ同一事務所に1年以上勤務している者 ・金沢市の指定する信用保証協会の債務保証を受ける者 ・市税を完納している者	次の条件を全て満たす者 ・金沢市内に住所のある者 ・事務所に勤務する勤労者のうち、育児休業等をしまたはしようとする勤労者で、育児休業等の期間終了後に復職することが確実な者 ・取扱金融機関の認める返済能力を有する連帯保証人を1人以上付することができる者 ・市税を完納している者
取 扱 金 融 機 関	北陸労働金庫、北國銀行、金沢信用金庫、北陸銀行、のと共栄信用金庫、北陸信用金庫	北陸労働金庫

観光行政の概要

金沢市は、日本三名園の兼六園をはじめ、ひがし茶屋街や長町などの歴史的なまちなみ、加賀友禅・金箔などの工芸品や食文化、そして、金沢21世紀美術館をはじめとした新時代のアートがあり、これらが金沢の観光の重要な要素となっている。ただし、将来的に交通体系や観光動向の変化が予想されるため、平成18年3月に「金沢市観光戦略プラン」を策定し、金沢の都市ブランドをいっそう高め、交流人口の拡大と賑わいのあるまちづくりを推進する計画である。

1. 魅力創造のまち金沢観光発信推進事業

- ・加賀百万石誘客キャンペーン事業
加賀百万石のブランドイメージやこれを形成する素材を活用し、県内関係機関が一体となり誘客促進事業を展開
- ・きもの文化発信事業
「金沢文化」の一つである「きもの」の着用を促し、まちなかの賑わいを創出
- ・金沢温泉郷発信事業
市内の温泉地が連携し、共同で誘客事業等を展開
- ・金沢ライトアップバス運行事業
夜の金沢の魅力アップを図るため、ライトアップ施設を巡るバスの運行を支援

2. 観光宣伝事業

- (1) 観光宣伝印刷物等作成事業
「四季のめぐり逢い金沢」「城下町見て歩き地図」等の観光パンフレット、ポスター等の作成及び金沢プロモーションツールの制作
観光パンフレットに広告を掲載
- (2) 観光出向宣伝事業
アート降る金沢観光キャンペーン等を実施
金沢の伝統芸能や文化を銀座でPR
- (3) 観光宣伝広告事業
雑誌ほか各種広告媒体に広告を掲載
- (4) 観光宣伝報道等支援事業助成
「金沢フィルムコミッション」事業により、映画・テレビ等の円滑なロケ活動を支援
- (5) 観光宣伝企画事業
輪島市と連携した観光キャンペーン事業を実施

3. 観光施設

- (1) 観光施設の整備
公的サインマニュアルに基づいた観光サインを計画整備、長町武家屋敷界隈の土塀、門等の整備
- (2) 観光施設の管理
各種観光施設の管理費

金 沢 市

4. 観光事業の促進・指導

(1) 観光事業振興助成事業

・シーズンオフ対策事業

冬季のライトアップや誘客のための事業を支援

・伝統芸能保存育成事業

芸妓後継者育成、地方・立方稽古費用などに助成

・観光ボランティアガイド事業

金沢観光ボランティアガイド「まいどさん」のPR・研修などを実施

・観光交流促進事業

前田家ゆかりの地、尾張町と荒子地区（現名古屋市中川区）との交流に対し助成

・温泉街ユニバーサルデザイン推進事業

温泉街のユニバーサルデザイン改修に対し助成

・その他

金沢市観光協会をはじめ、各種団体に助成、支援を行う

(2) 観光調査費

観光客入込調査、印象面接調査、宿泊動向調査の実施

(3) 観光企画費

・金沢の宿個性アップ事業

個性や魅力を向上させる事業に補助。総事業費の1/2補助（300千円限度）

・観光情報収集発信事業

個人・グループ旅行等の多様なニーズに対応

・にしの芸と文化財を巡る旅事業

茶屋街の歴史・文化を発信するための体験事業に対し助成

・金沢甘えび祭り開催事業

甘えびと加賀野菜をテーマにした物産等を行い、誘客促進を図る

・金沢のほんものにふれる旅（芸能編）開催事業

芸妓の伝統文化を全国に発信し、誘客を促進

(4) 国際都市指向推進費

・金沢市・全州市観光交流促進事業

姉妹都市である全州市との各種観光交流事業を展開

・国際都市指向推進一般経費

観光協会のホームページの充実ほか

・国際観光ルート開発振興事業

松本・高山・金沢国際観光ルート整備推進協議会による外国人誘客促進事業を展開

・中国語・韓国語観光案内事業

石川県金沢観光情報センターで中国語・韓国語の対応を行うため、電話通訳サービスを利用

・韓国・台湾観光客誘客推進事業

韓国・台湾からのインバウンドを推進

・広域観光連携推進プロジェクト協議会開催費

富山県西部5市と連携し、広域交流の拡大を図る

2.

市の補助金・

助成金

(5) 全国大会等誘致促進費

・金沢コンベンションビューロー事業助成

コンベンション誘致のために行う各種事業に対して助成。また、コンベンション開催準備資金を貸付

・全国大会等開催費補助事業

金沢で開催される学会等開催経費に対する助成及び、学会等開催費補助金を受けるものが行う伝統芸能の催しに対し補助 2/3補助 (200千円限度)

5. 観光行事

(1) 百万石まつり開催費

金沢百万石まつりの開催及び、協賛行事を支援

百万石まつりの改革を実施

・百万石行列のコース及び出発時間の変更

・出発式、入城祝祭を新しく開催

(2) 観光事業助成

フードピア金沢、浅の川園遊会など各種イベントを支援。「金沢城四季物語」を県、市で開催
映画「釣りバカ日誌17」を支援

七尾市

事業名	中小企業経営支援事業
対象者	市内に主たる事業所を有する中小企業経営者又は市内で新たに事業開始する創業者
事業内容	市内中小企業者等からの相談に応じて、当該企業者等の経営の健全化への指導及び支援を行い、経営の安定化を図る。(ただし、この事業に関しては七尾商工会議所への委託事業) (1) 経営の専門家の派遣 (2) よろずや相談所テレフォン・サービスの運営 (3) その他中小企業の経営の健全化に向けた指導及び支援
利用方法	商工会議所に相談し、専門家による指導が必要な場合は、指導依頼申請書を七尾商工会議所に提出し、専門家の派遣を受ける。・月1回の無料相談日に利用
申請先	七尾市役所産業部産業政策課 商工係 TEL 0767-53-8423 七尾商工会議所 中小企業相談所 TEL 0767-54-8888

制度名	七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する融資制度
対象	用地：1,000㎡以上 建物：工場などの建物床面積300㎡以上 用地取得後3年以内に操業開始
制度内容	(1) 融資対象経費 工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費（投下固定資産額） (2) 融資限度額 投下固定資産額の2/3以内（限度額2億円） (3) 利率 市長が定める率（金融機関と要協議） (4) 融資期間 10年以内又は15年以内（うち、据置2年以内）
申請先	七尾市役所産業部産業政策課 企業誘致係 TEL 0767-53-8423

事業名	七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する助成金	
対象者	製造業、研究所、物流施設、コールセンター、IT情報産業及び投資額や雇用機会の拡大に資するその他施設の新設又は増設	
対象要件	投資額 ・工場、物流施設、その他新設は1億円以上 (増設は5,000万円以上) ・研究所及びIT情報産業施設の新設は5,000万円以上 (増設は3,000万円以上)	常時雇用従業員数 ・新設に伴う雇用 5人以上 ・増設に伴う雇用 3人以上
助成額	工場適地等：新設は投資額の20% 増設は投資額の10% 工場適地以外：新設は投資額の15% 増設は投資額の10% その他、本社機能の移転（現地法人）企業については助成率5%上乘せ 限度額：2億円（市長特認は右記のとおり） 雇用助成金：七尾市内在住の新規雇用者（常用）の採用 1人につき50万円 限度額：2,000万円	特認 石川県の補助金の特認と連動させた市長特認 新設：10億円 (県と合わせ20億円) 増設：5億円 (県と合わせ10億円)
利用方法	七尾市が企業を指定し、指定企業が事業を開始したのちに、関係書類を添えて七尾市に申請し、交付決定となる。	
申請先	七尾市役所産業部産業政策課 企業誘致係 TEL 0767-53-8423	

小 松 市

事業名	小松市中小企業等組織活動活性化事業
対象者	市内中小企業団体
事業内容	(1) 新製品開発のための研究会開催 (2) 販路開拓 (3) 技術革新に対応できる人材育成 (4) 中小企業者の指導育成
補助率 補助金額	対象経費の1/2以内 予算の範囲内
採択方法	交付申請（申請書、事業計画書、予算書 等） 補助金の交付決定後、事業実施 (事業終了後) 実績報告（申請書、事業実施報告書、決算書 等） 補助金の確定後、補助金の交付
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074

事業名	小松市中小企業国際標準化機構規格認証取得支援事業
対象者	市内中小企業者
事業内容	I S O規格「14000」シリーズを認証取得する場合
補助率 補助金額	限度額50万円（認証取得前に補助事業計画承認申請書の提出が必要）
申請方法	認証取得前：補助事業計画承認申請書 認証取得後：補助金交付申請書
必要書類	補助事業計画承認申請書：登記事項記載証明書、企業概要（パンフレット可）、認証取得までの工程表 補助金交付申請書：任書登録証の写し、収支決算書（認証取得に要した経費の内訳等）、支払関係書類の写し（契約書、請求書、領収書）
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074

小松市

事業名	小松ブランド新製品等販路開拓支援事業
対象者	市内中小企業者及び複数の中小企業の連携体
事業内容	今後成長が見込める医療・福祉・環境・情報通信等の各分野における優秀な新製品等を小松ブランドに認定し、新製品の販路開拓等に要する経費を助成
補助率 補助金額	限度額：100万円 対象経費の1/2以内
対象経費	広告宣伝費 見本市経費 モニター試作品製作経費 工業所有権取得に要する経費（ただし、 、 は補助対象総額の1/3以内とします。）
利用方法	小松ブランド新製品等販路開拓支援事業計画承認書を提出のうえ、審査会で適正と認められた場合、小松ブランドに認定し、販路開拓に係る経費を助成します。
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074

事業名	小松市ものづくり交流団体活動促進事業
対象者	市内中小企業者及び複数の中小企業の連携体
事業内容	新製品・新技術の改良、開発を促進するために、複数の中小企業者（個人含む）が行う研究会等の開催に要する経費に対して補助金を交付します。
補助率 補助金額	限度額経費30万円 対象経費の1/2以内
対象経費	会場借上料 講師謝礼金及び講師招へい旅費 資料等の印刷製本費 全国主要見本市視察旅費（限度10万円）
利用方法	小松市ものづくり交流団体活動促進事業計画承認書を提出のうえ、審査会で適性と認められた場合、小松ブランドに認定し研究会等の開催に係る経費を助成します。
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074

事業名	小松市産学官共同研究促進事業
対象者	市内中小企業者及び複数の中小企業の連携体
事業内容	本市に事業所を有する企業又は企業の連携体が大学等と連携して行う共同研究開発に対して経費の一部を助成するものです。
補助率 補助金額	限度額：50万円 対象経費の1/2以内
対象経費	原材料等の購入に要する経費 機械装置又は器具工具の購入経費（測定分析用で取得金額が50万円未満に限ります。ただし、生産設備及びコンピュータ等の汎用性のある機械装置の購入は対象外です。） 外注加工に要する経費 大学等や企業の連携体への共同研究委託費（ただし、補助対象経費総額の1/2以内とします。） 特許取得費に要する経費（ただし、補助対象経費総額の1/3以内とします。） 大学等や企業連携体以外からの技術指導員等に支払う謝礼
利用方法	小松市産学官共同研究促進事業計画承認書を提出のうえ、審査会で適性と認められた場合、共同研究に係る経費を助成します。
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074

事業名	地域創業助成金	
対象者	地域貢献事業として、新規創業される方	
対象業種・対象事業	全国共通10分野 個人・家庭向けサービス 社会人向け教育サービス 企業・団体向けサービス 在宅関連サービス 子育てサービス 高齢者ケアサービス 医療サービス リーガルサービス 環境サービス 地方公共団体からのアウトソーシング	小松市地域重点分野3業種 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く） 金属製品製造業 一般機械器具製造業
事業要件	(1) 法人の設立又は個人の事業の開始 (2) 2人以上の雇入れ ・うち、1人以上の65歳未満の非自発的離職者を含む。 ・常用労働者又は短時間労働者（うち、1人以上は常用労働者） ・創業の日から1年6カ月以内に雇入れ及び雇入れから3カ月以上経過	
補助率 補助金額	創業経費の1/3（創業後6カ月以内に支払った事業計画作成費、職業能力開発経費、設備・運営経費の1/3） 人件費除く 上限500万円 非自発的離職者1人につき常用労働者 30万円、短時間労働者 15万円 上限100人分 地域創業助成金の対象となった方に対し、国の助成金の支給決定額の20%を小松市が助成 上限50万円	
期間	平成20年度末の創業まで	
支給フロー	創業（小松市内） 事業計画を申請 事業計画書の認定 2人以上の雇入れ 支給申請 支給 市の助成金交付申請 市の助成金支給	窓口：(社)石川県雇用支援協会 窓口：小松市
必要書類	国： 事業を実施していることを確認できるもの 支給対象となる経費支払を確認できるもの 対象労働者等の住民票、運転免許証の写し 市： 登記事項証明書（個人の場合は住民票抄本） 市税納税証明書 国の地域創業助成金の支給決定通知書の写し	
申請先	社団法人石川県雇用支援協会 TEL 076-239-0365 小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074 HPアドレス http://www.city.komatsu.ishikawa.jp	

小松市

事業名	中小企業設備投資促進助成金交付事業
対象者	(社)石川県鉄工機電協会の「延払いによる機械設備貸与制度」の設備投資又は(財)石川県産業創出支援機構の「設備貸与制度」の機械金属設備貸与を受けている市内事業所で次のいずれにも該当する企業 市内で1年以上同一事業を営んでいる者 市税を完納している者
対象経費	設備貸与を受けた日から3カ年の貸与料
補助率 補助金額	当該年度貸与料支払額×1.25/貸与年率 ただし、1企業につき、1年度600千円とする。
必要書類	交付申請書 登記事項証明書 納税証明書 実績報告書 請求書 貸与機関の発行する支払証明書
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074 HPアドレス http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/kakuka/shouko/tyuusyou/setubi.asp

事業名	小松市中小企業退職金共済制度助成金交付事業
対象者	市内に1年以上引き続き主たる事業所を有する中小企業者 H14.4.1以降に中退共又は特退共に新規加入し、その後12カ月連続して掛金を納付している者 市税を完納している者
補助率 補助金額	従業員の方への退職金を掛け始めた月から12カ月の掛金合計額×1/5 従業員1人あたりの助成額は、12,000円を限度 助成金の交付は1企業あたり1回限り
利用方法	掛金年額を納付した日の属する月の翌月から3カ月以内に 交付申請書 被共済者別掛金内訳書 退職金共済契約申込書の写し 納税証明書 請求書 掛金納付状況表 等
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074 HPアドレス http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/kakuka/shouko/sisakugaid/roudousien.asp

事業名	小松市常用雇用転換奨励金事業
対象者	小松市内の企業で、雇用保険の適用事業主
事業内容	対象労働者：児童扶養手当の支給を受けている者（同様の所得水準にある者） 職業紹介機関に求職申込みをしている者 雇入れ後、6カ月以内に必要な研修、訓練をし、常用雇用に移行した後、引き続き6カ月間雇用継続した事業主に対して30万円の奨励金を支給
利用方法	短時間労働者雇用（6カ月以内、有期雇用契約） OJT計画提出（短期雇用中OJTを行う） 結果報告書提出（短期間雇用修3時） 支給申請提出（常用雇用に移行後、6カ月経過した日の翌月末） なお、小松市外の企業に対しては、児童家庭課に同事業を行う。
申請先	小松市経済環境部商工振興課 TEL 0761-24-8074 HPアドレス http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/kakuka/tyuusyou/syoureikinn.asp

小松市

事業名		工場立地助成制度	
対象業種		製造業、先端技術産業・同関連ソフト事業、試験研究開発施設、情報処理・提供サービスを行う事業所（コールセンター等）及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう。）の事業に供するもの。	
対象物件		土地取得及び要した造成費 工場建設及び機械設備費	
地区指定		工場立地法の規定により工場適地 市造成の工業団地・産業団地・工業用地及び特に市長が認める地区	
立地助成金	対象要件	「大規模工場」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地5,000㎡以上 工場1,500㎡以上 操業時、新規雇用者10人以上 用地取得後3年以内に操業	「中小企業者」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地1,000㎡以上5,000㎡未満 工場 300㎡以上1,500㎡未満 常時雇用者5人以上（物流施設にあつては新規雇用者が見込めるもの） 用地取得後3年以内に操業
	助成率	土地20%以内（限度額1億円） 【準工業地域は10%以内】 建物建設・機械設備費 5%以内（限度額1億円） 【準工業地域は2.5%以内】	土地5%以内（限度額1,000万円） 【準工業地域は2.5%以内】 建物建設・機械設備費 5%以内（限度額1,000万円） 【準工業地域は2.5%以内】
小松市と土地開発公社から用地（工業適地に限る）を取得する場合、事業規模等を考慮して別途助成する場合があります。ただし、その額については、用地に係る立地助成金を算出する際には、取得に要した経費から控除します。			
設置助成金	対象要件	「大規模工場」対象 既所有地を行う工場の新・増設 工場 1,500㎡以上 操業時新規雇用者10人以上	「中小企業者」対象 既所有地を行う工場の新・増設 工場 300㎡以上1,500㎡未満 常時雇用者5人以上（物流施設にあつては新規雇用が見込めるもの）
	助成率	建物建設・機械設備費 5%以内（限度額1億円） 【準工業地域は2.5%以内】	建物建設・機械設備費 5%以内（限度額1,000万円） 【準工業地域は2.5%以内】
高度化促進助成金	対象要件	中小企業総合事業団法施行令第3条に定める事業で、市長が認めるもの ・共同福利厚生施設 ・集団化事業等 ・工場アパート	
	助成率	高度化事業に要する経費のうち市長が認める経費 対象経費のうち ・共同福利厚生施設 10%以内 ・上記以外のもの 2%以内	
申請先		小松市経済環境部 商工振興課 TEL 0761-24-8074	

事業名	小松市特定事業所誘致促進助成金交付制度		
制度内容	小松市では、小松市内に特定事業所（情報通信関連事業所・業務研究開発関連事業所）を新設又は増設した場合、下記のとおり「立地促進助成金」「雇用創出助成金」「通信費助成金」「賃貸料助成金」をご用意しております。		
1. 情報通信関連事業所・業務研究開発関連事業所			
交付要件	次の各号のいずれかの要件を備える事業所を新設又は増設すること。 (1) 市内に事業所を有しない者が設置する事業所、又は市内に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事務所を設置し、次に掲げる要件を備えていること。 イ 投下固定資産額1億円以上 ロ 常用雇用者が10人以上 ハ 新規雇用者（小松市民）が3人以上 (2) 小松市（土地開発公社）より土地を取得し、次に掲げる要件を備えていること。 イ 投下固定資産額1億円以上 ロ 常用雇用者が5人以上 (3) コールセンターにあっては、石川県雇用拡大関連企業立地促進補助金交付要綱第4条第2項の適用を受けていること。		
立地促進助成金	ア	補助率	交付要件(1)に該当する場合 投下固定資産額×2.5%
		限度額	5千万円
	イ	補助率	交付要件(2)、(3)に該当する場合 土地投資額×10%（ただし競争入札により売払いの対象となった土地で購入価格が50,000千円以上の土地を取得し、かつ新規雇用者が3人以上の場合、土地投資額×20%以内） 建物・設備投資額5%
		限度額	1億円
雇用創出助成金	補助額	20万円×新規雇用者数（小松市民） 10万円×市内移転従業員	
	限度額	2千万円	
2. 情報通信関連事業所のみ対象			
交付要件	次の要件を備える事業所を新設又は増設すること。 イ 投下固定資産額5千万円以上 ロ 常用雇用者が5人以上 ハ 新規雇用者（小松市民）が2人以上 ニ 専用通信回線を設置すること ただし、コールセンターにあっては、次の要件を備えていること。 イ 常用雇用者が100人以上 ロ 新規雇用者（小松市民）が20人以上 ハ 石川県雇用拡大関連企業立地促進補助金交付要綱第4条第2項の適用を受けていること。		
立地促進助成金	補助率	操業開始から3年を経過するまでの間 通信回線使用料×1/8	
	限度額	1千万円（1年間）	
雇用創出助成金	補助額	操業開始から3年を経過するまでの間 通信回線使用料×1/8補助額	
	限度額	1千万円（1年間）	
申請先	小松市経済環境部 商工振興課 TEL 0761-24-8075		

輪 島 市

事業名	輪島市商業活性化推進支援制度
対象者	市内商店街およびそのエリア内の商業者
事業内容	市内における商店街の賑わいと魅力を高めるため、商店街が実施する相乗効果の高い事業や商業者が空き店舗を活用して新たに小売業として開設をした場合
支援内容	<p>商店街対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 空き店舗利用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・改装費（補助率：2/3 限度額：500万円） ・家賃補助（補助率：1/2 限度額：120万円） 2. 商店街魅力創出事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業（補助率：1/2 限度額：500万円） ・ソフト事業（イベント開催） <ul style="list-style-type: none"> 単独（補助率：1/2 限度額：200万円） 共同（補助率：2/3 限度額：300万円） 3. 商店街情報化推進事業（補助率：1/3 限度額：100万円） 4. 商店街環境・リサイクル推進事業（補助率：1/3 限度額：100万円） 5. モデル商店街バックアップ事業（補助率：1/3 限度額：100万円） <p>個店対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 空き店舗利用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・改装費（補助率：1/3 限度額：150万円） ・家賃補助（補助率：2/3～1/4 限度額：80～30万円） <p style="margin-left: 20px;">補助率、限度額は補助対象年数により3段階で変動します。</p> 2. 業種業態転換事業 <ul style="list-style-type: none"> ・改装費（補助率：1/3 限度額：150万円）
利用方法	<p>要望調書の提出（商店街および個人事業者が市に提出）</p> <p>審査会にて要望内容を精査</p> <p>補助金の内示（市から商店街および個人事業者へ通知）</p> <p>申請書の提出（商店街および個人事業者が市に提出）</p> <p>補助金の交付決定（市から商店街および個人事業者へ通知）</p> <p>事業完了後、実績報告書を提出（商店街および個人事業者が市に提出）</p> <p>事業実績を精査し、補助金額の確定・通知（市から商店街および個人事業者へ通知）</p> <p>補助金の請求、支払い</p>
申請先	<p>輪島市産業部商工業課 TEL 0768-23-1147 FAX 0768-23-1148</p> <p>E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp</p> <p>HPアドレス http://www.city.wajima.ishikawa.jp/hojojosei/syougyoukassei.htm</p>

事業名	輪島市中小企業経営安定資金利用者利子補給補助金																																								
対象者	輪島市中小企業経営安定資金融資制度利用者																																								
事業内容	輪島市中小企業経営安定資金融資を受けた場合																																								
支援内容	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">融資制度名</td> <td colspan="2">輪島市中小企業経営安定資金（輪島市制度）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">融資対象者</td> <td colspan="2">輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、輪島商工会議所及び門前町商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">融資条件</td> <td>使 途</td> <td>運転資金</td> <td>設備資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>2,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>5年以内（据置5カ月以内）</td> <td>8年以内（据置8カ月以内）</td> </tr> <tr> <td>融資利率（年）</td> <td colspan="2">2.35%以内</td> </tr> <tr> <td>担 保</td> <td colspan="2">金融機関所定の扱い</td> </tr> <tr> <td>保 証 人</td> <td colspan="2">金融機関所定の扱い</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">信用保証</td> <td>付 保</td> <td colspan="2">任意</td> </tr> <tr> <td>保 証 料</td> <td colspan="2">石川県信用保証協会の定める率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取扱金融機関</td> <td colspan="2">北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、富山第一銀行、のと共栄信用金庫</td> </tr> </table> <p>【補助内容】 上記の輪島市中小企業経営安定資金融資利率のうち、0.35%相当分を利子補給補助をします。</p> <p>【補助方法】 各年1月1日から12月31日までの間の返済実績に基づき1年分の利息を一括補助金として支払います。</p>			融資制度名		輪島市中小企業経営安定資金（輪島市制度）		融資対象者		輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、輪島商工会議所及び門前町商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者		融資条件	使 途	運転資金	設備資金	融資限度額	2,000万円	1,000万円	返済期間	5年以内（据置5カ月以内）	8年以内（据置8カ月以内）	融資利率（年）	2.35%以内		担 保	金融機関所定の扱い		保 証 人	金融機関所定の扱い		信用保証	付 保	任意		保 証 料	石川県信用保証協会の定める率		取扱金融機関		北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、富山第一銀行、のと共栄信用金庫	
融資制度名		輪島市中小企業経営安定資金（輪島市制度）																																							
融資対象者		輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、輪島商工会議所及び門前町商工会の会員又は経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者																																							
融資条件	使 途	運転資金	設備資金																																						
	融資限度額	2,000万円	1,000万円																																						
	返済期間	5年以内（据置5カ月以内）	8年以内（据置8カ月以内）																																						
	融資利率（年）	2.35%以内																																							
	担 保	金融機関所定の扱い																																							
	保 証 人	金融機関所定の扱い																																							
信用保証	付 保	任意																																							
	保 証 料	石川県信用保証協会の定める率																																							
取扱金融機関		北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、富山第一銀行、のと共栄信用金庫																																							
利用方法	<p>【申請方法・手続きの流れ】</p> <p>融資実行後、金融機関に返済（各年1月1日から12月31日までの間）</p> <p>返済実績に基づき申請書の作成、提出（事業者が市に提出）</p> <p>補助金の交付決定（市から事業者へ通知）</p> <p>補助金の請求、支払い</p> <p>【必要な書類】</p> <p>申請書</p> <p>支払利息償還済証明書（金融機関が証明したもの）</p>																																								
申請先	輪島市産業部商工業課 TEL 0768-23-1147 FAX 0768-23-1148 E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp HPアドレス http://www.city.wajima.ishikawa.jp/hojojosei/murishi.htm																																								

事業名	輪島市中小企業等産業育成支援制度																							
対象者	新商品開発や販売促進等を実施する市内中小企業者																							
事業内容	「輪島市中小企業等産業育成支援審査会」の審査で新商品として採択された場合																							
支援内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助内容</th> <th colspan="2">概要</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新商品等研究開発費補助金</td> <td>新製品等の研究開発に要する経費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料等購入費 ・機械器具購入費 ・その他新商品等の開発に要する費用 </td> <td>1/2以内</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費補助金</td> <td>販路開拓を目的とする展示PR費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会等への出店費用 ・広告宣伝費等 </td> <td>1/3以内</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>開設準備費補助金</td> <td>新規事業所開設に要する施設整備費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費 ・備品購入費 ・その他営業所開設に要する費用 </td> <td>1/2以内</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>				補助内容	概要		補助率	限度額	新商品等研究開発費補助金	新製品等の研究開発に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料等購入費 ・機械器具購入費 ・その他新商品等の開発に要する費用 	1/2以内	200万円	販売促進費補助金	販路開拓を目的とする展示PR費	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会等への出店費用 ・広告宣伝費等 	1/3以内	100万円	開設準備費補助金	新規事業所開設に要する施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費 ・備品購入費 ・その他営業所開設に要する費用 	1/2以内	300万円
補助内容	概要		補助率	限度額																				
新商品等研究開発費補助金	新製品等の研究開発に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料等購入費 ・機械器具購入費 ・その他新商品等の開発に要する費用 	1/2以内	200万円																				
販売促進費補助金	販路開拓を目的とする展示PR費	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会等への出店費用 ・広告宣伝費等 	1/3以内	100万円																				
開設準備費補助金	新規事業所開設に要する施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費 ・備品購入費 ・その他営業所開設に要する費用 	1/2以内	300万円																				
利用方法	<p>申請書の提出（事業者が市に提出）</p> <p>「輪島市中小企業等産業育成支援審査会」にて新製品としての要件や商品化の可能性について審査（年3回の予定）</p> <p>審査結果について通知（市から事業者へ通知）</p> <p>採択案件について補助金の交付決定（市から事業者へ通知）</p> <p>事業完了後、実績報告書を提出（事業者が市に提出）</p> <p>事業実績を精査し、補助金額の確定・通知（市から事業者へ通知）</p> <p>補助金の請求、支払い</p>																							
申請先	輪島市産業部商工業課 TEL 0768-23-1147 FAX 0768-23-1148 E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp HPアドレス http://www.city.wajima.ishikawa.jp/hojojosei/sangyouikusei.htm																							

事業名	ITビジネスチャレンジ補助金
対象者	輪島市に本店を置く法人その他の団体及び事業を営む個人の方
事業内容	インターネットショッピングモールに出店し、新たに販路拡大を目指して、ビジネスを積極的に展開している場合
支援内容	<p>【補助内容】</p> <p>モールに出店した日から起算して3カ月以上商売を行った事業主に対し、その登録料の1/3を助成します。(限度額5万円)</p> <p>補助対象となる経費は、登録に係る費用であり、商品購入費、振込手数料、委託費などは対象外です。</p> <p>50店舗以上が登録しているモールであり、申請者と深く関係のある会社（親族会社や子会社等）が運営しているモールは対象外となります。</p>
利用方法	<p>【申請方法・手続きの流れ】</p> <p>モールに出店した日から起算して3カ月経過後、2カ月以内に補助金申請書を提出</p> <p>補助金の交付決定（市から事業者へ通知）</p> <p>補助金の請求、支払い</p> <p>【必要な書類】</p> <p>申請書</p> <p>売上実績表ほか</p>
申請先	<p>輪島市産業部商工業課 TEL 0768-23-1147 FAX 0768-23-1148</p> <p>E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp</p> <p>HPアドレス http://www.city.wajima.ishikawa.jp/hojojosei/it%20hojo/it.htm</p>

輪 島 市

事業名	輪島塗技術後継者奨励金制度
対象者	輪島塗製造（木地・塗り）技術を修得しようとする40歳以下の人を雇用した事業主
事業内容	下記の要件を満たしている場合 支給対象事業者（次の条件をすべて満たす事業者）が、 市内に住所を有し、輪島塗の製造に従事していること。 市税を滞納していないこと。 輪島塗の木地、塗（下地、上塗）製作技術を修得しようとする人を雇用し、技術を修得させようとしていること。 修業者の年齢が就業時に40歳以下で、奨励金の対象となる職種の経験が2年未満であること。 修業者が技術習得後も引き続き市内で専門的に漆器製作業に従事しようとする意志を有すること。
支援内容	【補助内容】補助金額：修業者1人につき月額5万円 補助対象期間：上限3年間
利用方法	【申請方法・手続きの流れ】 申請書の提出（事業者が市に提出） 「輪島塗技術後継者奨励金制度審査会」にて審査 審査結果について通知（市から事業者へ通知） 採択案件について補助金の交付決定（市から事業者へ通知） 事業完了後、実績報告書を提出（事業者が市に提出） 事業実績を精査し、補助金額の確定・通知（市から事業者へ通知） 補助金の請求、支払い 毎月5万円ずつ支給することも可能 【必要な書類】 申請書 市税の納税証明書 修業者の住民票謄本1通 修業者の履歴書（市販品可） 誓約書
申請先	輪島市産業部商工業課 TEL 0768-23-1147 FAX 0768-23-1148 E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp HPアドレス http://www.city.wajima.ishikawa.jp/hojojosei/koukeisya.htm

事業名	輪島市観光宿泊施設魅力アップ事業費補助金
対象者	市内で旅館業法に基づき許可を受けて営業している施設のうち、専ら観光客のための宿泊施設として営業する旅館・ホテル・民宿など
事業内容	旅館営業に必要な施設の新增築・改築（改装）及び温泉導入のための設備改修を行なう場合
支援内容	<p>【補助内容】</p> <p>宿泊施設整備...旅館営業に必要な新築及び増改築費用（土地取得費用を除く。） 投資総額：300万円以上 補 助 率：1/3 限度額：300万円</p> <p>温泉利用施設整備...宿泊者のための温泉導入及び温泉利用促進のための施設整備 投資総額：100万円以上 補 助 率：1/2 限度額：300万円</p> <p>（注1）新築及び増改築、温泉導入等により上記の補助を受けた場合、引き続き（最低3年以上）旅館施設として営業することを条件とする。 （注2）温泉利用施設整備に伴う温泉導入施設については、輪島市が所有する源泉を利用する場合に限定し、施設独自の泉源を利用する場合は対象とはしない。 （注3）同一の施設が受けることのできる補助金の総額は、500万円を限度とする。</p> <p>【具体的な対象事例】</p> <p>改築改装の範囲...宿泊客が利用する客室、食堂、浴室、洗面所、玄関、ロビーなどの内外装 温泉導入の設備...温泉貯湯タンク、加熱用熱交換器、ろ過器、浴槽までの配管などで、浴室改装及び浴槽、ボイラーの取替えは宿泊施設整備の改築改装扱いとする。</p> <p>【制度の実施期間】 平成17年4月1日から平成19年3月末までの2カ年間に限定します。</p>
利用方法	<p>【必要書類および手続きの流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金交付申請書.....（事業者から市へ提出） <ul style="list-style-type: none"> ・添付資料 ・設計書 ・見積書 ・納税証明書（市税） 2. 補助金交付決定通知書.....（市から事業者へ通知） 3. 補助事業実績報告書.....（事業者から市へ提出） <ul style="list-style-type: none"> ・添付資料 ・精算書 ・契約書（請書）.....（原本を拝見し市で写し後返却します） ・請求書、領収書.....（ " " ） ・写真（着工前、工事完了時）...申請対象とする箇所がわかるもの全て必要 4. 対象施設の完了検査実施.....（市役所担当課が施設に訪問する） 5. 補助金交付 6. 補助事業状況報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・交付から3年間
申請先	輪島市産業部商工業課 TEL 0768-23-1147 FAX 0768-23-1148 E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp HPアドレス http://www.city.wajima.ishikawa.jp/hojojosei/miryokuseido.htm

輪 島 市

事業名	輪島市企業立地助成金		
対象者	市外からの工場（事業所）の進出企業及び新增設等を行う市内企業		
事業内容	製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業・デザイン業・機械設計業・文教施設等の新設または増設をし、投資額が5千万円以上、新規雇用者が5人以上の場合		
	【助成対象要件】		
	区 分	投資額の総額	新規地元常用雇用者
	工場、研究所、物流施設、教育施設及びその他施設	5,000万円以上	5人以上
	観光施設	1億円以上	10人以上
	観光施設再生	5,000万円以上	5人以上
支援内容	<p>【助成内容】</p> <p>助成率</p> <p>工場適地等の場合 新設...助成率：20/100 増設...助成率：10/100 再生...助成率：10/100</p> <p>工場適地等以外の場合 新設...助成率：15/100 増設...助成率：7.5/100 再生...助成率：10/100</p> <p>新規地元常用雇用者 一人当たり50万円加算</p> <p>工場適地とは... 工場立地法による工場適地（輪島市臨空産業団地）とされた地区 臨海土地造成地 市長が認めた地区</p> <p>助成金積算方法 投資額×助成率（20/100～7.5/100）+ 新規地元常用雇用者×50万円</p> <p>限度額 1億円（市長特認2億円）</p>		
利用方法	<p>当該対象施設を設置する工事の着手予定日以前に添付書類を添えて「助成対象企業指定申請書」を提出</p> <p>市で「助成対象企業指定」について審査し、通知書を交付</p> <p>工事に着手した際に「工事着手届出書」を提出</p> <p>事業を開始した際に「事業開始届出書」を提出</p> <p>事業開始日以後に「助成金交付申請書」を提出</p> <p>助成金の交付決定</p> <p>助成金の請求、支払い</p>		
申請先	輪島市産業部商工業課 TEL 0768-23-1147 FAX 0768-23-1148 E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp HPアドレス http://www.city.wajima.ishikawa.jp/rinku/yugu.htm		

事業名	企業立地促進奨励事業費補助金
対象者	製造業、情報サービス業等の事業所の新設又は増設を行う方
事業内容	投資額の総額が1,000万円以上で、常用雇用従業員が3人以上の場合
支援内容	<p>補助金額・補助率</p> <p>新設の場合 投資額の20% + 新規常用雇用者数 × 50万円</p> <p>増設の場合 投資額の15% + 新規常用雇用者数 × 50万円</p> <p>新規雇用者3人以上10人未満の場合 = 1億円まで</p> <p>〃 10人以上30人未満の場合 = 3億円まで</p> <p>〃 30人以上の場合 = 5億円まで</p> <p>新設の場合、又は に定める額のいずれか低い額の範囲内で助成</p> <p>増設の場合、又は に定める額のいずれか低い額の範囲内で助成</p> <p>補助対象期間</p> <p>3カ年度に区分して交付する。</p>
利用方法	<p>申請方法...事業所を設置する工事に着手しようとする日30日以上前に、助成対象事業者認定申請書を市長に提出する。</p> <p>必要書類...申請書の他に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の特徴並びに生産及び販売等の計画を記載した書類 ・事業所の設置に必要な投資額及び資金調達の計画等を記載した書類 ・常用雇用従業員の雇用計画を記載した書類 ・事業所の位置及び施設の配置図 ・事業所用地の明細及び公図の写し ・法人にあつては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ア. 定款及び商業登記簿の謄本 イ. 直近の営業報告書、貸借対照表、損益計算書その他業務、財産及び損益の状況を示す書類 ウ. 法人の沿革及び現状を記載した書類
申請先	<p>珠洲市商工観光課 TEL 0768-82-7776 FAX 0768-82-5220</p> <p>HPアドレス http://www.city.suzu.ishikawa.jp</p>

加賀市

支援策名	中小企業退職金共済制度加入促進助成金
支援内容	中小企業退職金共済等に新規に加入した市内中小企業者に対し、12カ月分の掛け金の1/5を助成
対象者	市内に引き続き1年以上主たる事業所を有する中小企業者で、新規に中小企業退職金共済等へ加入したもの（助成対象となる被共済者は加賀市民に限ります）
対象事業	中小企業退職金共済等への新規加入
利用方法	12カ月目の掛け金を納付後、年度内に申請書類を加賀市観光商工課へ提出。審査通過後、助成金を交付。
申請先	加賀市観光商工課 TEL 0761-72-7900

支援策名	中小企業倒産防止共済加入促進助成金
支援内容	中小企業倒産防止共済に新規に加入した市内中小企業者に対し、12カ月分の掛け金の1/5を助成します。（上限18万円）
対象者	市内に引き続き1年以上主たる事業所を有し、新規に中小企業倒産防止共済に加入した中小企業者
対象事業	中小企業倒産防止共済への新規加入
利用方法	12カ月目の掛け金を納付後、年度内に申請書類を加賀市観光商工課へ提出。審査通過後、助成金を交付。
申請先	加賀市観光商工課 TEL 0761-72-7900

支援策名	常用雇用転換奨励金
支援内容	母子家庭の母の常用雇用への促進を図るため、母子家庭の母を、短期雇用後、常用雇用への移行に向けた職業訓練の実施を経て、常用雇用に転換した事業所に対し奨励金を支給（30万円）
対象者	市内に引き続き1年以上住む母子家庭の母を、短期雇用後、常用雇用に転換した事業主
利用方法	短期雇用を開始後、職業訓練実施計画書を加賀市観光商工課へ提出し、常用雇用に転換し6カ月経過後、申請書類を提出。審査通過後、奨励金を交付。
申請先	加賀市観光商工課 TEL 0761-72-7900

支援策名	新商品開発支援補助金
支援内容	新商品、新技術、新サービス開発等のための経費、商品化等の事業の経費の一部について補助を受けることができる。
対象者	加賀市内の中小企業者等
対象事業	新商品・新技術・新サービス開発事業
利用方法	1. まず「新商品開発計画」を策定し、加賀商工会議所に提出する。 2. 加賀商工会議所の審査会で内容が承認されたら、加賀市地域振興部観光商工課に補助金交付申請書を提出する。
申請先	加賀市地域振興部観光商工課 TEL 0761-72-7900 加賀商工会議所 TEL 0761-73-0001

支援策名	中小企業設備投資促進助成
支援内容	機械設備の貸与制度を利用する加賀市中小企業者に対し、貸与料の一部を助成する
対象者	新規に(社)石川県鉄工機電協会の延べ払いによる機械設備貸与制度の設備貸与を受けた、又は(財)石川県産業創出支援機構の設備貸与制度による機械設備貸与を受けた中小企業者等
対象事業	両制度を利用した機械設備の導入
利用方法	1. 各団体に貸与申込をし、貸与契約を締結 2. 契約後、加賀市観光商工課へ補助金交付申請書等を提出。年度末に補助事業実績報告書等を提出後、助成金を支給。
申請先	加賀市地域振興部観光商工課 TEL 0761-72-7900

援 策 名	加賀市創業促進助成金
支援内容	創業塾を修了した者が、加賀市内で創業を行う場合、投資金額の1/3（限度額300万円）を助成する。
対象者	加賀市内で開催される創業塾を修了し、市内で創業した者
対象事業	創業に係わる土地・建物・設備等の取得事業
利用方法	申請書類を提出し、審査を受ける。審査に合格後、交付を行う。
申請先	加賀市観光商工課 TEL 0761-72-7900

支援策名	加賀市国際標準規格等取得支援補助金
支援内容	市内の事業所がISO14001を新規取得した場合、取得費用の一部を補助する。
対象者	加賀市内でISO14001を新規取得した事業者
対象事業	取得費用の審査に係わる費用
利用方法	申請書類を提出し、審査を受ける。審査通過後、交付を行う。
申請先	加賀市観光商工課 TEL 0761-72-7900

支援策名	加賀市産業振興条例助成金
支援内容	工場・研究所を建設する場合、投資金額が1億円以上・新規の雇用増が5人以上の場合、投資金額の一定の割合で助成金を交付する。(限度額3億円)
対象者	加賀市内で工場・研究所等を取得する事業者
対象事業	土地・建物・設備等の取得事業
利用方法	申請書類を提出し、審査を受ける。審査通過後、交付を行う。
申請先	加賀市観光商工課 TEL 0761-72-7900

羽 昨 市

事業名	羽昨市企業立地推進助成
対象者	製造業、情報サービス業、先端技術産業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、試験研究所
事業内容	工場等を取得し、その事業に係る投下固定資産の取得に要する費用の総額が5,000万円以上であるとともに、新規事業の場合は、常時使用する従業員を5人以上雇用するとき。増設する場合は、3人以上増員するとき。
補助率 補助金額	工場を新設し、雇用人数10人以上の場合は投下固定資産額の10%以内 雇用人数5人以上10人未満は " 5%以内 工場を増設し、雇用人数5人以上の場合は " 5%以内 雇用人数3人以上5人未満は " 2.5%以内 限度額 2億円 地元新規雇用の場合 雇用人数×50万円 移設従業員数×25万円 限度額 2,000万円
利用方法	事業着工前90日前までに助成措置適用認定申請書を提出し、認定を受けなければならない。
申請先	羽昨市商工観光課 TEL 0767-22-1118 FAX 0767-22-4484 HPアドレス http://www.city.hakui.ishikawa.jp

事業名	羽昨市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税
対象者	羽昨市内において、製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者
事業内容	製造事業用設備で減価償却資産の取得価格の合計額が、2,700万円を構成する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得後1年以内に建設の着手があった場合）
補助率 補助金額	上記に係る税率を羽昨市税条例にかかわらず、0.01/100とする。
利用方法	不均一課税を受けようとする者は、固定資産税不均一課税申請書を1月31日までに提出
申請先	羽昨市商工観光課 TEL 0767-22-1118 FAX 0767-22-4484 HPアドレス http://www.city.hakui.ishikawa.jp

事業名	羽昨市経営支援融資制度
対象者	羽昨市内に事務所を有し、原則として、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方
事業内容	事業資金の融資を希望している場合
補助率 補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・融資額 運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,500万円以内 ・融資期限 運転資金 5年以内(据置1年以内) 設備資金 7年以内(") ・融資利率 年2.00% 担保保証人 取扱金融機関所定 信用保証 取扱金融機関所定 返済方法 元金均等返済
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・受口窓口 取扱金融機関(北國銀行羽昨支店、北陸銀行羽昨支店、興能信用金庫羽昨支店、のと共栄信用金庫羽昨支店) ・必要書類 最近の決算書あるいは営業報告書(直近のもの) 印鑑証明(3カ月以内) 住民票又は登記簿抄本(法人) その他金融機関所定の書類
申請先	羽昨市商工観光課 TEL 0767-22-1118 FAX 0767-22-4484 HPアドレス http://www.city.hakui.ishikawa.jp

事業名	羽昨市経営支援融資利子補給金補助
対象者	羽昨市経営支援融資を受けた者
事業内容	最近3カ月間の月平均売上額が前年同期の月平均売上額に比して、10%以上減少しているもの又は最近6カ月間の平均売上額が前年同期の月平均売上額に比して5%以上減少しているもの。
補助率 補助金額	羽昨市経営支援融資金額の1%以内で利子補給する。(借入当初の1度限り)
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金交付申請書を提出してもらう。 ・必要書類 取扱金融機関が発行する証明書 市納税証明書
申請先	羽昨市商工観光課 TEL 0767-22-1118 FAX 0767-22-4484 HPアドレス http://www.city.hakui.ishikawa.jp

かほく市

制 度 名	商工業振興助成制度
市内工場適地等において用地を取得し、工場等の新設又は増設に係る投資額の5%（上限1億円）を助成	
助成要件	新設の場合 取得用地1,500㎡以上 用地取得から3年以内に操業すること 投資額5,000万円以上 常時雇用従業員5人以上の増

制 度 名	国際標準化機構規格認証（ISO）取得支援制度
ISO9000又は14000シリーズの認証取得に係る審査登録料に対して50万円を上限に助成ただし、1事業者につき1回限り	

制 度 名	中小企業新製品開発等奨励制度
石川県中小企業技術交流展・機械工業見本市（ME X金沢）・いしかわ情報システムフェア（e-messe kanazawa）に出展し、一定の技術的評価を受けた製品に対して奨励金を交付	

制 度 名	中小企業設備投資促進助成制度
（社）石川県鉄工機電協会・（財）石川県産業創出支援機構が実施する設備貸与制度の利用に係る貸与料等のうち貸与利率の2%相当（1年度上限60万円）を3年間助成	

制 度 名	中小企業特許権取得促進助成制度
特許権の出願審査請求に係る経費の1/2（1年度上限10万円）を助成	

申 請 先	かほく市産業建設部商工観光課 TEL 076-281-3922 HPアドレス http://www.city.kahoku.ishikawa.jp
-------	---

2. 市の補助金・助成金

白山市

事業名	白山市における工場立地の促進に関する条例
対象者	市内で工場等を新增設しようとする者
事業内容	<p>本市内の工場適地及び市長が特に認める地区において用地を取得又は賃貸し、工場等を建設する場合 (条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地補助 用地取得2,500㎡以上 ・建物補助 製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設及び流通加工を伴う物流施設その他市長が特に認める事業の用に供するもの 延床面積1,000㎡以上 用地取得又は賃貸後、3年以内に操業開始 操業開始時の従業員10名以上（新設の場合に限る） ・雇用補助 工場等の操業開始前90日から操業開始後1年の期間において、市内在住者を5人以上新規雇用
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・用地補助 用地取得費及び造成費の5%以内（市長特認の場合10%以内） 限度額1億円（市長特認の場合2億円） ・建物補助 工場等の新增設に要した経費の5%以内 限度額1億円 ・雇用補助 新規雇用した市内在住者1人当たり50万円 限度額1,000万円
利用方法	用地取得前の時点において、産業部商工振興課まで事前相談
申請先	白山市産業部商工振興課（直通）TEL 076-274-9543 HPアドレス http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/

事業名	白山市中小企業設備投資促進助成金
対象者	市内で製造業を営む者のうち、市税を滞納していない者
事業内容	次の割賦制度等を利用して市内の事業所に設備投資を行う場合 社団法人石川県鉄工機電協会の「延払いによる機械設備貸与制度」 財団法人石川県産業創出支援機構の「設備貸与制度」
支援内容	割賦制度等を利用する際の経費の一部を助成する。 助成額 割賦制度等に係る貸与料（年2.75%）のうち年1.25%分 限度額 1企業につき年度あたり60万円
利用方法	当該年度分の貸与料の支払が終わった後、産業部商工振興課まで申請
申請先	白山市産業部商工振興課（直通）TEL 076-274-9543 HPアドレス http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/

白山市

事業名	白山市中小企業退職金共済制度加入促進助成金
対象者	市内に主たる事業所を有する中小企業者
事業内容	新規に中小企業退職金共済制度に加入した場合
支援内容	中小企業退職金共済制度の掛金の一部を助成 助成額 被共済者ごとの掛金年額の20% 限度額 被共済者1人当たり12,000円を限度とする
利用方法	新規に加入契約を行い、最初の12カ月分の掛金を納付後、産業部商工振興課まで申請
申請先	白山市産業部商工振興課 (直通) TEL 076-274-9543 HPアドレス http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/

事業名	白山市国際見本市出展事業奨励金
対象者	市内に工場等を有する者
事業内容	自社の製品を国際見本市等へ出展する場合
支援内容	対象経費の2分の1以内で奨励金を交付。 対象経費 小間料、小間装飾料、出品物の梱包料及び輸送料、印刷費 限度額 30万円(年1回及び5年間に2回を限度とする)
利用方法	見本市に出展する前に産業部商工振興課まで申請
申請先	白山市産業部商工振興課 (直通) TEL 076-274-9543 HPアドレス http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/

事業名	白山市育児休業代替要員確保等助成金
対象者	財団法人21世紀職業財団から育児休業代替要員確保等助成金の支給決定があった事業主のうち、次のすべてに該当する者。 市内に事業所を有する雇用保険適用事業所であること 市税の滞納がないこと
事業内容	育児休業者の代替要員を確保する場合(育児休業取得者及び代替要員のいずれも白山市に1年以上住所を有する者であること。)
支援内容	代替要員の確保に要する費用の一部を助成 助成額 3カ月以上の育児休業取得者×5万円(月額) 限度額 180万円(育児休業期間36カ月)
利用方法	財団法人21世紀職業財団から育児休業代替要員確保等助成金の支給決定があった日から30日以内に産業部商工振興課まで申請
申請先	白山市産業部商工振興課 (直通) TEL 076-274-9543 HPアドレス http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/

能美市

事業名	能美市環境保全資金補助金
対象者	市内で1年以上引き続き同一の事業を営み、自己資金での公害防止施設の設置又は改善が困難な上記目的で借入を行った市税等を完納した中小企業者
資金使途	設備資金
限度額	500千円
補助率	3月末日の返済残高×1%×融資期間/365
交付期間	資金の貸付を受けた日から5カ年の期間
利用方法	借入と同時に市長へ交付申請書を提出する
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市国際標準化機構規格認証取得支援補助金
対象者	I S O 9000、I S O 14000品質・環境システムで審査登録機関に認証登録を受けた市内に事務所のある企業
資金使途	設備資金
限度額	500千円
補助率	審査登録料の内、500千円まで
交付回数	認証時の1回のみ(9000、14000で1回ずつ)
利用方法	認証取得60日以内に市長へ交付申請書を提出
備考	平成20年1月31日で補助金交付を終了
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市九谷焼後継者定着化支援資金補助金
対象者	九谷上絵協同組合、石川県九谷窯元協同組合、石川県陶磁器商工業協同組合とその他市長が認定する者で県立九谷焼技術研修所卒業生(原則として新卒)を新たに雇用する九谷焼製造者
資金使途	事業資金
限度額	30千円(月額) 360千円(年額)
補助率	支払給与(月額)の1/4の額
交付期間	最初の給与支払から2年間の期間
利用方法	対象者を雇用後に市長へ交付申請書を提出
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

能美市

事業名	能美市中高年齢者等職業訓練奨励金
対象者	公共職業訓練施設に入校を許可された日までに市内に1年以上居住する45～65才までの者か、身体障害者手帳か療育手帳か精神障害者手帳を所持する者
資金使途	生活資金
限度額	50千円（訓練期間が6～12カ月未満） 100千円（訓練期間が12カ月以上）
交付期間	1回限り
利用方法	入校して3カ月経過した日の翌日から起算した1カ月の間に市長へ申請書を提出する
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市経営支援特別対策助成金
対象者	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で能美市融資委員会で借入承認のあった石川県経営安定資金（一般分）を利用した市税等を完納した者
資金使途	運転資金
限度額	予算の範囲内
補助率	当該年度中に支払った利子の0.5%相当分
交付期間	最初の借入日から5年間の期間
利用方法	市長へ交付申請書を提出
関連制度	石川県経営安定支援融資（一般分）
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市中小企業設備投資促進助成金
対象者	市内で1年以上同一事業を営んでおり、石川県鉄工機電協会の延払による機械設備貸与、小規模企業者設備導入助成法に規定する設備貸与（国の設備貸与）、石川県産業創出支援機構の産学・産業連携等設備貸与のいずれかを受ける市税等を完納した中小企業者
資金使途	設備資金
限度額	500千円（1企業につき1年度分）
補助率	貸与料（割賦損料）支払額×1÷貸与利率
交付期間	設備貸与を受けた日から3カ年の期間
利用方法	設備貸与と同時に市長へ交付申請書を提出
関連制度	石川県鉄工機電協会の延払による機械設備貸与 小規模企業者設備導入助成法に規定する設備貸与（国の設備貸与） 石川県産業創出支援機構の産学・産業連携等設備貸与
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市地域商工業活性化資金補助金
対象者	市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者及びその組合と小売販売業者で石川県地域商工業活性化融資制度の一般分か企業活性化分の融資を受ける市税等を完納した者
資金使途	事業資金
限度額	700千円（1企業につき1年度で1回のみ）
補助率	3月末日の返済残高×0.7%×融資期間/365
交付期間	融資を受けた年から一般分は3カ年、企業活性化分は5カ年の期間
利用方法	借入と同時に市長へ交付申請書を提出
関連制度	石川県地域商工業活性化融資（一般分と企業活性化分）
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市小売商業近代化支援補助金
対象者	食料、衣料、日用、文化、身の回り、この他に市長の定めるもので小売販売業を営み、能美市商工会の指導に基づき改善した施設・設備の投資額が300万円以上となる中小商店とその組合で市税を完納した者
資金使途	事業資金
限度額	700千円
補助率	投資金額×5%
交付期間	当該施設・設備の改善が完了した年度
利用方法	事業開始の1カ月前に市長へ交付申請書を提出
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市商店街並びに商店近代化支援補助金
対象者	食料、衣料、日用、文化、身の回り、この他に市長の定めるもので小売販売業を営み、店舗改装（内部のみの改装も含む）店内備品、駐車場、アーケード、商店街の共同施設の他に、市長が商店経営の近代化・合理化に特に必要と認めたものについて石川県小口事業資金融資、石川県地域商工業活性化融資を借入した者
資金使途	事業資金
限度額	予算の範囲内
補助率	3月末日の返済残高×1%×融資期間/365
交付期間	融資を受けた年から3年間の期間
利用方法	借入と同時に市長へ交付申請書を提出
関連制度	石川県小口事業資金融資、石川県地域商工業活性化融資
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

能美市

事業名	能美市商店街活性化支援補助金
対象者	新たに空き店舗を小売業、飲食又はサービス業の店舗として長期的活用する事業か、商店街のイメージアップにつながるイベントや環境整備事業等を行おうとする中小小売業者とその団体及びNPO法人
資金使途	事業資金
限度額	2,000千円（小売業、飲食又はサービス業） 600千円（イベント） 1,000千円（環境整備） 市長決定（街中活性化事業）
補助率	事業対象費の1/2
交付期間	事業が完了した当該年度
利用方法	事業開始の1カ月前に市長へ交付申請書を提出
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

事業名	能美市商工業振興資金信用保証料補助金
対象者	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでおり、石川県小口事業資金を借り受けようとする市税を完納した個人、又は法人の中小業者
資金使途	事業資金
限度額	300千円
補助率	信用保証料事業者負担分（借り換えの際、借り換え前と借り換え後の信用保証料相殺分で差額があった場合、その差額も含む）
交付期間	借り受けした年度ごと
利用方法	能美市商工会が毎月ごとに対象者を取りまとめて市長へ交付申請書を提出
関連制度	石川県小口事業資金
申請先	能美市産業建設部商工観光課 TEL 0761-55-8509 HPアドレス http://www.city.nomi.ishikawa.jp

2.

市の補助金・

助成金

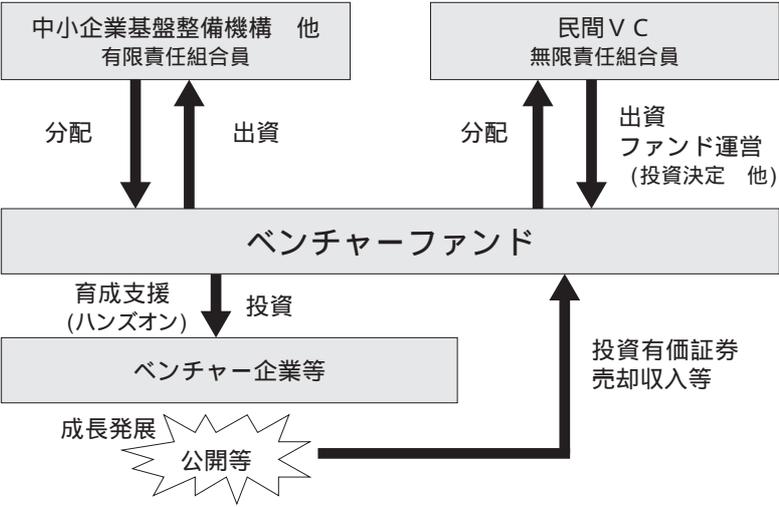
3. 各種機関の補助金・助成金

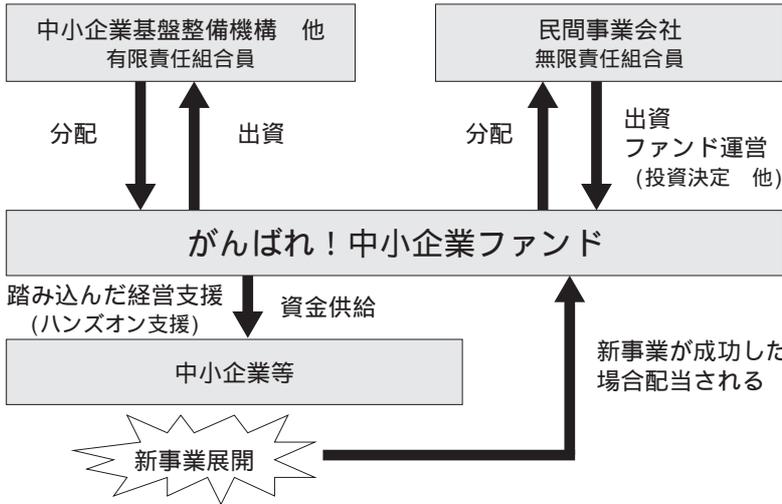
独立行政法人中小企業基盤整備機構

事業名	戦略的基盤技術高度化支援事業	
対象者	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律において経済産業大臣が指定する、特定モノ作り基盤技術の高度化に向けた研究開発に取り組む中小企業者で、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定を受けた方	
対象事業	重要産業分野の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、中小企業、ユーザー企業、研究期間等からなる共同研究体によって、川下産業のニーズを的確に反映した革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーションを実現する研究開発を行う際、委託金を受けることができます。	
事業内容	燃料電池やロボット等の先端的産業をはじめ、我が国経済を牽引していく製造業の国際競争力の強化及び新産業の創出に不可欠な基盤技術の高度化に向けて、中小企業、ユーザー企業、研究機関等からなる共同研究体によって実施される研究開発を支援します。	
	【重点化枠】	【一般枠】
	(交付元：(独)中小企業基盤整備機構) 委託金額 1～数億円/テーマ 研究期間 2～3年 委託 中小機構 中小企業・ユーザー企業・研究機関等の共同研究体	(交付元：経済産業局) 委託金額 1億円未満/テーマ 研究期間 2～3年 委託 経済産業局 中小企業・ユーザー企業・研究機関等の共同研究体
利用方法	中小機構、経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出 中小機構、経済産業局において提案内容を審査し、採択先を決定 中小機構、経済産業局と契約後、研究開発を実施し、終了後、研究開発成果を報告 中小機構、経済産業局から委託費を受給	
申請先	中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 モノ作り基盤技術支援室 TEL 03-5470-1523 HPアドレス http://www.smrj.go.jp/ 中小企業庁経営支援部技術課 TEL 03-3501-1816 中部経済産業局産業部製造産業課 TEL 052-951-2724	

事業名	スタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）	
対象者	技術シーズ、ビジネスアイデアを事業化しようとする中小企業者等	
対象事業	<p>実用化開発、知的財産取得、販路開拓を行う際、資金面での助成を受けることができるとともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を実施、一体的に支援します。事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化について技術面と経済面から強力な支援を受けることができます。</p>	
事業内容	<p>(1) 実用化研究開発事業 実用化研究開発を行う際に要する経費の一部について補助を受けることができます。また、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に受けることができます。</p>	
	補助金額	100万円～4,500万円
	補助率	2/3以内
	利用方法	経済産業局に対し、計画書を提出し、応募 外部審査・評価委員会を経て、採択テーマを決定 経済産業局から補助金受給 経済産業局に対し、事業成果を報告
	<p>(2) 事業化支援事業 事業化活動（知的財産取得、販路開拓等）を行う際に要する経費の一部について助成を受けることができます。また、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に受けることができます。</p>	
	補助金額	100万円～4,500万円（別途、外国特許申請に係る経費を対象として300万円を付加）
	補助率	1/2以内
	利用方法	中小企業基盤整備機構に対し、計画書を提出し、応募 外部審査・評価委員会を経て、採択テーマを決定 中小企業基盤整備機構から助成金受給 中小企業基盤整備機構に対し、事業成果を報告
申請先	中部経済産業局 地域経済部 産業技術課 TEL 052-951-2774 中小企業基盤整備機構新事業支援部新事業支援課 TEL 03-5470-1539 中小企業基盤整備機構 北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 076-223-5546	

3. 各種機関の補助金・助成金

事業名	ベンチャーファンド
対象者	国内の成長初期段階（アーリー・ステージ）にある有望な中小ベンチャー企業等で新事業に必要な資金をベンチャーキャピタル（VC）等が運営するベンチャーファンドからの投資により調達することを希望される方
対象事業	国内の成長初期段階（アーリー・ステージ）にある有望な中小ベンチャー企業等が新事業に取り組む際、必要な資金調達及び経営支援を受けることができます。
支援内容	<p>民間のVCが運営するベンチャーファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンドの総額の1/2以内、かつ上限10億円）を行うことで、ファンドの組成を促進し、中小ベンチャー企業等への、投資機会の拡大を図ります。</p> <p>なお、これらベンチャーファンドからの投資及び育成支援を受けるためには、ベンチャーファンドを運営するVCの審査が必要となります。</p>  <pre> graph TD VC[民間VC 無限責任組合員] -- 出資 --> VC_Fund[ベンチャーファンド] VC_Fund -- 分配 --> VC VC_Fund -- 出資 --> VB[ベンチャー企業等] VC_Fund -- 育成支援 (ハンズオン) --> VB VB -- 投資 --> VC_Fund VB -- 成長発展 公開等 --> VC_Fund VC_Fund -- 投資有価証券売却収入等 --> VC </pre>
利用方法	ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの出資先一覧に掲載されているVCへ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。 また、中小機構では、ファンド組成を希望されるVCの方のご相談も受け付けております。
申請先	中小企業基盤整備機構 新事業支援部 資金支援課 TEL 03-5470-1570 (出資先一覧： http://www.smrj.go.jp/venture/fund/venture/005433.html)

事業名	がんばれ！中小企業ファンド
対象者	新分野進出、新商品の開発など新事業展開にチャレンジしている中小企業の方であって、民間の事業会社等が運営するファンドから、事業に必要な資金調達や経営支援を受けることを希望される方
対象事業	新事業展開に挑戦する中小企業等は、目利き能力や販路ネットワークを有するファンドによる資金供給や販路拡大等、踏み込んだ経営支援を受けることができます。
支援内容	<p>目利き能力や販路ネットワークを有する民間の事業会社等が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンドの総額の1/2以内）を行うことで、新たな事業に挑戦する中小企業への投資機会の拡大を図っています。</p> <p>なお、これらのファンドを運営する事業会社の審査を通過すれば、資金供給と販路拡大等の踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。</p>  <pre> graph TD A[中小企業基盤整備機構 他 有限責任組員] -- 出資 --> B[がんばれ！中小企業ファンド] B -- 分配 --> A C[民間事業会社 無限責任組員] -- 出資 ファンド運営 (投資決定 他) --> B B -- 分配 --> C B -- 踏み込んだ経営支援 (ハンズオン支援) --> D[中小企業等] D -- 資金供給 --> B E[新事業展開] --> D D -- 新事業が成功した場合 配当される --> B </pre>
利用方法	<p>ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの出資先一覧に掲載されている事業会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。</p> <p>また、中小機構では、ファンド組成を希望される事業会社の方のご相談も受け付けております。</p>
申請先	<p>中小企業基盤整備機構 新事業支援部 資金支援課</p> <p>TEL 03-5470-1570</p> <p>(出資先一覧：http://www.smrj.go.jp/venture/fund/ganbare/007180.html)</p>

3. 各種機関の補助金・助成金

事業名	ベンチャーフェア（新市場創出支援活動事業）
対象者	革新的な製品・試作品やサービスを有しており、販路・事業提携先の開拓を希望している企業等
対象事業	革新的な新事業・新規創業等に果敢に取り組むベンチャー企業は、公的機関が行う日本最大級のベンチャーマッチングイベントに参加し、開発した製品やサービスの紹介を行うことで、販路・事業提携先の開拓の機会を得ることができます。
支援内容	<p>ベンチャーフェアとは、公的機関が行う日本最大級のベンチャーマッチングイベントです。全国の選りすぐった中小企業・ベンチャー企業の製品、サービス等が紹介され、多くの事業者の方にご覧いただくことにより、販路・事業提携先の開拓などビジネスマッチングの機会を得ることができます。</p> <p>出展ブース ベンチャー企業は、販路・事業提携先等の開拓を目的として、開発した製品やサービスを展示できます。</p> <p>セミナー 著名人による「基調講演」、起業やマーケティング等をテーマとした各種のセミナーに無料で参加できます。</p> <p>アドバイスコーナー 公認会計士、中小企業診断士、技術士、経営コンサルタントなどの各種専門家により経営面、財務面、技術面、マーケティング面等のアドバイスを受けることができます。</p> <p>【平成17年度実績】 日 程：平成18年1月17日～19日 出展者数：240社 来場者数：30,882名</p>
利用方法	中小企業基盤整備機構に申込書を提出 審査により出展者を決定 出展者に決定通知
申請先	中小企業基盤整備機構 新事業支援部 新事業支援課 TEL 03-5470-1525

事業名	ベンチャープラザ（新市場創出支援活動事業）
対象者	独創的なビジネスプランを有しており、投資家や事業パートナー等のマッチングを希望している企業など
対象事業	ベンチャー企業が投資家等に出会う場へ参加することにより、資金調達、取引拡大などの機会を得ることができます。
支援内容	<p>資金調達や事業パートナー等を求める方々がビジネスプランを発表し、会場参加者（投資家、事業パートナー等）との質疑、意見交換を行うことができます。</p> <p>【平成17年度実績】 開催時期：平成17年11月～平成18年3月 開催場所：各経済産業局単位に全国8箇所（札幌、東京、名古屋、大阪、岡山、香川、福岡、沖縄）で開催 以外に、資金調達を目的としたイベントを東京で4回開催。 開催回数：合計12回</p>
利用方法	詳しくは中小企業基盤整備機構にお問い合わせ下さい。
申請先	中小企業基盤整備機構 新事業支援部 新事業支援課 TEL 03-5470-1525 中小企業基盤整備機構 北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 076-223-5546

事業名	中小企業総合展（新市場創出支援活動事業）
対象者	新商品や新技術を広く紹介したい中小企業者等
対象事業	経営改新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め紹介する場があります。ビジネスマッチングの良い機会です！中小企業総合展に参加しませんか！
支援内容	<p>【イベント内容】 中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取り組みを、出展による展示・プレゼンテーションにより紹介することができます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されています。</p> <p>【実施会場】 東京（東京ビッグサイト） 大阪（インテックス大阪）</p> <p>【実施時期】 会場ごとに実施時期は異なります。 18年度の開催時期 東京：平成18年11月29日～12月1日（東京ビッグサイト） 大阪：平成19年2月予定（インテックス大阪）</p>
利用方法	<p>【手続の流れ】 中小企業総合展開催事務局に出展申込書を提出して下さい。 事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。 事務局から文書により出展決定を通知します。</p> <pre> graph LR A[中小企業者等] -- 出展申込 --> B[中小企業総合展開催事務局] B -- 審査 --> C[中小企業者等] B -- 出展者決定通知 --> C </pre>
申請先	中小企業基盤整備機構新事業支援課 TEL 03-5470-1525 中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL 03-3501-1763

事業名	新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）による創業・ベンチャー支援
対象者	オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人などの方々
対象事業	創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等から低廉な賃料で新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）を借りることができます。
	<div style="text-align: center;"> <p>産学連携・ベンチャー向けの賃貸施設 いしかわ大学連携インキュベータ (i-BIRD) 平成18年夏頃オープン予定 【石川4大学連携型起業家養成施設】</p> <p>各大学が持つ技術シーズや研究成果等の活用、また、共同研究等大学との連携により、起業や新たな事業展開を目指す方を対象に賃貸スペースを提供します。平成18年夏頃オープン予定です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">連携大学</div> <p style="margin: 10px 0;">金沢大学 北陸先端科学技術大学院大学 金沢工業大学 石川県立大学</p> <p>【特長1】 本格的な産学連携が可能</p> <p>石川県立大学のキャンパス内に位置し、各大学との円滑な連携が図れます。研究成果の事業化を目指す研究者・学生の方や、新事業開発のため、大学研究者との共同研究や技術相談を行う地域企業の方に最適な施設です。</p> <p>(例) ・入居者の企業と大学研究者とのマッチング ・石川県立大学生物資源工学研究所内、研究設備・機種の活用 ・各種イベント、セミナー等の開催等</p> <p>【特長2】 総合的な起業支援</p> <p>当施設は、各大学、石川県、野々市町、(財)石川県産業振興支援機構、中部経済産業局、北陸経済連合会等関係機関と連携して、運営する予定です。施設にはインキュベーション・マネージャーが常駐し、入居者の皆様からの様々なご相談に対応します。また、中小企業・ベンチャー総合支援センターが、ご希望に応じて多様な支援ツールをサポートします。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>■所在地: 石川県石川郡野々市町末松三丁目</p>  </div>
申請先	中小企業整備機構 北陸支部 支援拠点サポート室 TEL 076-223-5546

事業名	販路開拓コーディネート事業
対象者	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者等
対象事業	東京と大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、販売開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が配置されており、経営革新企業の販路開拓を支援します。
支援内容	東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、商社OB等の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）を配置して、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等を商社・企業などに紹介又は取り次ぎし、市場へのアプローチを支援します。
手続きの流れ	<p>本事業の支援を希望する時は、まず、都道府県等中小企業支援センター等に相談してください。（新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。）都道府県等中小企業支援センター等は、当該企業等のマーケティング企画の練り上げを支援するとともに、東京又は大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに案件を推薦します。</p> <p>東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、当該推薦案件に適した販路開拓コーディネーターを選定します。販路開拓コーディネーターが新規顧客の開拓と開拓先への紹介・取り次ぎを行います。その際、申込企業にも同行をお願いします。</p> <div data-bbox="319 1220 1412 1758" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">販路開拓コーディネート事業の流れ</p> <pre> graph TD A[中小企業] -- 相談/申込 --> B[《都道府県等中小企業支援センター》] A -- 相談/申込 --> C[《中小企業・ベンチャー総合支援センター(各支部)》] B -- 推薦 --> D[《中小企業・ベンチャー総合支援センター(関東支部・近畿支部)》] C -- 推薦 --> D D -- 商品化の評価 --> E[販路開拓コーディネーター] E --> F[販路の確立] E -- フィードバック --> G[フィードバック] G --> B G --> C </pre> <p>主として商社やメーカー等の企業OBで広範な販路ネットワークを有する方</p> </div>
申請先	(財)石川県産業創出支援機構 TEL 076-267-1244 中小企業基盤整備機構 北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 076-223-5546

3. 各種機関の補助金・助成金

事業名	新連携支援地域戦略会議
対象者	2社以上の異分野の中小企業（他に大企業、大学、研究機関、NPO、組合などを含んでもよい）で連携して新規の製品やサービスの事業化に取り組む方、新たな事業活動に取り組む方
対象事業	中小企業等が連携して新たな事業活動を行う際、商社出身者、コンサルタントなど経営のプロにより、連携事業体の構築、生産管理、販路開拓などについて、事業の成功まで一貫したサポートをします。
支援内容	<p>全国9カ所の地域ブロックごとに設置された新連携支援地域戦略会議において、各種のサポートを受けることができます。</p> <p>（具体的なサポート例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携体の運営方法（規約作成、工程管理など）のアドバイス 連携体に不足している連携先（大学、NPO、商社など）のマッチング ビジネスプランづくりにあたっての問題発掘、仮説の提供、検証 ビジネスプラン実行にあたっての資金調達、特許契約の締結など課題への対応 より広い市場を目指した販路開拓の実現へのアドバイス <p>（支援担当者のバックグラウンド）</p> <p>商社出身者、コンサルタント、金融機関出身者、ベンチャーファンド出身者など様々なバックグラウンドの者を揃え、皆様のニーズにお応えします。</p>
利用方法	まずは、最寄りの新連携支援地域戦略会議の事務局にご相談ください。
申請先	<p>新連携支援地域戦略会議事務局 中小企業基盤整備機構 北陸支部 TEL 076-223-6100</p> <p>中小企業庁経営支援部経営支援課</p> <p>TEL 03-3501-1763（直通）</p> <p>中部経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 052-951-2748</p>

事業名	IT推進アドバイザー派遣事業
対象者	IT導入を進めようとする中小企業者
対象事業	IT導入を進めようとする中小企業者に専門家を派遣します！
支援内容	<p>IT導入を進めようとする中小企業者の依頼に応じて、中小企業基盤整備機構に登録された専門家（ITコーディネーター、中小企業診断士等）が、企業を直接訪問し、IT導入に関するアドバイスを行います。</p> <p>なお、中小企業者の方には、費用の1/3相当額を負担していただきます。</p>
利用方法	<p>中小企業基盤整備機構等に専門家派遣の申込みをしてください。</p> <p>中小企業基盤整備機構が、自身の登録簿の中から専門家を選定します。</p> <p>費用の1/3相当額を中小企業基盤整備機構に振り込んでください。</p> <p>振込を確認した後、中小企業基盤整備機構が中小企業者に対し専門家を派遣します。</p>
申請先	<p>中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部経営支援課</p> <p>TEL 03-5470-1518</p> <p>HPアドレス http://www.smrj.go.jp/keiei/info/it/000182.html</p>



独立行政法人中小企業基盤整備機構

事業名	中小企業知的財産権保護対策事業
対象者	海外展開を図る我が国中小企業で外国企業により知的財産権の侵害を受けている企業
対象事業	海外で知的財産の侵害を受けている中小企業が行う模倣品・海賊版の製造元や卸元等の特定調査に要する経費の一部を補助します。
支援内容	<p>海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対し、日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワーク等を通じ、現地侵害調査を実施することにより、実態把握や必要な証拠を収集し侵害対策を円滑に進められる情報を提供します。</p> <p>補助対象経費 侵害調査に係る海外調査会社への委託費用 補助率 2/3以内 相談・受付窓口 日本貿易振興機構 中小企業基盤整備機構中小企業・ベンチャー総合支援センター 経済産業省製造産業局政府模倣品・海賊版対策総合窓口</p> <p>募集時期 4月から随時受付</p> <p>* 公募開始日については、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構中小企業・ベンチャー総合支援センター、経済産業省製造産業局政府模倣品・海賊版対策総合窓口にお問い合わせ下さい。</p>
利用方法	<p>相談・取次窓口に対し、知的財産侵害調査に係る計画の申請 選考委員会にて審査、補助金交付対象を決定 JETROが委託した海外調査会社により知的財産侵害調査を実施 知的財産侵害調査の結果を報告</p>
申請先	<p>日本貿易振興機構海外調査部情報知的財産課 TEL 03-3582-5198 中小企業基盤整備機構 北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 076-223-5546 経済産業省製造産業局政府模倣品・海賊版対策総合窓口 TEL 03-3501-1701 中小企業庁経営支援部技術課 TEL 03-3501-1816</p>

事業名	地域中小企業知的財産戦略支援事業
対象者	経営戦略の一環として、知的財産の戦略的な活用を進めようとする中小企業者
対象事業	経営戦略の一環として、知的財産の戦略的な活用を進めようとする中小企業は専門家の派遣や、情報提供を受けることができます。
支援内容	<p>独自の基盤技術を持ち、今後、自ら経営戦略の一環として、知的財産戦略に基づいた事業展開を図って行く中小企業は、知的財産専門家により、知的財産戦略づくりのお手伝いを受けることができるとともに、参考となる情報を入手することができます。</p> <p>知的財産戦略策定支援事業 都道府県等中小企業支援センターが知的所有権センターと連携し、地域の中小・ベンチャー企業に対して、知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、企業に合った知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援します。</p> <p>知的財産権活用モデル事業 中小企業基盤整備機構は各地域の知的財産の専門家を活用しつつ、経営戦略の一環として知的財産を有効活用しているモデル的な中小企業の成功事例を創出するとともに、それに係る事例について、情報提供・普及啓発等を行います。</p>
利用方法	下記お問い合わせ先に直接ご連絡ください。
申請先	<p>中部経済産業局 地域経済部 特許室 TEL 052-951-2774 特許庁総務部総務課地方班 TEL 03-3581-1101 (2107) 特許庁総務部総務課中小企業等支援班 TEL 03-3581-1101 (2145) 中小企業基盤整備機構 新事業支援部新事業支援課 TEL 03-5470-1524 , 中小企業庁経営支援部技術課 TEL 03-3501-1816</p>

3. 各種機関の補助金・助成金

事業名	中小企業海外展開支援事業
対象者	海外展開を行おうとしている中小企業者
対象事業	海外への進出等に係る相談に無料（現地アドバイス制度のみ有料）で何度でも専門家によるアドバイスを受けることができます。また、講演会やWEB上で海外への進出などに際して、情報収集をすることができます。
支援内容	<p>国際化支援アドバイス</p> <p>中小企業基盤整備機構（以下、機構）では、海外への進出（工場設立等）や国際取引（貿易等）に際し、中小企業の方々がお困りになっているあらゆる事項に関し、海外ビジネスの実務経験が豊富な「国際化支援アドバイザー」が何度でも無料で相談に応じています。個別相談の実施場所は東京、大阪、福岡、名古屋の機構オフィスですが、相当数の相談事項がある場合はアドバイザーを派遣することもできます（出張アドバイス）。電話、E-mailによる質問にもお応えします。</p> <p>また、海外への進出において、対象国の現地調査、投資前、投資後の各段階における諸問題について、アドバイザーが現地において、きめ細かいアドバイスを行う現地アドバイス制度もあります（アドバイザーの現地派遣費用は一部有料、実施には審査があります）。</p>
利用方法	<p>アドバイス利用申込書をファックスまたは E-Mailにて機構あて送付 (http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/ 参照)</p> <p>アドバイザーより連絡 東京、大阪、福岡、名古屋の機構オフィスでアドバイス実施（1回2時間程度）</p> <p>国際展開ワークショップ 機構では、都道府県等中小企業支援センターなどと共同企画により、海外現地の投資環境や海外への進出事例などに関する講演会を開催しています。中小企業の方々は無料で参加できますので、機構、都道府県等中小企業支援センターなどのホームページなどでテーマなどをご確認の上、参加してください。</p> <p>また、公的機関、金融機関等が開催する中小企業向けの無料の講演会へ無料でアドバイザーを講師として派遣しております。</p> <p>中小企業国際化支援レポート 機構のホームページで、海外への進出に関する実務情報・取組み事例などの情報をタイムリーに提供しています。(http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/)</p>
申請先	<p>東京：（国際化支援アドバイス）（国際展開ワークショップ）（中小企業国際化支援レポート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部経営支援課 ・TEL 03-5470-1522（直通） FAX：03-5470-1527 ・URL：http://www.sumj.go.jp/keiei/kokusai/ E-Mail：kei-kokusai@smri.go.jp <p>大阪：（国際化支援アドバイス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿支部 ・TEL 06-6944-2278（直通） FAX：06-6910-3867 <p>福岡：（国際化支援アドバイス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州支部 ・TEL 092-771-6200（直通） FAX：092-771-0800 <p>名古屋：（国際化アドバイス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部支部 ・TEL 052-220-0516（直通） FAX：052-220-0517

事業名	小規模企業共済制度
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業にあつては5人）以下の個人事業主または会社の役員 ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員 ・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
対象事業	小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。
支援内容	<p>小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の納付月数に応じ共済金が支払われます。</p> <p>毎月の掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円きざみ）で自由にお決めください。また、加入後増額することもできます。 <p>税法上の特典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。 ・一括して受け取られる共済金は退職所得、10年または15年で支払われる分割共済金については公的年金など同様の雑所得として取り扱われます。 ・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。 <p>契約者貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付した掛金総額の範囲内で事業金などの貸付（一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付・福祉対応貸付・緊急経営安定貸付）を受けることができます。
利用方法	<p>最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金（1カ月分の掛金相当）を添えて申し込んでください。</p> <p>中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済手帳・加入者のしおりと約款をお送りします。</p> <p>2月目以降の掛金は口座振替になっています。</p> <p>廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、金融機関・中小企業団体で共済金の請求をしてください。</p> <p>中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。</p>
申請先	<p>中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL 03-3433-7171 URL : http://www.smrj.go.jp</p> <p>中小企業基盤整備機構 北陸支部 共済普及室 TEL 076-223-5547</p> <p>全国の金融機関の本・支店</p> <p>最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会</p> <p>石川県中小企業団体中央会</p>

事業名	中小企業倒産防止共済制度
対象者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者
対象事業	取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付を受けることができます。
支援内容	<p>加入後6ヵ月以上経過して取引先企業が倒産（注）した場合、売掛金や受取手形などの回収が困難となった額と、積み立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（貸付限度額3,200万円）の貸付を受けることができます。（注：倒産には「夜逃げ」、「内整理」等は含まれません。）</p> <p>毎月の掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金月額は5,000円から80,000円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が320万円まで積立てることができます。 <p>税法上の特典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。 <p>共済金の貸付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付にあたっては、担保・保証人は必要ありません。 ・共済金の貸付は無利子ですが、貸付を受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金から控除されます。 ・償還期間は5年（うち据置期間6ヵ月）の毎月均等償還です。 <p>一時貸付金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時に事業資金を必要とするときは、納付した掛金総額の範囲内で貸付を受けることができます。
利用方法	<p>最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金（1ヵ月分の掛金相当）を添えて申し込んでください。</p> <p>中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済契約締結書をお送りします。</p> <p>2月目以降の掛金は口座振替になっています。</p> <p>取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付請求をしてください。</p> <p>中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。</p>
申請先	<p>中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL 03-3433-7171 URL : http://www.smrj.go.jp</p> <p>中小企業基盤整備機構 北陸支部 共済普及室 TEL 076-223-5547</p> <p>全国の金融機関の本・支店</p> <p>最寄りの商工会・商工会議所</p> <p>石川県中小企業団体中央会</p>

事業名	高度化事業
対象者	<p>(1) 経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。</p> <p>工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、郊外に充実した設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、郊外問題の解決を図る 集団化事業</p> <p>商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装し、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める 集積区域整備事業</p> <p>大型店の出店などにより今後の経営に危機感を抱いている店主が、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる 施設集約化事業</p> <p>中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る 共同施設事業</p> <p>(2) 地元の中小企業者を支援するために、第3セクター（株式会社、公益法人）、商工会・会議所等が行う、起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業 地域産業創造基盤整備事業、商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業 商店街整備等支援事業 も対象となります。上記の各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。この他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものが多数ありますので、お問い合わせください。</p>
対象事業	都道府県（又は中小企業基盤整備機構）から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けたうえで、長期・低利（又は無利子）で貸付けを受けることができます。
支援内容	<p>(1) 貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：なし ・貸付割合：原則として80%以内 ・貸付対象：設備資金 ・貸付利率：年0.95%（平成18年度）、又は、無利子（特別の法律に基づく事業など） ・貸付機関：20年以内（うち据置期間3年以内） ・担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規定により徴求 <p>(2) 診断の実施</p> <p>貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。</p>
利用方法	高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となりますので、まずは、各都道府県の中小企業担当課にお問い合わせください。
申請先	石川県商工労働部経営支援課高度化資金担当 TEL 076-225-1522 中小企業基盤整備機構地域・連携企画課 TEL 03-5470-1528 HPアドレス http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/

3. 各種機関の補助金・助成金

事業名	実効性確保診断・サポート事業
対象者	「中心市街地活性化協議会」の構成員である（なりうる）商工会、商工会議所、特定会社等
対象事業	中心市街地活性化のための各種計画や事業の実施手法、組織体制などについて、専門家による診断・助言・アドバイスを受けることができます。
支援内容	<p>改正中心市街地活性化法に基づく「中心市街地活性化協議会」等が行う中心市街地活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構の全国9カ所の地方支部において、地域のまちづくりプランやタウン・マネジメント、核となる施設の運営手法などを総合的に診断し、中心市街地活性化対策の実効性を高めるための助言を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>中小企業基盤整備機構の専門的ノウハウを活用し 総合的に診断・助言</p> </div> <div style="width: 60%;">  <div style="position: absolute; top: 10px; right: 10px; border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 200px;"> <p>地域</p> <p>地域を取り巻く経済社会状況 都市圏の地域経済循環を分析し、地域の強みと弱みについての分析・診断を実施。</p> <p>都市計画等まちづくりプランと中心市街地活性化基本計画との整合性 都市計画等まちづくりプランと基本計画との整合性を検証し、都市機能の集約とにぎわい回復を目指すための助言を実施。</p> </div> <div style="position: absolute; top: 45px; right: 10px; border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 200px;"> <p>中心市街地</p> <p>タウンマネジメント能力 どんな行動やアプローチをとることが、中心市街地活性化の成果を生み出すマネジメントにつながるか等の検証・助言を実施。</p> </div> <div style="position: absolute; top: 80px; right: 10px; border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 200px;"> <p>核施設・個店</p> <p>中心市街地の核となる商業施設や個店の整備・運営手法 中心市街地に立地する核施設の商業戦略を多角的に検討し、診断・助言を実施。</p> </div> </div> <div style="position: absolute; bottom: 10px; left: 10px; border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 150px;"> <p>これからの都市象 コンパクトシティ</p> </div> </div>
利用方法	<p>(1) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構へ申込み (2) 現地調査・ヒアリング等が行われ、診断・助言を受けることができます。</p>
申請先	<p>独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域・連携推進グループ 地域・連携支援課 TEL 03-5470-1533 HPアドレス http://www.smrj.go.jp/ 中小企業基盤整備機構 北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 076-223-5546</p>

3. 各種機関の補助金・助成金

独立行政法人中小企業基盤整備機構

事業名	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業
対象者	「中心市街地活性化協議会」の構成員である（になりうる）商工会・商工会議所、特定会社等
対象事業	中心市街地の商業活性化のための取組を行う際、専門家による必要なアドバイスなどを受けることができます。
支援内容	改正中心市街地活性化法に基づき、商業者、商店街等による中小小売商業活性化のための取組を支援するため、中小企業診断士、再開発プランナー等の商業機能強化に有為なアドバイザーを派遣する。 （ただし、派遣期間が10日を超える場合、アドバイザー謝金の1/3は自己負担となる。） また、大手小売業（百貨店、スーパー等）のOB人材を新たに登録するなど、派遣登録者の充実を図る。
利用方法	(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構に申込み (2) 同時に都道府県に派遣申込みの写しを送付 (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からアドバイザーを派遣 (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構に対しアドバイス内容等を報告
申請先	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域・連携推進グループ地域・連携支援課 TEL 03-5470-1533 HPアドレス http://www.smrj.go.jp/ 中小企業基盤整備機構 北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 076-223-5546

3.

各種機関の

補助金・助成金

事業名	商業活性化アドバイザー派遣事業
対象者	(1) 商業活性化アドバイザー派遣事業 商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織 等 (2) 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業 商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織 等
対象事業	商店街の活性化のための取組を行う際、専門家による必要なアドバイスなどを受けることができます。
支援内容	(1) 商業活性化アドバイザー派遣事業 商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等の商店街活性化に関する各分野の専門家を派遣する。 (ただし、派遣期間が7日を超える場合、アドバイザー謝金の1/3は自己負担となる。) (2) 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業 商店街振興組合等の事務局機能を強化するため、組合等に対して、企画、マネジメント、財務、労務、税務等の専門家を派遣する。 (ただし、派遣期間が7日を超える場合、アドバイザー謝金の1/3は自己負担となる。)
利用方法	(1) 都道府県商店街振興組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、地域内の商工会議所・商工会、(協)全国共同店舗連盟のいずれかの団体経由で中小企業基盤整備機構に申し込み (2) 中小企業基盤整備機構からアドバイザーを派遣 (3) 中小企業基盤整備機構に対し、アドバイス内容等を報告
申請先	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域・連携推進グループ地域・連携支援課 TEL 03-5470-1533 中小企業基盤整備機構 北陸支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL 076-223-5546 日本商工会議所 TEL 03-3283-7824 全国商工会連合会 TEL 03-3503-1251 全国中小企業団体中央会 TEL 03-3523-4903 全国商店街振興組合連合会 TEL 03-3226-6781 協同組合 全国共同店舗連盟 TEL 03-3592-2723

独立行政法人中小企業基盤整備機構

事業名	流通業務総合効率化法に基づく支援
対象者	中小企業組合、中小企業主体の任意グループ等
対象事業	中小企業組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に、補助金、融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。
支援内容	<p>(1) 融資制度 高度化融資制度（中小企業基盤整備機構、各都道府県） 組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合80%までの無利子融資を受けることができます。 企業活力強化資金貸付制度（国民生活金融公庫） 組合・任意グループ等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及び運転資金について、低利融資を受けることができます。</p> <p>(2) その他の資金調達 中小企業信用保険法の特例 組合・任意グループ等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な設備資金の借り入れに係る信用保証協会による信用保証について、付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。 中小企業投資育成株式会社の特例 認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。</p> <p>(3) 補助金・アドバイス 物流効率化推進事業 調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業 物流効率化専門指導員派遣事業（中小企業基盤整備機構）</p>
利用方法	<p>(1) 組合・任意グループ等が基本方針（経済産業大臣、国土交通大臣及び農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン）に即して、「総合効率化計画」を作成します。</p> <p>(2) 組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長が認定します。</p> <p>(3) 認定された総合効率化計画（「認定計画」）に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。</p>
申請先	石川県商工労働部経営支援課 高度化資金担当 TEL 076-225-1522 各経済産業局流通・サービス産業課等 中小企業基盤整備機構 TEL 03-3433-8811（代表） 中小企業庁商業課 TEL 03-3501-1929

事業名	物流効率化専門指導員派遣事業
対象者	中小企業者、主として中小企業者で構成される組合・任意団体・公益法人
対象事業	物流効率化について適切な指導のできる専門家（物流効率化アドバイザー）から物流の効率化を図る上での諸課題に関するアドバイスを受けることができます。
支援内容	物流効率化を図る上での諸課題（投資規模・効果の検討、パートナーの問題、物流コストの削減、どのような支援策がつけられるか等）に関するアドバイスを受けることができます。（アドバイザー謝金の1/3についての自己負担となります。）
利用方法	<p>(1) 中小企業基盤整備機構に申し込み（申し込みは、随時受け付けております）</p> <p>(2) 中小企業基盤整備機構からアドバイザーを派遣</p> <p>(3) 中小企業基盤整備機構に対し、アドバイス内容等を報告</p>
申請先	中小企業基盤整備機構地域・連携推進グループ TEL 03-5470-1533 中小企業庁商業課 TEL 03-3501-1929

財団法人石川県産業創出支援機構

(財)石川県産業創出支援機構(以下、支援機構)は、産学官のコーディネート機関、新産業創出のための総合的支援機関・ワンストップウインドウとして、産学官の強い連携と人的、物的、知的資源を総合的に活用し、県内、国内外を広範に結ぶ情報と人脈のネットワークの構築を通して、21世紀の石川県経済を牽引する新しい産業を生み出すことを目的としています。

1. 総合的な相談窓口と産業情報化の推進

(1) ワンストップ・サービス (総合相談窓口) の提供
<p>技術・経営・市場等に関する情報のほか、産業IT化に関する情報、新規事業・新分野への進出等に必要な情報を総合的に提供します。</p> <p>研究開発・情報通信・経営・小売商業・特許等に関して専門のコーディネーター、アドバイザーを配置して相談に応じます。</p> <p>電話、FAX、E-mailによる相談にも応じます。</p> <p>各種商用データベースを活用した情報検索サービス。</p> <p>各種年鑑・統計・白書・市場情報・専門誌等の雑誌・図書の閲覧・貸出および人材育成・販売促進、最新技術など、経営に役立つビデオソフトの視聴・貸出サービス。</p> <p>情報誌「ISICO (イシコ)」の発行</p>
(2) 産業情報のポータルサイト「DGnet (デジネット)」による情報発信
<p>DGnetは、あらゆる産業情報をインターネット上で提供しています。(http://www.isico.or.jp)</p> <p>ユーザー参加型サイトでイベント・セミナー情報や企業情報、新製品情報等を発信できます。</p> <p>ビジネスに役立つ情報を「DGnet News」として無料でメール配信します。</p> <p>経営・技術ノウハウ相談について、専門家が素早くて確にメールでアドバイスします。</p>
(3) SOHO事業者への支援
<p>企業とSOHOの事業連携と交流を促進するホームページ「いしかわSOHOプラザ」(http://www.isico.or.jp/soho)の運営。</p> <p>SOHO事業者支援施設「いしかわSOHOプラザクリエイションオフィス」の運営。</p> <p>SOHO事業者のスキルアップを図るセミナーの開催。</p>
(4) リテール (小売商業) への支援
<p>バーチャルショップの運営ノウハウ取得セミナー等の開催。</p> <p>ISIOOバーチャルモール「お店ばたけISHIKAWA」(http://www.omisebatake-isico.com)の運営。</p>
(5) ものづくり産業活性化のための若年者の就業支援 (ジョブカフェ石川)
<p>産業人材の発掘・育成、企業の人材確保等に関する支援</p> <p>若年者の就業意識の啓発、就業機会の創出・拡大支援</p>

2. ベンチャー・創造的企業に対する総合的な支援

(1) ベンチャー・創造的企業の成長、新事業の事業化に対する総合的な支援
講習会、石川県産業大学経営講座の開催 継続的経営指導の実施 販路開拓支援 大学、研究機関等による創造的中小企業等に対する経営技術指導のあっせん仲介 等

(2) 研究開発資金の提供	
県内中小企業等が行う新製品・新技術等の研究開発事業に対し助成金を交付します。	
対象分野	石川県産業科学技術振興指針に定める重点技術分野に関する開発事業
補助率	助成対象経費の1/2以内
補助金額	200万円以内
本助成制度のほか、国、県等が実施している新技術・新製品の開発に対する補助制度等の紹介や、申請に関する相談も行います。	

(3) 専門家派遣
県内の中小企業が抱える種々の課題（経営、技術、人材、情報化等）の解決を図るため、その目標あるいは目的に応じて専門家を派遣し、具体的・実践的なアドバイスをを行います。

3. 中小企業の経営基盤強化の促進

(1) 設備資金貸付制度	
小規模企業者などや未創業・創業後1年未満の企業が、創業ならびに経営基盤の強化を図ろうとするために必要な設備資金を長期・無利子で貸し付けするものです。	
貸付限度額	25～6,000万円
貸付利率	無利子
融資機関	7年以内
保証金	不要

(2) 設備貸与制度	
国による「設備貸与制度（割賦・リース）」と石川県による「産学・産業間設備貸与」があります。ISICOが中小企業者等や未創業・創業後1年未満の企業が希望される設備を現金一括払いで購入し、これを長期・低利で割賦（完済後に所有権を移転）またはリースするものです。	
貸付限度額	100～6,000万円
貸付利率	割賦 2.75% リース 3.006%～1.408%
融資機関	割賦 7年以内 リース 3～7年
保証金	割賦 設備価格の10% リース 不要
設備貸与制度を利用して設備導入した企業に利子補給を実施します。(0.50%～0.75%)。そのほか市町により、さらに利子補給があります。	

(3) 受・発注のあっせん及び販路開拓

取引のあっせん

仕事を出したい企業、または仕事を受けたい企業に対し、両者が満足のいく取引先を紹介・あっせんします。発注企業開拓、取引あっせんにおいては、県外企業の発注を積極的に誘導して、結びつきを図ります。なお、紹介・あっせんにおいては企業秘密を守ることは勿論、一切無料で行います。

情報の収集・提供

受・発注情報の収集と提供

県内外の企業に対する巡回、訪問折衝やアンケート調査により、受・発注情報の収集及び企業動向の把握を行います。

その他の業務

(ア) 石川県中小企業技術交流展の開催

(イ) 石川県企業交流懇談会の開催

(ウ) 石川県受注開拓懇談会の開催

当機構に企業登録を

・登録とは

発注企業と受注企業との紹介・あっせん、受・発注情報の提供などを効果的に行うためのものです。

・対象企業

企業規模に関係なく、製造業を営む企業であれば県内外を問わず、無料で登録できます。

・手続き

当機構所定の登録申込書にご記入の上、登録して下さい。

(4) 販路開拓の支援

石川ブランド認定製品に代表されるような新製品を開発し、意欲的に新規分野への参入を図る中小企業のために、販路開拓を支援します。また、業界動向のチェック、新規取引先への紹介など、新製品の営業活動をサポートするとともに次の業務を実施しています。

石川ブランド優秀新製品販路開拓支援

販路開拓プラン個別アドバイス

首都圏での石川産品展示・商談会「ISHI - BRAマーケットプレイス」の開催

融合化マーケティング研究会の開催

ネット「石川カタログ for バイヤーズ」による支援

(5) 石川県ビジネスサポートセンターの運営

県内中小企業の首都圏進出をバックアップする活動拠点として貸オフィスを運営しています。

所在地 東京都千代田区麹町4 - 8 麹町クリスタルシティ西館 石川県紀尾井会館内

施設内容 貸オフィス 12室 商談ブース室 1室

(6) 中小企業の再生支援
<p>「産業活力再生特別措置法」に基づく認定支援機関として、中部経済産業局から中小企業再生支援協議会事業の委託を受け、中小企業の再生を支援します。</p> <p>対象企業 経営上の問題を抱え、企業の将来に不安があるが、意欲を持って新しい企業づくりに取り組もうとする石川県内の中小企業。</p> <p>支援内容</p> <p>(ア) 窓口相談 中小企業の再生に精通した専門のアドバイザーが、企業からの相談に基づき再生の可否を見極めます。</p> <p>(イ) 再生支援 再生可能と判断した企業に対し、適切なアドバイスや指導、経営改善計画の策定、制度融資や金融機関との調整など、経営健全化に向けての支援を行います。</p>

3.

各種機関の補助金・助成金

4. 産学官の交流・連携の促進と共同研究による新技術開発の推進

(1) 人材育成・産学官連携セミナーの開催
<p>先端技術の応用や新しい生産技術、新分野進出、環境保全等に関する講習会（産業大学技術講座）を開催し、次代を担う技術人材の育成と産学官相互の交流促進を行います。</p>
(2) 産学官交流・連携
<ul style="list-style-type: none"> つくば学研都市の研究者・技術者との交流 共同研究及び事業化を目指した研究会等の開催 他
(3) 新技術など開発の促進
<ul style="list-style-type: none"> 新技術・新製品開発事業化可能性調査事業 受託研究事業
(4) 産学官共同研究の推進・支援
<p>産学官が連携して、大学等の頭脳・技術シーズ等を活用しながら次世代技術を開発するための共同研究を推進するとともに、国・県等の支援制度を活用した共同研究実施のための制度紹介、申請書作成支援等を行います。また、大学や工業試験場等公設試験研究機関との共同研究の実施についても、紹介・あっせん、相談等を行います。</p>
(5) 農工連携新事業の創出
<ul style="list-style-type: none"> 食連携ブランド化の推進 食品リサイクルモデルの推進
(6) 特許情報の流通・企業化を推進
<p>具体的な商品化や有効利用にいたっていない未利用特許等の流通・起業化を推進するとともに、大学や研究機関から生まれる研究成果の実用化をサポートします。</p> <p>特許情報の提供、あっせん 特許の流通や検索等に関する専門知識を持ったスタッフと専用端末を配置し、企業や大学、研究機関等が持っている取引可能な特許についての調査やあっせんを行います。</p> <p>説明会、相談会の開催 特許取引促進や特許電子図書館の有効活用に関する説明会や相談会を実施しています。</p>

5. サイエンスパークにおける活性化の推進

(1) インキュベーター「いしかわクリエイトラボ」の運営・管理	
	主に創業間もないベンチャー企業や新分野進出を目指す中小企業に低廉な事業スペースを提供するインキュベーターを設置し、入居企業に対しては、北陸先端科学技術大学院大学との共同研究あっせん、専門家による各種相談・指導など総合的な支援を行います。
(2) 賃貸施設「いしかわフロンティアラボ」の運営・管理	
	サイエンスパークに進出するベンチャー企業や研究開発型企业等に低廉な戸建て賃貸施設を整備し、新商品開発や技術の高度化に取り組む企業を支援します。
(3) 産学官連携促進コンベンション施設「石川ハitek交流センター」の管理・運営	
	情報システムに対応可能な映像システムを備え、学会やセミナー、シンポジウム等の利用に適しています。
(4) いしかわサイエンスパーク交流会の開催とインフラの整備	
	パーク内に立地する北陸先端科学技術大学院大学や企業、研究所、支援機関などの情報交流と支援サービスの向上を図り、産学官連携の促進に資する。 講演会、セミナーの実施 ISP交流会ニュースの発行
(5) 高速・大容量通信に最適な情報通信インフラを整備	
	サイエンスパークホームページ (http://www.ishikawa-sp.com) に情報発信スペースを提供 いしかわサイエンスパークのホームページ上で、進出企業の情報を世界に広く発信します。 インターネット高速接続を完備 最大100Mbpsの通信回線など、ブロードバンド時代に最適な情報通信インフラを提供します。
問合せ先	(財)石川県産業創出支援機構 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地 (石川県地場産業振興センター新館) TEL 076-267-1001 FAX076-268-4911 HPアドレス http://www.isico.or.jp E-mailアドレス info@isico.or.jp

いしかわサイエンスパーク

いしかわサイエンスパークは、 北陸先端科学技術大学院大学を核として、 新たな「知」と「産業」の創出に邁進しています。

いしかわサイエンスパーク(ISP)は1990年、先端科学技術分野における産学官連携の促進と国際的な研究開発拠点づくりをめざして、緑豊かな辰口町(旧町名)の丘陵地域に造られました。以来、北陸先端科学技術大学院大学を核に、研究開発施設や産業支援施設等の集積を図ってきました。社会のグローバル化、産業構造の複雑化、急速に進む技術革新など、めまぐるしく変化する環境への対応が求められる中、高度な科学技術に関する研究開発の一翼を担い、現在に至っています。平成14年には財団法人石川県産業創出支援機構(ISICO)により、パーク内の連携および産学官交流を推進するために、ISPの総合窓口としてサイエンスパークオフィスが開設されました。また、平成15年には構造改革特別区域法に基づく「新産業創造拠点化推進特区」に認定され、ベンチャー企業等に対する土地や建物の賃貸が可能となり、その存在価値はますます高まっています。

快適な研究開発環境のもと、多くの企業が数多くの成果をあげています。

緑に囲まれた広大な大地。

いしかわサイエンスパークは、北陸3県のほぼ中央に位置し、独特の文化と伝統を育んできた県都「金沢市」と、空港所在都市「小松市」に隣接し、国内はもとより海外とのアクセスにも優れています。パーク内には自然に親しめる公園が多く配置され、緑地率は50%以上。また、パークが立地する辰口丘陵は耐震性に優れた硬い地盤の上に位置しており、研究施設を立地するには最適な条件を有しています。

充実した情報・通信インフラ。

いしかわサイエンスパークでは、100Mbpsの通信回線を完備し、高速・大容量通信に最適なインターネット環境を無料提供。映像や音声の送受信・テレビ会議・ストリーミングなど、さまざまなビジネスシーンをバックアップしています。また、パーク内の各施設はLANで接続しており、北陸先端科学技術大学院大学をはじめ各研究機関や進出企業との共同研究がスムーズにできます。



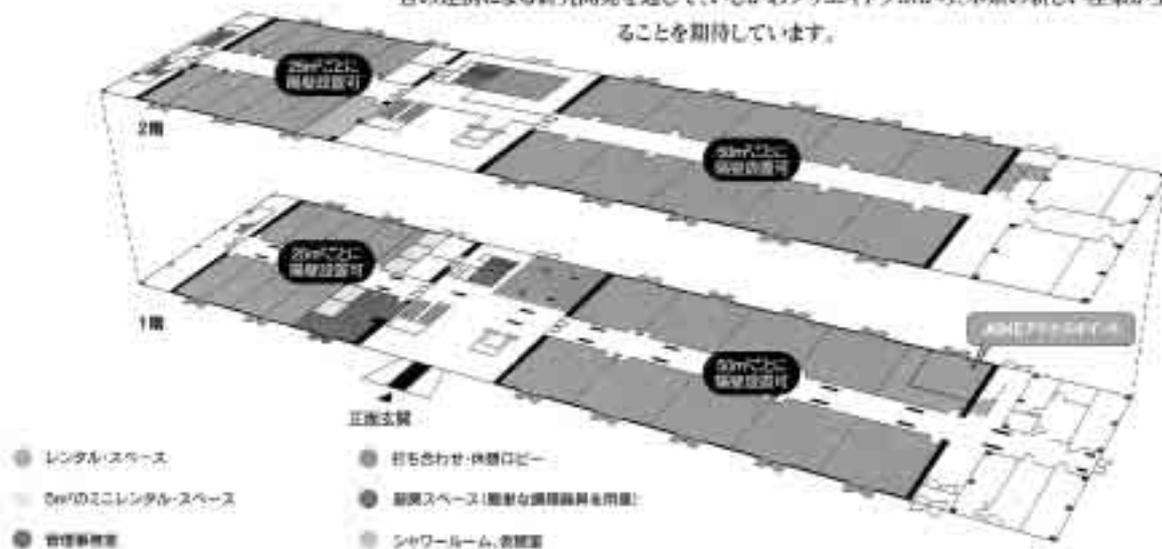
創造的企業の研究開発をサポート

いしかわ クリエイトラボ

新規事業の可能性を広げる

クリエイト施設

「いしかわクリエイトラボ」は、創造的企業を支援する低賃料の研究開発型事業スペースです。それは、創業間もないベンチャー企業や、新分野進出、新商品・新技術開発等に取り組む創造性豊かで研究意欲にあふれる中小企業等が、企業としての力をつけ、成長していただくための施設です。また、この施設を拠点に北陸先端科学技術大学院大学をはじめとする学術・研究機関と、産学官の連携による研究開発を通じて、いしかわクリエイトラボから、本県の新しい産業が生み出されることを期待しています。



事業に合わせた面積での利用が可能

レンタルスペースには、1区画50㎡、25㎡、5㎡の3タイプがあります。それぞれ、複数の区画を利用することも可能です。ベンチャー企業のスタートアップ時はもちろん、独自の研究スペースを確保し、新技術開発に取り組みたい中小企業など、さまざまなニーズに合わせて利用できます。



研究室の風景

ハイテク研究室の風景

■ 賃料料 (共益費込み)

- レンタルラボ 月額 3,500円/㎡
入居から5年を経過した企業等、大企業の入居
- インキュベータ 月額 2,500円/㎡
中小企業、個人、研究機関の入居

※レンタルラボ、インキュベータとも、1企業が2区画以上借りることも可
※創業間もない企業や個人の入居に関しては割引措置あり

■ 入居条件

- ・新分野への進出、新商品・技術の開発等創造的企業活動を行う企業
- ・企業規模が小さく独自の事務所・研究室が持たない企業
- ・創業間もない中小企業およびこれから起業を志す意欲ある方(学生含む)

いしかわサイエンスパーク



ミーティングや休憩など幅広く使える4Fコピールーム(写真左)と2Fコピールーム



家族感と清潔感にあふれた屋内



世界の最先端を歩いた最先端を再現した最先端ビル

24時間、自由に利用できる
快適な環境

クリエイトラボは24時間365日利用できます。バリアフリー対応トイレやシャワールーム、仮眠室、休憩ロビーなども設けられ、研究開発に集中できる環境が整っています。

高速の通信環境を
無料で提供

いしかわサイエンスパークでは、様々なビジネスシーンをバックアップし、また、北陸先端科学技術大学院大学をはじめ各研究機関等との共同研究をサポートするため、大容量データの円滑な伝送が可能な最大100Mbpsの高速インターネット環境を無料で提供します。

先端大との共同研究および
施設の利用が可能

クリエイトラボ利用企業は、いしかわサイエンスパーク内にある北陸先端科学技術大学院大学との間で共同研究の契約を結べば、大学の一部施設の利用が可能となります。

技術・情報・資金等の
支援が受けられる

クリエイトラボ利用企業の研究活動が円滑に進むよう、(財)石川県産業創出支援機構による経営情報の提供、新技術・特許情報、経営コンサルティング、金融支援など、さまざまなサポートメニューが用意されています。

異業種との情報交換が
新たなヒントに

クリエイトラボを利用する企業の業種はさまざま。日頃の交流の中から、自然と異業種間の情報交換の機会が増え、新たな商品開発や起業のヒントも見えてくるはずです。



いしかわクリエイトラボ内景

交通アクセス

創造的企業支援施設
いしかわ クリエイトラボ



〒923-1211 石川県能美市旭台2丁目13番地
いしかわサイエンスパーク内

TEL:0761(51)7100 FAX:0761(51)7255

▼いしかわサイエンスパーク全図



財団法人
石川県
産業創出支援
機構
Ishikawa
Science Park
Office
Institute
for
Creative
Industries
Creation
Organization

●お問い合わせは

サイエンスパークオフィス

〒923-1211 石川県能美市旭台2丁目1番地 いしかわサイエンスパーク内

TEL:0761(51)0122 FAX:0761(51)0161

URL <http://www.ishikawa-sp.com> E-mail office@ishikawa-sp.com

事業名	いしかわクリエイトラボ入居企業研究開発事業費補助金
対象者	インキュベーション施設「いしかわクリエイトラボ」に入居する企業、個人、研究機関
どのような場合に	北陸先端科学技術大学院大学との共同研究により新分野進出や新商品開発を図る場合
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額、補助率 研究費の1/2以内（上限20万円） ・ 補助対象期間 当該年度内 ・ 募集期間 毎年5月～6月頃
利用方法	<p>補助金交付要綱に定める様式に必要事項を記載の上、提出申請書が適正と認められれば、交付決定を行う。</p> <p>北陸先端大との共同研究を証する書類提出要</p>
問合せ先	<p>(財)石川県産業創出支援機構サイエンスパークオフィス 担当：橋本岳</p> <p>TEL 0761-51-0122 FAX 0761-51-0161 E-mail office@ishikawa-sp.com</p> <p>HPアドレス http://www.ishikawa-sp.com</p>

いしかわサイエンスパーク内の研究機関と支援機関

国立大学法人

北陸先端科学技術大学院大学

石川県能美市旭台1丁目1番地

TEL 0761-51-1111 <http://www.jaist.ac.jp/index-jp.html>

「知識科学」「情報科学」「材料科学」の3つの研究科から構成されています。教員の独創的な研究をはじめ、企業などとの共同研究もさかんに行われております。



独立行政法人 科学技術振興機構

研究成果活用プラザ石川

石川県能美市旭台2丁目13番地

TEL 0761-52-0781 FAX 0761-52-0787

<http://www.ishikawa.jst-plaza.jp>

地域の新産業の創出をめざして、大学や公的機関と企業が合同で実施する研究を対象に、企業と研究員とが共同で、事業化に向けて育成・試験研究を実施しております。



独立行政法人 情報通信研究機構

北陸IT研究開発支援センター

石川県能美市旭台2丁目12番地

TEL 0761-51-8118 FAX 0761-51-8177

<http://www.hokuriku-it.nict.go.jp>

インターネットや通信技術などの研究開発拠点です。5,000台規模のサーバーが連なる仮想ネットワークをはじめ、日本屈指のネットワーク環境を構築しています。全国の企業や大学、研究機関がセンターの設備を利用でき、研究や開発の効率を高めております。



石川ハイク交流センター

石川県能美市旭台2丁目1番地

TEL 0761-51-0122 FAX 0761-51-0161

<http://www.ishikawa-sp.com>

産学官交流、国際交流、地域交流など、幅広い交流の場を提供します。最新映像システムを備え、会議やセミナー、シンポジウム、宿泊などセンター施設を利用することができます。



いしかわクリエイトラボ

石川県能美市旭台2丁目13番地

TEL 0761-51-7100 FAX 0761-51-7255

<http://www.ishikawa-sp.com/isp/lab/index.html>

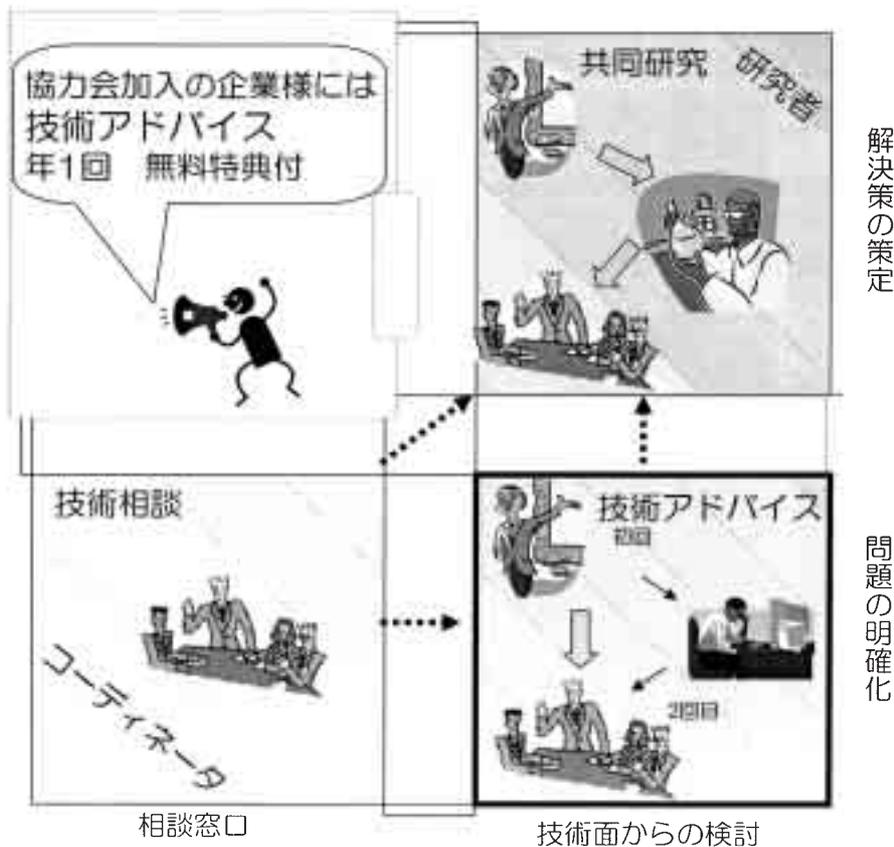
創業的企業を支援する低賃料の事業スペースです。365日24時間使用可能、高速インターネット環境など様々な、いしかわサイエンスパークの環境を活用できます。創業間もないベンチャー企業、新分野進出、研究開発などの新規事業を支援しております。



事業名	金沢大学共同研究センター協会 技術アドバイスサービス
対象者	技術上の問題を抱えている企業（協会会員以外も可）
どのような場合に	金沢大学の教職員に、共同研究とまではいかないが、専門家としての立場からの意見を聞きたい場合
支援内容	「1～2時間の面接を2回まで」を1技術アドバイスとして随時受け付ける。 「問題の明確化」に焦点を当て、有料の技術サービスは、大学の教職員が専門家としての立場から、簡単なアドバイスを提供する。
利用方法	金沢大学共同研究センター協会会員企業は年1回無料 「技術アドバイスサービス申込書」（下記問合せ先あるいは金沢大学共同研究センターHPより入手）を提出する。
問合せ先	〒920-1192 金沢市角間町 金沢大学共同研究センター協会 TEL 076-264-6111 FAX 076-234-4019 E-mail ccr@ad.kanazawa-u.ac.jp HPアドレス http://www.ccr.kanazawa-u.ac.jp/

技術アドバイスサービス（有料）

企業様の抱えている問題を明確にするために、
技術の専門家の立場から有料でアドバイスをおこなう。



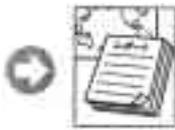
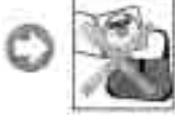
1技術アドバイスは「1～2時間の面接を2回まで」を前提に考えています。

ジェットロ金沢貿易情報センター

ジェットロ（日本貿易振興機構）は、海外ビジネスの成功を目指す企業の皆様の「海外経済・貿易情報を入手したい」、「貿易投資実務について知りたい」、「海外取引先を開拓したい」、「海外進出を実現したい」といったご要望に合わせたメニューを取り揃えてお待ちしております。

ジェットロのサービス一覧

A 海外経済・貿易情報を入手したい 情報サポート

- 国・地域別の経済概況・制度情報統計データ等入手したい。
 **国・地域別情報** 無料 WEB
世界59カ国・地域の経済情報を集めたデータベースから、お客様の必要な情報を入手できます。
- 海外で現地情報を聞きたい。
 海外事業所を訪問したい。
 **海外ブリーフィングサービス** 無料
ジェットロの約70カ所の海外事務所、駐在員・アドバイザー等から現地経済事情、産業動向等を聞くことができます。
- 海外制度・統計データ等を調べたい。
 現地小売価格を調査したい。
 **海外ミニ調査サービス** (制度情報・統計・小売価格) 有料
海外の制度、統計、小売価格等ちょっとした現地調査を世界約70カ所の海外駐在員が代わりに調べます。
- 海外の法律・制度情報の資料を見たい。
 海外の企業・団体名簿を閲覧したい。
 海外の貿易統計・輸入関税率を調べたい。
 **ビジネスライブラリー** 無料
世界の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制度、関税率表、実務書等各种資料や、統計・調査レポート等のデータベースを取り揃えてあります。
- 最新の世界経済動向をウォッチしたい。
 特定業種に限らず総合的な情報が欲しい。
 **世界のビジネスニュース** (日刊通商弘報) 有料 WEB
他のメディアでは得にくい情報を、ジェットロならではの正確さと信頼性でお届けします。また過去の記事もデータベースで検索することができます。
- 海外の知的財産保護関連情報が欲しい。
 海外の知的財産権侵害の調査をしたい。
 **知的財産関連サービス** 無料 (一部有料)
海外ビジネスでの知的財産侵害リスクの回避方法や、海外市場での模倣品・海賊版問題の解決に役立つサービスを提供しています。

B 貿易投資実務について知りたい 実務サポート

- 専門家のアドバイスを受けたい。
 手続き・規制について確認したい。
 **貿易投資相談** 無料
全国の窓口にてお電話等でご質問にお答えします。また、専門のアドバイザーによる個別面談も受けられます。
- 貿易実務を基礎から勉強したい。
 貿易実務人材を育成したい。
 **貿易実務オンライン講座** 有料 WEB
アニメーションを使ったわかりやすいeラーニング教材で、いつでもどこでも貿易実務を学習することができます。

C 海外取引先を開拓したい **実務サポート**

- 海外の取引先（販売先・サプライヤー）を探したい。
- 自社の製品を海外に売り込みたい。
- 取引先の信用情報を入手したい。



引き合い案件データベース (TTPP) **無料** **WEB**
 ウェブサイト上で国内外30,000以上のビジネス案件が閲覧できる他、自社のビジネス案件も紹介可能です。また、信用調査等のサービスも紹介しています。



海外ミニ調査サービス (企業照会) **有料**
 海外のメーカー、代理店、業界団体や現地調査会社、通訳会社等の企業・団体について、世界約70カ所の海外駐在員に代わりにリストアップします。

- 海外で開催される展示会を調べたい。
- 展示会・商談会に参加したい。
- 展示会に出展したい。



見本市・展示会データベース (J-messe) **無料** **WEB**
 業種・開催地・時期で展示会の検索ができる他、個別の展示会データや見本市動向も閲覧できます。

- 商談のアポイントメントを取得したい。
- 海外企業のコンタクト先がわからない。



ビジネスアポイントメント取得サービス **有料**
 世界約70カ所の海外駐在員がお客様に代わって、ご希望の海外企業に訪問趣旨を説明し、商談日時をアレンジします。

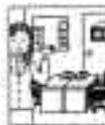
- 製品に自信があるが、輸出の経験がない。
- 海外への販路拡大の夢を実現させたい。
【対象限定】



輸出促進支援サービス **限定** **無料** (一部お客様負担)
 機械・部品、繊維、伝統産品、環境・バイオ・福祉、食品分野であれば、専門家が輸出戦略の策定から契約までをお手伝いします。

D 海外進出を実現したい **実務サポート**

- 海外進出準備の活動拠点が欲しい。
- 現地法人設立手続の相談をしたい。
【対象地域限定】



海外ビジネス・サポートセンター (BSC) **限定** **有料**
 タイ、フィリピン、シンガポールにて、短期の貸付オフィスと、アドバイザーによるコンサルティングで、法人立ち上げ時のコストとリスクを軽減します。

- 海外進出後、法制度等の情報が欲しい。
- 雇用や税務の問題を相談したい。



海外進出企業の支援サービス **無料**
 海外事務所まで進出日系企業向けに情報提供を行っています。アジア主要国では海外投資アドバイザーが相談を行います。

- ジェットロを効率的に利用したい。
- 幅広く最新海外情報を入手したい。
- 会員向けセミナーに参加したい。



ジェットロメンバーズサービス **有料**
 各種サービスの会員特典・割引料金の利用、海外の最新情報満載の資料送付、会員向けの特別セミナーへの参加等でジェットロをフル活用していただけます。

ジェトロ金沢貿易情報センター

事業名	中小企業知的財産権保護対策事業
対象者	中小企業者等
対象事業	海外で自社のコピー商品を見つけたため、市場での販売状況の調査、製造元や流通経路の特定が必要となった際。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件あたり調査費用の2/3または200万円のいずれか低い額を助成します ・ 原則として1申請者につき、1権利または1製品（同種のものを含む）/年度
利用方法	<p>(助成条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査国において、登録済または出願中の特許権、実用新案権、意匠権、商標権が存在し、または著作権を保有していること ・ 外国における権利侵害の存在を客観的に示す証拠があること ・ 他の機関から、同様の助成を受けていないこと ・ 調査後3年間は、事件のその後について進展があった場合にジェトロに対する報告義務を負うこと <p>(手続きの流れ)</p> <p style="text-align: center;">自社の登録済み権利の侵害品を発見</p> <p style="text-align: center;">ジェトロへ問合せ</p> <p style="text-align: center;">お申込</p> <p style="text-align: center;">申請内容の審査、助成対象の認定、契約書の締結</p> <p style="text-align: center;">調査実施</p> <p style="text-align: center;">調査結果のフィードバック</p>
問合せ先	<p>日本貿易振興機構（ジェトロ） 金沢貿易情報センター</p> <p>TEL 076-268-9601 FAX : 076-268-9603</p> <p>HPアドレス</p> <p>ジェトロトップページ http://www.jetro.go.jp/</p> <p>知的財産関連 http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/</p> <p>本事業について http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20060330702-news</p>

社団法人石川県発明協会

発明協会では、特許、実用新案、意匠及び商標の出願・登録や訂正の方法、特許調査、産業財産権（工業所有権）の一般知識などに関する質問にお答えするとともに、これらに関する説明会や発明相談会を実施しております。対象は企業及び個人です。

また、特許庁では、工業所有権に関する情報をより多くの方が手軽に利用できるように、ホームページ上で「特許電子図書館（IPDL）」サービスを提供しています。当協会においても、特許情報活用のための説明会等を行っています。

お気軽にご利用下さい。

平成18年度発明協会主な行事

4月18日	第83回発明教室（PFUにおける知財活動：今村修二）	KKRホテル金沢
5月18日	地域ブランド説明相談会 （地域ブランドセミナーin加賀：中里浩一）	加賀商工会議所
6月29日	発明教室講演会 （発明の方法とビジネスプランの作り方：砂原康治）	地場産業振興センター
7月11日	学校派遣型知財セミナー（みんなで考えよう：松原幸夫） 中部知的財産戦略本部事業	中能登町立瀬尾小学校
7月12日	学校派遣型知財セミナー（やさしい知的財産：西 孝雄） 中部知的財産戦略本部事業	石川県立七尾東雲高等学校
7月18日	学校派遣型知財セミナー （私が体験した発明の苦労と喜び：鶴見 隆） 中部知的財産戦略本部事業	能美市立宮竹小学校
7月25日	知的財産権制度説明会（初心者向け）	地場産業振興センター
7月30日	夏休み！子どもアイデア工作フェア	地場産業振興センター
8月4日	意匠法改正説明会	地場産業振興センター
8月～10月	実務者向けセミナー（初級）3回シリーズ	地場産業振興センター
9月～12月	知財啓発セミナー（県内3カ所の商工会議所で開催予定）	金沢商工会議所 七尾商工会議所 輪島商工会議所
9/20	学校派遣型知財セミナー（やさしい知的財産：宮田正道） 中部知的財産戦略本部事業	県立工業高等学校
9/26	学校派遣型知財セミナー（やさしい知的財産：今村修二） 中部知的財産戦略本部事業	県立小松工業高等学校
10/12～13	少年少女発明クラブ全国会議	市内ホテル
10/13～15	石川県発明くふう展	地場産業振興センター
10/28	発明くふう展表彰式	地場産業振興センター
11月～1月	実務者向け研修（中級）3回シリーズ	地場産業振興センター
12/1	地域ブランド講習相談会	未定
12/6	外国産業財産権制度講習会（中国関係）	地場産業振興センター
1/中	学校派遣型知財セミナー（やさしい知的財産：未定） 中部知的財産戦略本部事業	市立工業高等学校
1/中	発明教室講演会	金沢市異業種開館
1/19	模倣品対策説明相談会（西 孝雄）	KKRホテル金沢

平成18年度発明相談会日程のご案内 (10月～3月分)

10月	3日(火)	西 弁理士	地場産業振興センター 1日
	11日(水)	-	くふう展審査会
	17日(火)	木森 弁理士	地場産業振興センター 1日
	25日(水)	宮田 弁理士	地場産業振興センター 午前
	31日(火)	木森 弁理士	小松商工会議所 午後
11月	1日(火)	宮田 弁理士	地場産業振興センター 1日
	8日(水)	木森 弁理士	地場産業振興センター 午前
	14日(火)	松田 弁理士	地場産業振興センター 1日
	22日(水)	西 弁理士	地場産業振興センター 午前
	30日(木)	松田 弁理士	小松商工会議所 午後
12月	5日(火)	西 弁理士	地場産業振興センター 1日
	13日(水)	松田 弁理士	地場産業振興センター 午前
	19日(火)	木森 弁理士	地場産業振興センター 1日
	27日(水)	宮田 弁理士	地場産業振興センター 午前
	26日(火)	西 弁理士	小松商工会議所 午後
1月	9日(火)	宮田 弁理士	地場産業振興センター 1日
	16日(火)	松田 弁理士	地場産業振興センター 1日
	17日(水)	木森 弁理士	地場産業振興センター 午前
	24日(水)	西 弁理士	地場産業振興センター 午前
	31日(水)	宮田 弁理士	小松商工会議所 午後
2月	6日(火)	西 弁理士	地場産業振興センター 1日
	14日(水)	宮田 弁理士	地場産業振興センター 午前
	20日(火)	木森 弁理士	地場産業振興センター 1日
	28日(水)	松田 弁理士	地場産業振興センター 午前
	27日(火)	木森 弁理士	小松商工会議所 午後
3月	1日(木)	宮田 弁理士	地場産業振興センター 1日
	13日(火)	松田 弁理士	地場産業振興センター 1日
	14日(水)	西 弁理士	地場産業振興センター 午前
	28日(水)	木森 弁理士	地場産業振興センター 午前
	27日(火)	松田 弁理士	小松商工会議所 午後

問合せ先 石川県発明協会 TEL 076-267-5996
E-mail hatsumei@isico.or.jp

事業主・事業主団体の皆さま、(財)21世紀職業財団が「仕事」と「家庭」の両立を応援します。

(財)21世紀職業財団は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく厚生労働大臣の指定法人として、労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援する事業を実施しています。

両立支援レベルアップ助成金

事業所内託児施設設置・運営コース

労働者のための託児施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

	助成率等	助成限度額	
設置費		2,300万円	
増築費	増築	1,150万円（5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備）	
	建替え	2,300万円（5人以上の定員増を伴う建替え）	
運営費 (運営開始後5年間)	2分の1	通常型	規模に応じ 最高 699万6千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 + 165万円
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円	

ベビーシッター費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを必要とする際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率	中小企業	2分の1
	大企業	3分の1

年間限度額は企業規模にかかわらず、1人当たり30万円かつ1事業所当たり360万円です。また、支給は1事業所当たり5年間を限度とします。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成をします。

支給額（1事業主につき）	中小企業	40万円 [30万円]
	大企業	30万円 [20万円]

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

最初に要件を満たした育児休業取得者（対象労働者）が生じた場合	中小企業	50万円 [40万円]
	大企業	40万円 [30万円]
2人目以降の対象労働者が生じた場合	最初に対象労働者が生じた日の翌日から3年間、 と合わせて1事業所当たり1年度20人まで	中小企業 15万円
		大企業 10万円

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

対象労働者が生じた場合	平成12年4月1日以降対象労働者が生じた日の翌日以降3年間、1事業所当たり1年度20人まで	中小企業	15万円
		大企業	10万円

[] 内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合の金額です。

受給のためには

- ◎雇用保険の適用事業主又は事業主団体であることが必要です。
- ◎「中小企業」は、次のいずれかの区分に該当するものとなります。

区 分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- 労働保険料を納入していない事業主等及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。
- 中小企業子育て支援助成金は、常用労働者100人以下の事業主が対象となります。

子育て期の柔軟な働き方支援コース

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる次のいずれかの制度を新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給します。

- ①育児休業に準ずる制度 ②短時間勤務制度 ③フレックスタイム制度（労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度）
- ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度 ⑤所定外労働をさせない制度

支給額（1事業主1回限り）	、 に該当する制度の場合	中小企業	50万円 [40万円]
		大企業	40万円 [30万円]
	上記以外の制度の場合	中小企業	20万円 [15万円]
		大企業	15万円 [10万円]

男性労働者育児参加促進コース

男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けた取組を行う事業主を、(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定した上で、指定を受けた事業主が実際に取組を行った場合に、1年度につき50万円、2年度を限度として支給します。

なお、平成17年度に指定を受けた事業主が対象となります。

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業主団体に支給します。

- ①在宅講習 ②職場環境適応講習 ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

支給限度額（対象労働者1人当たり）	中小企業	21万円
	大企業	16万円

支給は1事業所当たり100人までです。

②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、職場復帰直前講習の支給が優先されます。

中小企業子育て支援助成金

常用労働者100人以下の企業において、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて生じた事業主に支給します。

支給額 (育児休業取得者、短時間勤務適用者のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで支給)	1人目		2人目	
	育児休業 短時間勤務	100万円 利用期間に応じ60万円、 80万円又は100万円	育児休業 短時間勤務	60万円 利用期間に応じ20万円、 40万円又は60万円

同一の事業主であって、1人目と2人目の支給申請の対象労働者が同一である場合は、当該対象者は、1人目の申請対象となります。

両立支援事業に対するお問い合わせは

財団法人21世紀職業財団石川事務所 ☎(076) 2 3 4 - 2 0 4 0 までお気軽にどうぞ

事業主・事業主団体の方へ

職業家庭両立推進者研修

各企業において選任されている「職業家庭両立推進者」に対して、仕事と家庭を両立するための雇用管理の改善方策等について研修を実施しています。

職業家庭両立推進者とは

- 企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担当します。
- 育児・介護休業法で、「事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければならない」と規定されています。

男性の育児参加促進事業

男性が育児参加しやすい職場づくりに向けて、男性の育児参加を促進する企業の取組事例等の情報を提供します。

ファミリー・フレンドリー・サイト

インターネットで両立指標の訪問に答えると、自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検、評価することができます。

業種・地域・規模別のランキングや取組状況の評価、今後の取組へのアドバイス等の診断コメントが表示され、自社の状況を客観的に把握したり、取組の進捗状況をチェックすることができます。

<http://www.familyfriendly.jp>

両立指標とは

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援対策の進展度合や不足している点を、61問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

両立支援のひろば

企業の仕事と家庭の両立に関する取組や一般事業主行動計画を、企業名、企業規模、業種等の条件で検索し、閲覧できます。また、登録フォームをダウンロードして自社の事例を掲載することもできます。

<http://www.ryouritsushien.jp>

育児や介護を行いながら働く方や働きたい方へ

フレーフレー・テレフォン事業

育児、介護、家事等に関する各種サービスについて、相談に応じるとともに、地域の具体的な情報を無料で提供しています。各地方事務所の担当者が対応します。

〈利用日・時間〉月～金曜日（祝日を除く）9：30～16：30

相談・情報の内容

- 育児情報
 - 認可保育所（公立・私立）、認可外保育施設、幼稚園、家庭的保育、ベビーシッター、放課後児童クラブなど
 - 保育サポーター
子育て経験のある方や保育士の資格を持つ方で、（財）21世紀職業財団が実施した保育サポーター養成講座を修了した方（保育サポーター）の情報も提供しています。
- 介護情報
 - 高齢者向け福祉サービス、民間ホームヘルパー、看護師家政婦（夫）紹介所、介護用品など
- 家事代行情報
 - 家政婦（夫）紹介所、家事代行サービスなど

フレーフレーネット

育児、介護等に係る各種サービスに関する情報や、再就職準備に関する情報をインターネットで提供しています。

- 育児・介護情報
- 再就職準備のための情報 —わたしの再就職—
- 参加者のひろば

<http://www.2020net.jp>

育児・介護情報は、携帯サイトでも提供しています。

<http://www.2020net.jp/i/> (ドコモ)
<http://www.2020net.jp/au/> (au)
<http://www.2020net.jp/m/> (その他)

再就職希望登録者支援事業

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来再就職を希望する方を登録し、次の支援を行っています。

リ・ビー
Re・Beワークセミナー

再就職の準備に当たって必要な基礎知識等を身につけることをねらいとしたセミナーです。

カリキュラム例	就職に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職をとりまく法律、制度 ・企業の求める人材とは ・先輩の体験談、意見交換 ・インターネットの活用 	仕事探しの準備	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことの意義は何か ・自分の適性を考える ・就職に向けて自分の環境をチェックする ・企業情報の集め方と見方
---------	------------	--	---------	--

- セミナーの所要時間は6～10時間程度で、1～3日に分けて実施しています。

情報の提供

仕事と家庭の両立や再就職の準備に役立つ情報を提供しています。

個別相談

再就職の準備などについての個別相談を受け付けています。

再チャレンジサポートプログラム

[北海道、宮城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡で実施]

- 適職選択や職業能力開発に向けての方向付け（キャリアコンサルティング）及び再就職に向けての具体的取組計画（再チャレンジプラン）の策定を支援します。
- 職場体験講習を実施します。

パートタイマーを雇用する事業主の皆様 ・パートタイマーの皆様へ

(財)21世紀職業財団の事業のご案内

当財団では、パートタイム労働法に基づき指定された「短時間労働援助センター」として、事業主の方と労働者の方のお役に立つ様々な事業を展開しています。

※ ご相談に応じます ※

パートタイマーの雇用管理に役立つ各種資料・情報をご提供するとともに、事業主・パートタイマーの方からのご相談に直接応じています。

※ 各種セミナーを開催しています(事業主向け) ※

パートタイマーが生き生きと働ける職場作りに役立つ情報をご提供するためのセミナーや相談会を実施しています。



※ 意欲のある事業主の方を応援します(均衡処遇推進事業・事業主向け) ※

パートタイマーと正社員との均衡を考慮した処遇(均衡処遇)に取り組もうとしている先進的な事業所に、コンサルタントを派遣して、パートタイマーの人事処遇制度を見直すお手伝いをします。さらに、同じ地域・業種の他の事業主の方をお招きし、情報交換をする会議を開催しています。

※ パートタイマー向けのガイダンスを開催しています ※

パートタイマーとして働きたい方や仕事上の悩みを抱えるパートタイマーの方を対象に、働くうえで必要となる情報のご提供やご相談に応じるガイダンス(相談会)を実施しています。

パートタイム助成金を支給しています

詳しくは裏面へ

※ インターネット上で診断&アドバイスが受けられます ※

「パートタイマーが生き活きと活躍できるような環境ができているか?」「パートタイマーを戦力化する上で必要となる取組は何か?」このような疑問についてインターネット上で診断とアドバイスが受けられるシステムを提供しています。

パート活躍度診断サイト <http://parttimers-21.jp>
にぜひアクセスしてください。

ご利用はすべて無料です。お気軽にご相談ください。



パートタイマーの“やる気”を企業活力に



パートタイム助成金が応援します。
ぜひご利用ください。

支給対象と支給額

正社員と共通の処遇制度の導入

パートタイマーの仕事や能力に応じた処遇について、正社員と共通の評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合 …… 50万円

パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入

パートタイマーの仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合 …… 30万円

正社員への転換制度の導入

パートタイマーから正社員への転換制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合 …… 30万円

短時間正社員制度の導入

短時間正社員制度を設けた上で、実際に短時間正社員が1名以上出た場合
「短時間正社員」とは、
①正社員と比較して1週間の所定労働時間が1割以上短いこと、
②労働契約期間の定めがないこと、
③時間当たりの基本給が、同様の業務に従事する正社員と同等以上であること。
…… 30万円

教育訓練の実施

正社員との均衡を考慮した教育訓練をパートタイマーに延べ30名以上実施した場合 …… 30万円

健康診断・通勤に関する便宜供与の実施

上のいずれかのメニューで助成金を受給した事業主がパートタイマーの健康診断（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診）または通勤に関する便宜供与の制度を設けた上で、その利用者が1名以上出た場合 …… 30万円

支給の申請ができる事業主

1. 労働保険適用事業主であること。（規模は問いません。）
2. 制度を新たに設けてから（就業規則または労働協約に規定することが必要）、2年以内に対象者が出ること。



財団法人

21世紀職業財団

（財）21世紀職業財団は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく厚生労働大臣の指定法人として、労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援する事業を実施しています。

お問い合わせ先

（財）21世紀職業財団

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL : 03 - 5276 - 3693

FAX : 03 - 5276 - 3705

HPアドレス <http://www.jiwe.or.jp>

（財）21世紀職業財団 石川事務所

〒920-0981 金沢市片町2-2-15 北国ビル8F

TEL : (076) 234 - 2040

FAX : (076) 234 - 2021

独立行政法人雇用・能力開発機構いしかわ

事業名	キャリア形成促進助成金		
対象者	次のいずれにも該当する事業主の方が対象です。 事業内職業能力開発計画の作成とそれに基づく年間計画の作成（労働組合等の意見・周知の上）が必要です。 職業能力開発推進者を選任し、石川県職業能力開発協会に選任届を提出していることが必要です。 いずれの給付金も、あらかじめ石川センター所長の受給資格認定を受けることが必要です。		
対象事業	企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された教育訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティングの機会の確保を行う場合です。		
支援内容	種類	概要(要件)	助成額
	訓練給付金	年間職業能力開発計画に基づく教育訓練で、専門的な知識・技能の習得や、配置転換等新たな職務に必要な訓練・定年退職後の再就職を円滑化するために必要な訓練を従業員に対して受けさせること。	訓練に要した経費の1/3を助成します。(1人1コース当たりの限度額は総訓練時間に応じて異なります。) 訓練期間中の賃金の1/3を助成します。(事業主が負担した労働保険料の確定保険料の賃金総額から算定した額に職業訓練を実施した時間数(1,200時間を限度。)を乗じた額です。)
	職業能力開発支援促進給付金	従業員が自発的に行う職業能力開発について支援する制度を設け、訓練等を受ける者に対し支援を行うこと。	従業員が自発的に行う職業能力開発に要した経費のうち、事業主が負担した分の1/3を助成します。(1人1コース当たりの限度額は総訓練時間に応じて異なります。) 休暇を付与した期間中の賃金について1/3を助成します。(1,200時間を限度) 新たに制度を導入した場合、15万円を助成します。 支援制度取得者の発生に対して、1人につき5万円を助成します。(延べ20人を限度) 前年度より取得者が増えた場合、増加1人につき2万円を助成します。(5人を限度)
	職業能力評価推進給付金	厚生労働大臣の定める資格試験等で年間訓練計画に規定された職業能力検定の受検費用を全額負担すること。	職業能力検定に係る受検料、手数料等の3/4、職業能力検定期間中の賃金の3/4を助成します。
	キャリア・コンサルティング推進給付金	従業員に、キャリア・コンサルティングを受けさせること。	企業内に担当者を新たに設置した場合、15万円を助成します、外部の専門機関等に委託した場合、委託費用の1/2を助成します。また、受けた従業員の賃金の1/3を助成します。
利用方法	上記助成金には、さまざまな支給要件がありますので、制度及びその他受給のための詳細について申請前に下記お問合せ先までご確認ください。		
問合せ先	独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217 HPアドレス http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/		

3. 各種機関の補助金・助成金

独立行政法人雇用・能力開発機構いしかわ

事業名	地域人材高度化能力開発助成金
対象者	同意高度技能活用雇用安定地域（金沢市、小松市、加賀市、松任市、江沼郡、能美郡、石川郡（美川町、鶴来町、野々市町）、河北郡：旧市町村表示）に所在する事業主の方（人材高度化支援計画の認定を受けた事業主団体の構成中小企業者であること）が対象です。 事業協同組合等の団体が計画認定を受ける必要があります。
対象事業	高度な技能を身につけるための教育訓練を実施又は職業能力開発休暇を付与した場合です。
支援内容	対象労働者に対して職業訓練を受けさせる場合の経費又は従業員が自発的に行う職業能力開発に要した経費について事業主が負担した分の1/2を助成します。また、休暇期間中に支払われた賃金の1/2を助成します。（1,200時間を限度）
利用方法	上記助成金には、さまざまな支給要件がありますので、制度及びその他受給のための詳細について申請前に下記お問合せ先までご確認ください。
問合せ先	独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217 HPアドレス http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/

事業名	中小企業雇用創出等能力開発助成金
対象者	県知事から雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等の中小企業団体の方が対象です。
対象事業	事業の高度化等に必要高度な職業能力又は、新分野進出等に必要職業能力の開発及び向上のため、職業訓練の実施又は従業員の申し出による教育訓練を受ける者に対する支援を行った場合です。 ただし、新分野進出等に係る改善計画の認定を受けた中小企業者の場合は、新分野進出等に必要労働者の雇い入れ等の中小企業基盤人材確保助成金と同じ要件を満たすことが必要となります。
支援内容	対象労働者に対して職業訓練を受けさせる場合の経費又は従業員が自発的に行う職業能力開発に要した経費について事業主が負担した分の1/2を助成します。また、休暇期間中に支払われた賃金の1/2を助成します。（1,200時間を限度）
利用方法	上記助成金には、さまざまな支給要件がありますので、制度及びその他受給のための詳細について申請前に下記お問合せ先までご確認ください。
問合せ先	独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217 HPアドレス http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/

事業名	中小企業人材確保推進事業助成金
対象者	県知事から雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等の中小企業団体の方が対象です。
対象事業	県の認定を受けた改善計画に従い、構成中小企業者の人材確保や雇用管理の改善のための事業を行った場合です。
支援内容	助成対象期間を3年間として、実施に要した費用に相当する額の2/3が助成されます。 (ただし、団体の規模により1,000万円、800万円、600万円を限度額とします。)
利用方法	(1) 改善計画を県中小企業労働力確保担当主務課に提出し、県知事の認定を受けてください。 (2) 7月末までに、「中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書」を、石川センターに提出し、認定を受けてください。 (3) 前期は10月末日、後期は3月末日までに「中小企業人材確保推進事業助成金支給申請書」を、石川センターに提出してください。
問合せ先	独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217 HPアドレス http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/

事業名	中小企業職業相談委託助成金
対象者	県知事から雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業主の方又は個別中小企業主の方が対象です。
対象事業	県の認定を受けた改善計画に従い、その雇用する被保険者に対し職業に関する相談を行う事業を実施する場合（職場への定着を促進するために、職業（メンタルヘルスを含む）相談を3箇月以上委託し、かつ当該認定中小企業者等における常用労働者数が減少していないこと。）です。
支援内容	委託契約に要した費用の1/3又は、雇用する被保険者数の区分に応じて以下の上限額のいずれか低い額を助成します。（10人未満 10万円、10人以上50人未満 25万円、50人以上100人未満 40万円、100人以上 100万円）
利用方法	(1) 改善計画を県中小企業労働力確保担当主務課に提出し、県知事の認定を受けてください。 (2) 認定を受けた改善計画に基づく措置として、契約の締結日の前日までに、「中小企業職業相談委託実施計画（変更）認定申請書」を、石川センターに提出し、認定を受けてください。 (3) 実施計画申請書の提出後、当該雇用確認対象期の末日の翌日から起算してカヶ月以内に「中小企業職業相談委託助成金支給申請書」を、石川センターに提出してください。
問合せ先	独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217 HPアドレス http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/

事業名	中小企業基盤人材確保助成金
対象者	新分野進出等（創業、異業種への進出）を目指す中小企業事業主（県知事から雇用管理の改善計画の認定を受けていること）の方が対象です。
対象事業	県の認定を受けた改善計画に基づき、新分野進出等に必要な中小企業者の経営基盤の強化に資する人材（以下「基盤人材」といいます。）を新たに雇い入れ、又は、基盤人材の雇い入れに伴い基盤人材以外の新分野進出等に必要労働者を新たに雇い入れる場合です。
支援内容	当該基盤人材の賃金に相当する額の一部として一定額を助成します。 基盤人材については140万円、（1企業あたり5人までを限度とします。）基盤人材の雇い入れにあわせて雇入れた一般労働者については、1人あたり30万円（1企業あたり基盤人材の雇い入れ数と同数までを限度とします。）
利用方法	(1) 創業・異業種進出を始めて6カ月以内に雇用管理に関する改善計画を作成し、県中小企業労働力確保法担当主務課に提出し、県知事の認定を受けてください。 (2) 労働者の雇い入れを行う前に、「新分野進出等基盤人材確保実施計画（変更）認定申請書」に必要書類を添付して、石川センターに提出し、石川センター所長の認定を受けてください。 (3) 支給対象期の末日の翌日から起算して1カ月以内に「中小企業基盤人材確保助成金支給申請書」に必要書類を添付して、石川センターに提出してください。
問合せ先	独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217 HPアドレス http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/

事業名	建設雇用改善助成金	
対象者	中小建設事業主の方が対象です。	
対象事業	建設労働者の技能の向上及び福祉の増進を図る場合です。	
支援内容	以下のとおり経費及び賃金の一部を助成します。 建設教育訓練助成金	
	種類	概要（要件）
	第1種 認定訓練	職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成します。
	第2種 技能実習	雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費の一部を助成します。
	第2種 通信教育訓練	雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成します。
	助成額	1人1月（コース又は単位）当たり1,400円から19,500円（訓練課程により異なります。）を助成します。
		一の技能実習について1日13万円かつ20日分を限度に助成します。
		一の教育訓練の受講料（教科書代・教材費含む）の1/2を助成します。（1人当たり10万円限度。）

第2種 就業機会確保 事業	実施計画の認定をうけた建設業の事業主団体が、対象となる労働者に教育訓練を実施した場合、経費の一部を助成します。	教育訓練の実施に要した経費（運営費・委託費）の額の1/2（中小建設事業主の団体については2/3）を助成します。（1コース1人当たり5万円を限度。）
第3種 職業訓練推進	要件を具備する職業訓練法人が、広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施する場合、運営費の一部を助成します。	支給対象費用の2/3を助成します。（一事業年度7,500万円限度。）
第3種 施設等設備整備	認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う場合、経費の一部を助成します。	設置整備費用の1/2を助成します。（3億円限度。）
第3種 受講援助	雇用する建設労働者に、広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施する職業訓練法人が行う職業訓練を受講させた場合、経費の一部を助成します。	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の1/2を助成します。
第4種 認定訓練	雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成します。	1人1日当たり4,400円又は7,000円（訓練課程により異なります）を助成します。
第4種 技能実習	雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成します。	一の技能実習等について1人1日当たり5,000円かつ20日分を限度に助成します。
第4種 就業機会確保 事業	実施計画の認定をうけた建設業の事業主団体の構成事業主であり、建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が、対象となる労働者に教育訓練を実施した場合、賃金の一部を助成します。	教育訓練を受けさせた期間に支払った賃金の額の1/2（中小建設事業主については2/3）を助成します。（1コース1人当たり150日分を限度。）

雇用管理研修等助成金
経費及び賃金の一部を助成します。

種 類	概 要 (要件)	助 成 額
第1種	雇用管理研修等を実施する場合、経費の一部を助成します。	一の雇用管理研修等について、1日当たり10万円かつ6日分を限度に助成します。
第2種	雇用する労働者に有給で雇用管理研修等を受講させた場合、賃金の一部を助成します。	1人1日当たり、5,000円かつ6日分を限度に助成します。

3. 各種機関の
補助金・助成金

福利厚生助成金
経費及び賃金の一部を助成します。

種 類	概 要 (要件)	助 成 額
作業員宿舎 1	中小建設事業主等が、雇用する建設労働者の生活環境の改善を図るため、作業員宿舎を整備した場合、経費の一部を助成します。なお、工事の着工又は購入等をされる1カ月前までに認定申請の手続きを行わなければ、助成金を受けることはできません。	新築・購入・増築の場合、賃借の場合、改築の場合などで、助成限度額が異なります。また、男性用と女性用に区分されているか等で経費助成率が異なります。詳しくは問合せ先へ。
現場福利施設 1	建設現場において、食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所及びシャワー室を整備した場合、経費の一部を助成します。	
健康診断	期間を定めて雇用する建設労働者に健康診断を受診させた場合、経費の一部を助成します。	1人当たり3,900円を限度に助成します。

(1 この助成金は、種類・支給対象者等により、別に5年間の支給限度額があります。)

雇用改善推進事業助成金

種 類	概 要 (要件)	助 成 額
第1種	建設業の事業主団体又は元方事業主である総合工事業者が、構成員である建設事業主若しくは傘下団体又は関係請負人を対象に、別に定める第1種雇用改善推進事業を実施する場合、経費の一部を助成します。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円（重点項目は、支給対象費用の2/3、一事業年度当たりそれぞれ100万円を限度）に助成します。
第2種	都道府県を包括する中小建設事業主の団体が、雇用改善推進事業を行う場合に、その経費の一部を助成します。	支給対象費用の2/3を助成します（事業内容により限度額設定）。

建設業需給調整機能強化促進助成金

雇用改善推進事業助成金に規定するもののほか、建設業の事業主団体が、無料職業紹介事業、人材情報提供事業、有料職業紹介事業、就業機会確保あっせん事業のいずれかを実施する場合に、事業の実施に必要な初期経費と認められる額の2/3（100万円限度）を助成します。

利用方法 上記助成金には、さまざまな支給要件がありますので、制度及びその他受給のための詳細について申請前に下記お問合せ先までご確認ください。

問合せ先 独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217
HPアドレス <http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/>

事業名	労働移動支援助成金（建設業労働移動円滑化支援助成金）																									
対象者	（建設業新規・成長分野定着促進給付金） 中小建設事業主の方が対象です。 （建設業新分野雇用創出給付金） 認定建設事業主団体の方が対象です。																									
対象事業	（建設業新規・成長分野定着促進給付金） 建設業における新規・成長分野に係る事業を行う事業主が、建設業関連の技術、技能等をもった建設労働者を新たに雇い入れ、かつ教育訓練を行った場合です。 （建設業新分野雇用創出給付金） 団体が自ら建設業内外への新分野（ ）の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を雇い入れる場合です。 「経済構造の変革と創造のための行動計画」（平成9年5月閣議決定）、「地域再生法」（平成17年4月施行）に定めてある特定分野																									
支援内容	（建設業新規・成長分野定着促進給付金） 講習期間が2週間以上の場合、対象労働者1人当たり30万円を助成します。 （建設業新分野雇用創出給付金） 対象労働者の数及び事業の開始に要した費用に応じて以下のとおり助成します。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の開始に要した費用</th> <th colspan="3">対象労働者の数</th> </tr> <tr> <th>3人～9人</th> <th>10人～19人</th> <th>20人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以上1,000万円未満</td> <td>25万円</td> <td>37.5万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上2,000万円未満</td> <td>50万円</td> <td>75万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上5,000万円未満</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上</td> <td>250万円</td> <td>375万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>			事業の開始に要した費用	対象労働者の数			3人～9人	10人～19人	20人以上	500万円以上1,000万円未満	25万円	37.5万円	50万円	1,000万円以上2,000万円未満	50万円	75万円	100万円	2,000万円以上5,000万円未満	100万円	150万円	200万円	5,000万円以上	250万円	375万円	500万円
事業の開始に要した費用	対象労働者の数																									
	3人～9人	10人～19人	20人以上																							
500万円以上1,000万円未満	25万円	37.5万円	50万円																							
1,000万円以上2,000万円未満	50万円	75万円	100万円																							
2,000万円以上5,000万円未満	100万円	150万円	200万円																							
5,000万円以上	250万円	375万円	500万円																							
利用方法	（建設業新規・成長分野定着促進給付金） (1) 講習を実施しようとする日の前日までに、「建設業新規・成長分野定着促進給付金講習計画等認定申請書」に必要書類を添付して、石川センターに認定申請を行ってください。 (2) 認定された講習計画に基づき講習を実施した後、当該雇い入れに関して、対象労働者の雇い入れの日の翌日から起算して6カ月を経過した日から1カ月以内に「建設業新規・成長分野定着促進給付金申請書」に必要書類を添付して、石川センターに支給申請を行ってください。 （建設業新分野雇用創出給付金） 「建設業新分野雇用創出給付金認定申請書」に必要書類を添付して、石川センターに提出して認定資格を受けるとともに、当該雇い入れに関して、対象労働者の雇い入れの日の翌日から起算して6カ月を経過した日から1カ月以内に「建設業新分野雇用創出給付金認定申請書」に必要書類を添付して、石川センターに支給申請を行ってください。																									
問合せ先	独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター TEL 076-267-0217 HPアドレス http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/																									

4. 中小企業団体中央会の支援事業

石川県中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法に基づき、各都道府県に一つずつ設置され、中小企業等事業者で組織する各種組合を会員として構成され、組合及び組合員の支援連絡機関として、国・県及び関係機関との連絡体制のもと、中小企業の健全な発展を図ることを目的としています。

中央会の事業は、中小企業等事業者の連携組織の形成支援、それぞれの目的をもつ様々な形態の中小企業組合の設立支援、既存の中小企業組合等に対する運営支援をはじめ、その積極的な活動支援及び活性化推進を図るために必要な各種業務を行っています。

《中央会の主な事業》

組合等の設立・運営、中小企業の経営・労務・金融・税務・法律・施策活用等の相談
創業組織、新たな連携組織の形成支援
組合への助成事業の活用支援
組合の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等経営全般に関する講習会・講演会の開催
地域産業の振興
地域中小商業対策
中小企業等の経営改善支援
官公需受注の推進

中小企業の情報化推進
中小企業の環境適応対策
中小企業の国際化推進
中小企業振興対策の建議・陳情・請願活動
中小企業施策普及及び中小企業に関する情報の提供
組合青年部・女性部の強化推進
中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
中小企業共済制度の実施

《支援事業メニュー》

中央会が専門家を積極的に活用し、組合等連携組織の抱える様々な問題等に対して解決のための助言・支援・研修及び講習会等を実施する事業です。募集時期、事業規模や支援限度額等については、直接中央会へお問い合わせ下さい。

個別専門指導事業

組合等が抱えている法律、税務・経営、登記等の諸問題で、専門的知識が必要な案件について、特定の相談日（原則、毎月1回）を設け、弁護士、税理士、行政書士等の専門家による相談に応じます。また、特に必要がある場合には、専門家を現地に派遣いたします。

講習会開催事業

組合等の組織、運営並びに経済情勢等に関して組合役職員の啓蒙と理解の増進を図るための各種講習会や組合青年部や青年経営者及び女性部や女性経営者を対象にした講習会を開催しています。

組合情報化推進研修事業

経済・社会の急速な情報化の進展に伴い、組合及び組合員の情報化を一層促進するために、パソコン実技に関する研修を実施しています。

組合特定問題研究会事業

組合等が抱えている様々な問題解決のために、中央会と連携して専門家講師等招聘し開催する各種研究会等に対し、その経費の一部について支援する事業です。

組合コンプライアンス事業

組合法や組合会計基準など組合運営事務について、専門家を伴って徹底的に事務の検査等を行い、組合運営の健全性を確保すると共に、問題点の解決を図る事業です。

組織化集中指導事業

組合等が抱えている新分野進出、労働環境改善、地域産業おこし、エネルギー環境等に関するテーマについて、専門家を派遣し、継続的な支援を行う事業です。なお、原則3回以上の研究会を開催し、対象事業費の1/3以上の自己負担が必要です。

組合情報化現地指導事業

組合の情報ネットワーク化に意欲的に取組もうとする組合等に対し、専門家を派遣し、継続的な支援を行う事業です。なお、原則3回以上の研究会を開催し、対象事業費の1/3以上の自己負担が必要です。

多角的連携組織指導事業

優れた経営資源の結集を求めて連携を図り、新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣し、継続的な支援を行う事業です。なお、原則3回以上の研究会を開催し、対象事業費の1/3以上の自己負担が必要です。

青年部研究会事業

組合青年部の活動の活発化を促進するため、組合青年部が自主的に企画する研究会に対し、中央会と青年中央会が連携して支援する事業です。なお、原則3回以上の研究会を開催し、対象事業費の1/3以上の自己負担が必要です。

小規模組合支援事業

組合が取り組む、必要性かつ緊急性があり明確な事業効果が見込める事業について、中央会と連携して実施し、その経費の一部について支援する事業です。

人材養成事業

組合や業界の後継者育成が迫られている組合に対して、研究会の開催や専門家の派遣を行い、組合等に必要とされる高度な人材を育成するための経費の一部について支援する事業です。

創業支援アライアンス事業

新規創業者等の情報を県下広く収集するとともに、創業者それぞれが抱える課題に対して専門家を交えながら解決し、中央会と連携して創業のための組織づくりを推進する事業で、その経費の一部について支援します。

地場産品ブランディング支援事業

昔ながらの地場産品や地場産業を活かして新たに開発した地域産品を有する組合や任意グループを対象とし、その対象産品について、商品としての分析を行うとともに、市場調査等を実施し、地域ぐるみによる販路拡大や販売促進方法を研究し構築する事業で、その経費の一部について支援する事業です。

《補助金事業（間接補助金）メニュー》

組合等連携組織が経済的・社会的環境の変化に対応するために取り組む事業に対し、事業費の一部について助成します。募集時期、事業規模や補助率等については、直接中央会へお問い合わせ下さい。

組合等への間接補助事業

地域の経営資源を有効活用した戦略的な取り組みを行い、かつ、明確な効果が見込める事業を行う組合等に対して助成します。なお、補助率は、対象事業費の1/2以内とします。

全国中小企業団体中央会が窓口となっている国の助成事業で、全国の中小企業組合等に対し広く募集を行う事業です。計画の応募にあたっては、各県の中央会が実情を把握し、活用支援を行うこととなっていますので、ご相談の際は、検討の段階から石川県中央会へお問い合わせ下さい。

事業名	1. 組合等活路開拓調査研究事業
対象者	中小企業組合、社団法人、共同出資会社、任意グループ
対象事業	中小企業が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマについての取り組みを共同で行う事業に対し、事業費の一部を助成します。
支援内容	<p>事業テーマ：主要事業の改善、新規事業の発掘、後継者育成、経営環境への対応、創業者支援、情報化促進、中心市街地活性化等中小企業が対応を迫られている問題</p> <p>事業の実施方法：計画策定・推進、実現化を図るための試作・実験・導入等事業の実施について効果的な組み合わせにより行います。</p> <p>補助金額：対象となる経費総額の10分の6以内であって、12,167千円を限度とします。</p> <p>事業実施期間：交付決定より翌年2月15日まで</p> <p>補助対象数：70組合等</p> <p>応募書類：組合等の概要、事業計画書、経費明細表、添付書類（定款、前年度の事業報告書及び決算関係書類、実施年度の事業計画書及び収支予算書、組合員（会員）名簿）</p>
事業名	2. 組合等情報ネットワークシステム等開発事業
対象者	中小企業組合、社団法人、共同出資会社、任意グループ
対象事業	組合等を基盤に、組合員や業界等を結ぶ情報ネットワークの構築、業務用アプリケーションシステムの導入など中小企業者のIT活用による経営革新を推進するための事業に対し、事業費の一部を助成します。
支援内容	<p>事業テーマ：(1) 基本計画策定事業 組合等が情報ネットワークシステムの開発を目指した計画立案や提案依頼書策定に関する内容</p> <p>(2) 情報システム構築事業 組合等を基盤とする情報ネットワーク構築、組合員及び関連中小企業の業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発に関する内容</p> <p>事業の実施方法：計画策定・推進、実現化を図るための試作・実験・導入等事業の実施について効果的な組み合わせにより行います。</p> <p>補助金額：対象となる経費総額の10分の6以内であって、12,167千円を限度とします。</p> <p>事業実施期間：交付決定より翌年2月15日まで</p> <p>補助対象数：20組合等</p>

	応募書類：組合等の概要、事業計画書、経費明細表、添付書類（定款、前年度の事業報告書及び決算関係書類、実施年度の事業計画書及び収支予算書、組合員（会員）名簿）
事業名	3. 組合等Web構築支援事業
対象者	中小企業組合、社団法人、共同出資会社、任意グループ
対象事業	組合及び組合員企業情報を広く発信し、新たなビジネスチャンスの創出を図るため、組合等がインターネットを通じて全国に公開しようとするWebサイト（ホームページ）制作に要する経費の一部について助成します。
支援内容	<p>事業内容：Webサイト制作に関する以下の業務を対象とします。</p> <p>委員会の設置 Webサイトの制作に関する企画、データの収集・整理・加工 Webサイトの制作（情報データベースの構築） Webサイト公開のために行うサーバへの登録</p> <p>補助金額：対象となる経費総額の10分の6以内であって、420千円を限度とします。 事業実施期間：交付決定より同年12月20日まで 補助対象数：70組合等</p> <p>応募書類：組合等の概要、事業計画書、経費明細表、添付書類（定款、前年度の事業報告書及び決算関係書類、実施年度の事業計画書及び収支予算書、組合員（会員）名簿）</p>
事業名	4. 組合等自主研修事業
対象者	中小企業組合、社団法人、共同出資会社、任意グループ
対象事業	組合等が、組合員企業の人材養成等のために、自主的に行う研修事業に対し事業費の一部を助成します。
支援内容	<p>研修内容：イ. 経営管理、販売管理、経理、財務、労務、組織運営等に関する研修 ロ. 新製品の開発、新技術の導入、新分野進出、その他当該組合等の直面している問題に関する研修 ハ. 中小企業及び組合等の今後のあり方に関する研修</p> <p>研修対象：組合等の組合員（会員） 研修の方法：講義、討議、事例研究など、研修の効果がもっとも上がる方法により実施するもの</p> <p>補助金額：対象となる経費総額の10分の6以内であって、180千円を限度とします。 事業実施期間：交付決定より翌年2月15日まで 補助対象数：75組合等</p> <p>応募書類：組合等の概要、事業計画書、経費明細表、添付書類（定款、前年度の事業報告書及び決算関係書類、実施年度の事業計画書及び収支予算書、組合員（会員）名簿）</p>
利用方法	<p>補助対象予定組合等の選定</p> <p>応募組合に対し、事業内容について書類審査を行い、その内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちから、より緊急度の高いものを選考委員会の審査を経て補助対象として選定します。</p>
申請先	石川県中小企業団体中央会 TEL 076-267-7711 全国中小企業団体中央会（振興部）

問い合わせ先一覧

石川県

部 課 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
石川県商工労働部産業政策課	920-8580	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1511	http://www.pref.ishikawa.jp/syoko/
(技術振興開発支援グループ)			076-225-1513	
石川県商工労働部経営支援課			076-225-1521	http://www.pref.ishikawa.jp/kinyuu/
(商業活性化グループ)			076-225-1524	
石川県観光交流局交流政策課			076-225-1126	http://www.pref.ishikawa.jp/kouryu/
(伝統産業グループ)			076-225-1127	
石川県観光交流局観光推進課			076-225-1538	http://www.pref.ishikawa.jp/kankou/
石川県工業試験場	920-8203	金沢市鞍月 2 丁目 1 番地	076-267-8081	http://www.irii.go.jp

県内各市

部 課 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
金沢市産業局商業振興課	920-8577	金沢市広坂 1 - 1 - 1	076-220-2193	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/soshiki/syougyou/
金沢市産業局工業振興課			076-220-2205	http://www.city.kanazawa.jp/kougyou/
金沢市産業局企業立地課			076-220-2225	
金沢市産業局観光交流課			076-220-2194	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/soshiki/kankou/
金沢市産業局労働政策課			076-220-2199	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/soshiki/roufuku/
七尾市産業部産業政策課	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ25番地	0767-53-8423	http://www.city.nanao.ishikawa.jp
小松市経済環境部商工振興課	923-8650	小松市小馬出町91番地	0761-24-8074	http://www.city.komatsu.ishikawa.jp
輪島市産業部商工業課	928-8525	輪島市二ツ屋町 2 字29番地	0768-23-1147	http://www.city.wajima.ishikawa.jp
珠洲市商工観光課	927-1468	珠洲市上戸町北方 1 - 6 - 2	0768-82-7776	http://www.city.suzu.ishikawa.jp
加賀市地域振興部観光商工課	922-8622	加賀市大聖寺南町二41番地	0761-72-7900	http://www.city.kaga.ishikawa.jp
羽咋市商工観光課	925-8501	羽咋市旭町ア200番地	0767-22-1118	http://www.city.hakui.ishikawa.jp
かほく市産業建設部商工観光課	929-1292	かほく市高松ウ 1 番地 1 高松庁舎	076-281-3922	http://www.city.kahoku.ishikawa.jp
白山市産業部商工振興課	924-8688	白山市倉光二丁目 1 番地	076-274-9543	http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/index.jsp
能美市産業建設部商工観光課	929-0192	能美市中町子88 根上庁舎	0761-55-8509	http://www.city.nomi.ishikawa.jp

関係機関

部 課 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸支部	920-0031	石川県金沢市広岡3 - 1 - 1 金沢パークビル10階	076-223-5761	http://www.smrj.go.jp/ki-kou/branch/hokuriku/
(中小企業・ベンチャー総合支援センター)			076-223-5546	http://www.smrj.go.jp/center/hokuriku/
(共済普及室)			076-223-5547	http://www.smrj.go.jp/sk-yosai/
財団法人石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2丁目20番地	076-267-1001	http://dgnnet.isico.or.jp/
(産業振興部産業情報課)			076-267-1001	
(産業振興部販路開拓課)			076-267-1140	
(経営支援部経営支援課)			076-267-1244	
(プロジェクト推進部)			076-267-6291	
(サイエンスパークオフィス)	923-1211	石川県能美市旭台2丁目1番地 石川ハイテク交流センター内	0761-51-0122	http://www.ishikawa-sp.com
金沢大学共同研究センター協働会	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-6111	http://www.ccr.kanazawa-u.ac.jp
日本貿易振興機構(ジェトロ)金沢貿易情報センター	920-8203	金沢市鞍月2 - 20	076-268-9601	http://www.jetro.go.jp/kanazawa
社団法人石川県発明協会	920-8203	金沢市鞍月2 - 20 石川県地場産業振興センター新館2階	076-267-5996	http://www.hirameki.jiii.or.jp/sibu/isikawa/isikawa.htm
財団法人21世紀職業財団石川事務所	920-0918	金沢市片町2 - 2 - 15 北国ビル8階	076-234-2040	http://www.jiwe.or.jp
独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター	920-0352	金沢市観音堂町へ - 1	076-267-0217	http://www.ehdo.go.jp/ishikawa

中小企業団体中央会

部 課 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
石川県中小企業団体中央会 (総務課) (情報企画課) (組織振興課)	920-8203	金沢市鞍月2丁目20番地	076-267-7711	http://www.icnet.or.jp